投資信託説明書
（請求目論見書）
使用開始日：2026年5月15日

三井住友・DC年金バランス

30（債券重点型）／50（標準型）／70（株式重点型）

追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

【愛称】マイパッケージ

三井住友・ＤＣ年金バランス30（債券重点型）、三井住友・ＤＣ年金バランス50（標準型）および三井住友・ＤＣ年金バランス70（株式重点型）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2026年5月14日に関東財務局長に提出しており、2026年5月15日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　荻原　亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

１．本書は、金融商品取引法第13条第２項第２号に定める内容を記載した目論見書です。

２．運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

３．基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

４．投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

５．税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

三井住友・ＤＣ年金バランス 30（債券重点型）
三井住友・ＤＣ年金バランス 50（標準型）
三井住友・ＤＣ年金バランス 70（株式重点型）
（上記３ファンドの愛称として「マイパッケージ」という名称を用いることがあります。）

以下上記３ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。
また、「三井住友・ＤＣ年金バランス 30（債券重点型）」を「マイパッケージ 30」、「三井住友・ＤＣ年金バランス 50（標準型）」を「マイパッケージ 50」、「三井住友・ＤＣ年金バランス 70（株式重点型）」を「マイパッケージ70」という略称でいうことがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド２兆5,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。
基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、それぞれ「ＤＣマ30」、「ＤＣマ50」、「ＤＣマ70」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

社		

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（5）【申込手数料】

ありません。

（6）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2026 年 5 月 15 日から 2026 年 11 月 12 日まで
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。
販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
販売会社の詳細につきましては、前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ　申込証拠金

ありません。

ロ　日本以外の地域における募集

ありません。

ハ　クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ニ　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ　当ファンドは、「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券の組入れを通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債に分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

ロ　各ファンドの運用にあたっては、株式、債券、短期金融資産を各ファンド毎の基本資産配分の比率により独自に作成した合成指数をベンチマークとして、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。詳細については、後述の「２　投資方針」をご参照ください。

ハ　委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドそれぞれ金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ニ　当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

≪商品分類表≫

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信	
		その他資産 （　）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル （日本を含む） 日本 北米	ファミリーファンド	あり	日経 225
債券 一般 公債 社債	年6回（隔月） 年 12 回（毎月）	欧州 アジア			

その他債券 クレジット属性 （　）	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし	TOPIX
不動産投信	その他 （　）	中南米			
その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））		アフリカ			その他 （合成指数）
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東）			
		エマージング			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。
※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でもご覧頂けます。

一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」

≪商品分類表定義≫

1．単位型投信・追加型投信の区分
（1）単位型投信…　当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
（2）追加型投信…　一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2．投資対象地域による区分
（1）国内…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（2）海外…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
（3）内外…　目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3．投資対象資産（収益の源泉）による区分
（1）株式…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（2）債券…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（3）不動産投信（リート）…

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（4）その他資産…　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

（5）資産複合…　目論見書または投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4．独立した区分

（1）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…

「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

（2）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…

「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

（3）ETF…　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5.補足分類

（1）インデックス型…　目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

（2）特殊型…　目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

≪属性区分表定義≫

1．投資対象資産による属性区分

（1）株式

①一般…　次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②大型株…　目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株…　目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（2）債券

①一般…　次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②公債…　目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債…　目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券…　目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…
目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（3）不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（4）その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

（5）資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2．決算頻度による属性区分

①年１回… 目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

②年２回… 目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

③年４回… 目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

④年６回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年 12 回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3．投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4．投資形態による属性区分

①ファミリーファンド…　目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ…　「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5．為替ヘッジによる属性区分

①為替ヘッジあり…　目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

②為替ヘッジなし…　目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

①日経225

②ＴＯＰＩＸ

③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7．特殊型

①ブル・ベア型…　目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

②条件付運用型…　目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

③ロング・ショート型／絶対収益追求型…

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型…　目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（2）【ファンドの沿革】

2005年9月30日　信託契約締結、設定、運用開始。

（3）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、そ

の業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み

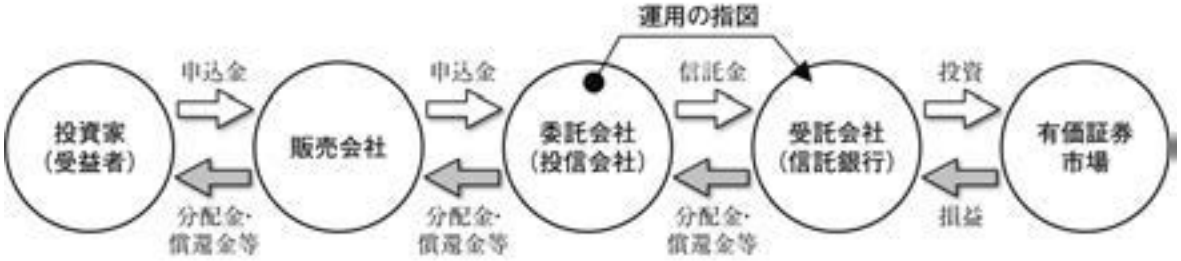

ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2026年2月27日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（2026年2月27日現在）

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

ハ　ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。

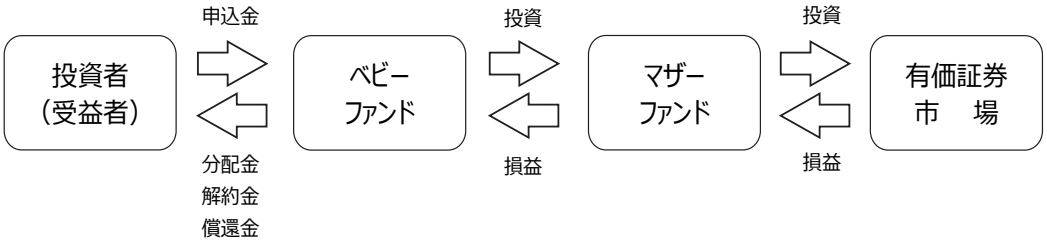

2【投資方針】

（1）【投資方針】

イ　基本方針

内外の株式・公社債に投資する４つのマザーファンドの組入れを通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債に分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

国内株式	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
国内債券	国内債券パッシブ・マザーファンド
外国株式	外国株式インデックス・マザーファンド
外国債券	外国債券パッシブ・マザーファンド

ロ　投資態度

（イ）各ファンドにつき、マザーファンド受益証券への投資を通じて行う各資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。

ただし、それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲（±３％）を設けて調整を行います。

		マイパッケージ30	マイパッケージ50	マイパッケージ70
株　式		30％	50％	70％
	国内株式	20％	35％	50％
	外国株式	10％	15％	20％
債　券		65％	45％	25％
	国内債券	55％	35％	15％
	外国債券	10％	10％	10％
短期金融資産		５％	５％	５％

（ロ）各ファンドの運用は、以下の比率により委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

	マイパッケージ30	マイパッケージ50	マイパッケージ70
ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）	20％	35％	50％
ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）	55％	35％	15％
ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）	10％	15％	20％
ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）	10％	10％	10％
有担保コール翌日物	５％	５％	５％

（ハ）実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないことを基本とします。

（ニ）非株式割合に関する制限

ａ．マイパッケージ30

制限はありません。

ｂ．マイパッケージ50

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の75%以下とします。

ｃ．マイパッケージ70

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みま

す。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1 内外の株式・公社債に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債に分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

2 各ファンドにつき、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。

□ それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲（±3%）を設けて調整を行います。

［基本資産配分とリスク・リターンのイメージ］

□ ファンドの運用（各マザーファンドへの資産配分および調整）は、運用部 マルチアセットグループが行います。

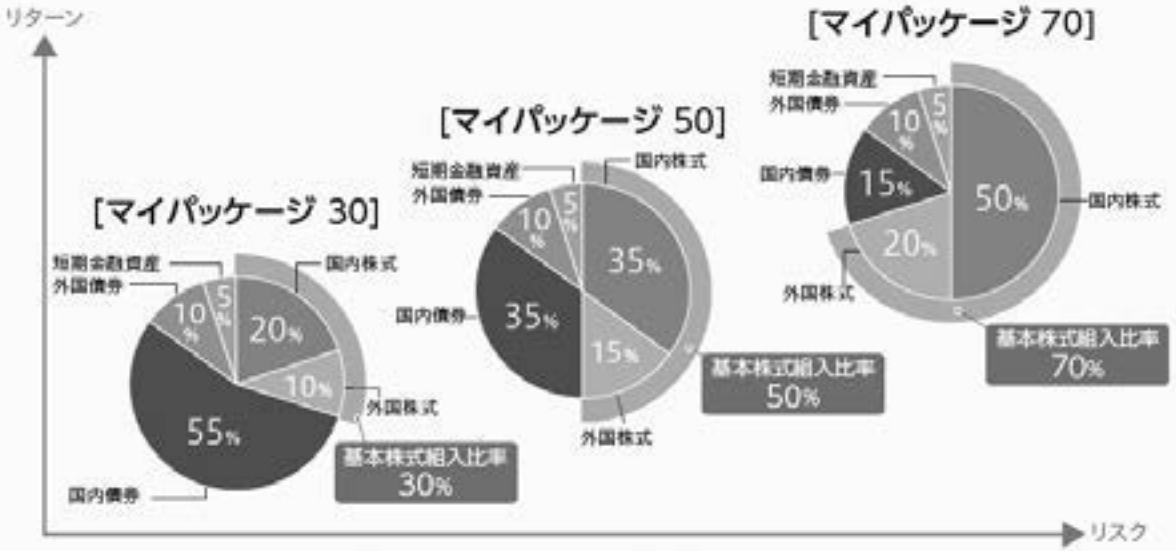

※上記は、各ファンドの基本資産配分を示したものであり、実際の配分比率を示すものではありません。
また、各ファンドのリスク・リターンの関係はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

※上記の運用担当部署は2026年2月末現在のものであり、今後変更される場合があります。運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。
<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

3 運用にあたっては、委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

［各ファンドのベンチマークの資産別合成比率］

	投資対象資産	マイパッケージ30	マイパッケージ50	マイパッケージ70
TOPIX（東証株価指数、配当込み）	国内株式	20%	35%	50%
NOMURA－BPI（総合）	国内債券	55%	35%	15%
MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）	外国株式	10%	15%	20%
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）	外国債券	10%	10%	10%
有担保コール翌日物	短期金融資産	5%	5%	5%

4 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないことを基本とします。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

指数の著作権など

●TOPIX（東証株価指数）は株式会社JPX総研、NOMURA－BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。

●各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

ファンドのしくみ

□ファミリーファンド方式で運用を行います。

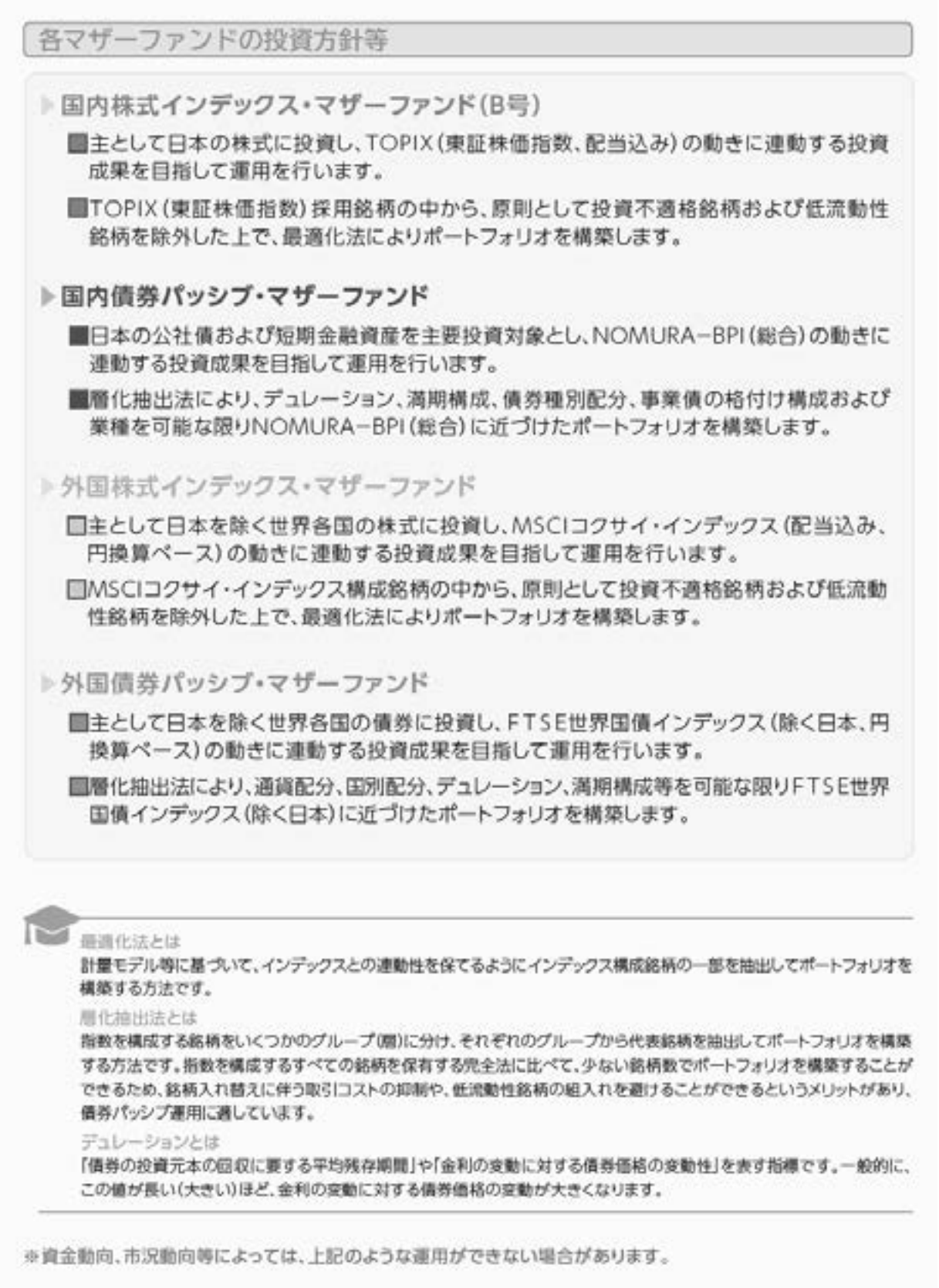

（2）【投資対象】

イ　投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。

以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引にかかる権利

３．金銭債権

４．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

ロ　投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するもの、および第 14 号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（ただし、投資法

人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

ハ　投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ　ファンドの運用体制

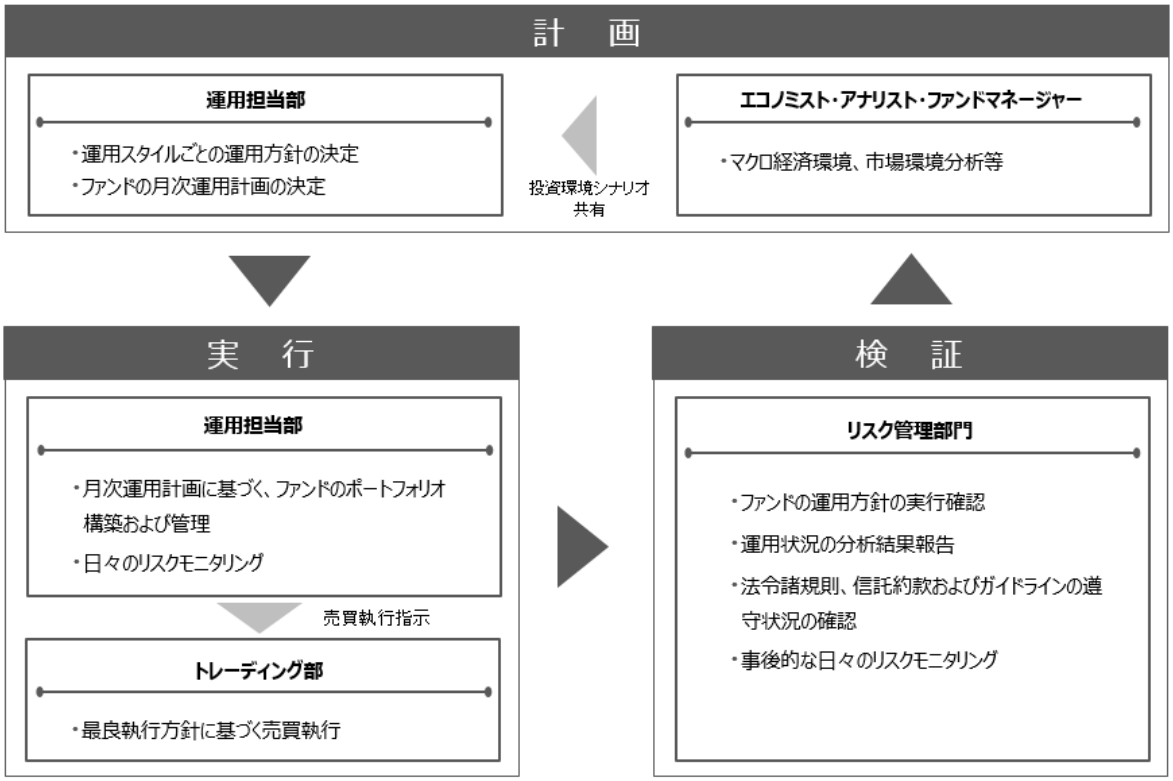

※リスク管理部門の人員数は、約 40 名です。
※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

毎決算時（原則として毎年２月 18 日、ただし決算応当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以

下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ　分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

ロ　収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ　留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、前記「（1）投資方針」と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（5）【投資制限】

Ⅰ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ　株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、以下の通りとします。

マイパッケージ30　　50%未満
マイパッケージ50　　25%以上
マイパッケージ70　　50%以上

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

ロ　新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

ハ　投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

ニ　外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以下とします。

ホ　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

ヘ　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ト　デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

チ　外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

Ⅱ　ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ　投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証

券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ　信用取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ　先物取引等の指図

（イ）委託会社は、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託会社は、日本の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（ハ）委託会社は、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ　スワップ取引の指図

（イ）委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

（ホ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ　金利先渡取引および為替先渡取引の指図

（イ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産

の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ヘ)「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ト)「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ　有価証券の貸付けの指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト　有価証券の空売りの指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 有価証券の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ　有価証券の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

（ロ）有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）有価証券の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ　外国為替予約取引の指図

（イ）委託会社は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（ロ）予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

（ハ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ル　資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）上記（イ）の資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

２．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

３．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内

（ハ）上記（ロ）の借入期間は、有価証券等の売却代金または償還金の入金日までに限るものとします。

（ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

ヲ　デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

Ⅲ　法令に基づく投資制限

イ　同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ　デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に

より算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ　信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）
（国内株式インデックス・マザーファンド（B号））

（1）投資方針等

イ　基本方針

主として日本の株式に投資し、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）主としてＴＯＰＩＸ（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ハ）株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

（2）投資対象

イ　投資対象とする資産の種類

前記「2　投資方針　（2）投資対象　イ　投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ　投資対象とする有価証券

前記「2　投資方針　（2）投資対象　ロ　投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第1号、第2号、第4号、第10号、第13号、第18号および第19号に掲げるものに投資します。

ハ　投資対象とする金融商品

前記「2　投資方針　（2）投資対象　ハ　投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品の各号のうち、第1号から第4号に掲げるものに投資します。

（3）投資制限

イ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）外貨建資産への投資は行いません。

（ロ）株式への投資割合には制限を設けません。

（ハ）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（ニ）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（国内債券パッシブ・マザーファンド）

（１）投資方針等

イ　基本方針

日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

（ロ）公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

（ハ）資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（２）投資対象

イ　投資対象とする資産の種類

前記「２　投資方針　（２）投資対象　イ　投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ　投資対象とする有価証券

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ロ　投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第１号から第21号まで）に掲げるものに投資します。

ハ　投資対象とする金融商品

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ハ　投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

（ハ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

（ニ）外貨建資産への投資は行いません。

（ホ）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（ヘ）デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（外国株式インデックス・マザーファンド）

（１）投資方針等

イ　基本方針

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）主として世界各国の株式に投資し、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

（ハ）株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

イ　投資対象とする資産の種類

前記「２　投資方針　（２）投資対象　イ　投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ　投資対象とする有価証券

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ロ　投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第１号、第２号、第４号、第５号、第 10 号から第 21 号（ただし、投資法人債券を除きます。）に掲げるものに投資します。

ハ　投資対象とする金融商品

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ハ　投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式への投資割合には制限を設けません。

（ロ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（ハ）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（ニ）デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（ホ）外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（外国債券パッシブ・マザーファンド）

（１）投資方針等

イ　基本方針

ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

（ロ）ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。

（ハ）ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。

（ニ）保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

（ホ）公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

（ヘ）資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（２）投資対象

イ　投資対象とする資産の種類

前記「２　投資方針　（２）投資対象　イ　投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ　投資対象とする有価証券

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ロ　投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第１号から第 21 号まで）に掲げるものに投資します（ただし、投資法人債券を除きます。）。

ハ　投資対象とする金融商品

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ハ　投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

（ロ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

（ハ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（ニ）同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

（ホ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

（ヘ）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（ト）デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（チ）外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

３【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

（ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ　その他の留意点

（イ）ファンド固有の留意点

合成指数の動きと連動しない要因

ファンドは、委託会社が独自に作成した合成指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、合成指数の動きに連動しないことがあります。

・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること

・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること

・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること

・利用可能な指数先物とインデックスの動きに不一致が生じること

（ロ）投資信託に関する留意点

・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ハ）分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ　投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年3月～2026年2月

分配金再投資基準価額：
2021年3月～2026年2月

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年3月～2026年2月

他の資産クラス：
2021年3月～2026年2月

□マイパッケージ30

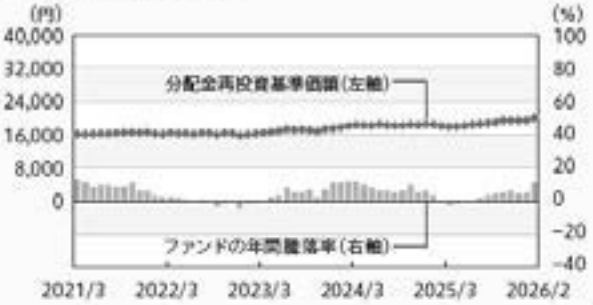

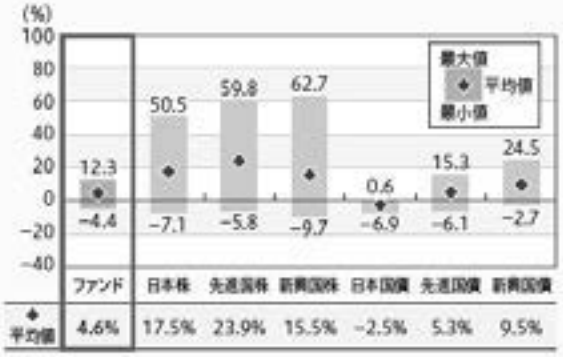

□マイパッケージ50

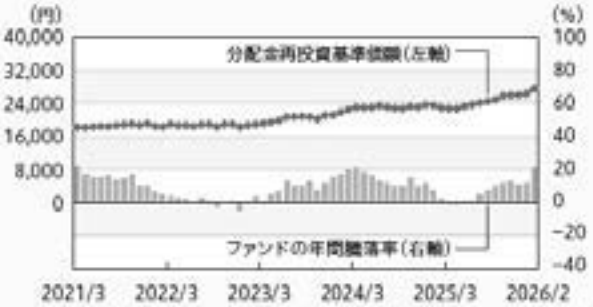

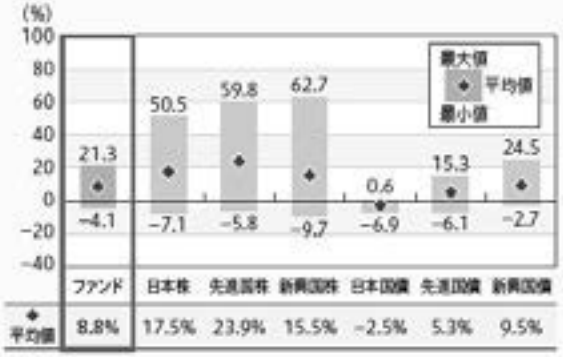

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年3月～2026年2月

分配金再投資基準価額：
2021年3月～2026年2月

□マイパッケージ70

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年3月～2026年2月

他の資産クラス：
2021年3月～2026年2月

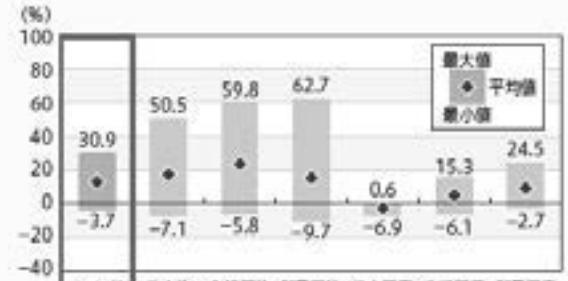

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
◆平均値	13.2%	17.5%	23.9%	15.5%	-2.5%	5.3%	9.5%

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX（TOPIX（東証株価指数、配当込み））日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（グロス配当込み、円ベース）MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI（国債）野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

各ファンドの信託報酬率および配分は以下の通りです。

＜信託報酬率およびその配分＞

	信託報酬率	配分（税抜き）		
		委託会社	販売会社	受託会社
マイパッケージ30	年0.242% (税抜き0.22%)	年0.09%	年0.1%	年0.03%
マイパッケージ50	年0.253% (税抜き0.23%)	年0.10%	年0.1%	年0.03%
マイパッケージ70	年0.264% (税抜き0.24%)	年0.11%	年0.1%	年0.03%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（4）【その他の手数料等】

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により金額が

決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※　上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

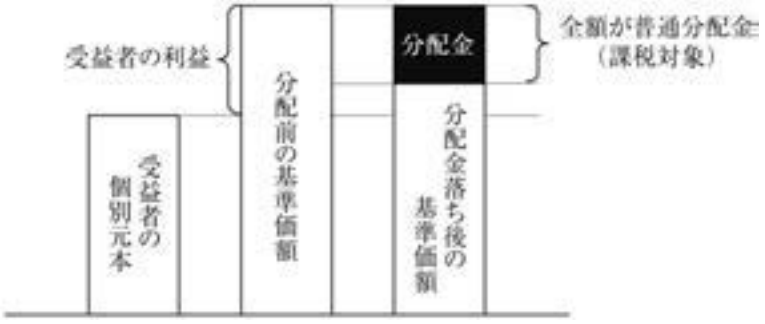

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

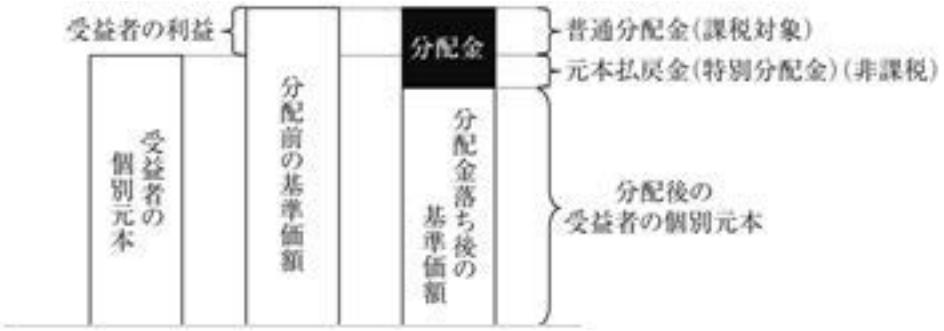

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ⅱ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

「マイパッケージ30」は、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

「マイパッケージ 50」および「マイパッケージ 70」は、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、ＮＩＳＡの「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上

限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2026年2月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2025年2月19日～2026年2月18日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
マイパッケージ30	0.25%	0.24%	0.01%
マイパッケージ50	0.27%	0.25%	0.01%
マイパッケージ70	0.28%	0.26%	0.02%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。
※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。
※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
運用報告書は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/)から検索いただけます。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）

2026年2月27日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	26,775,989,579	95.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	1,249,057,183	4.46
合計（純資産総額）		28,025,046,762	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）

2026年2月27日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	74,239,372,486	95.28
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	3,677,725,402	4.72
合計（純資産総額）		77,917,097,888	100.00

三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）

2026年2月27日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	50,071,300,166	95.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	2,490,548,128	4.74
合計（純資産総額）		52,561,848,294	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）

イ　主要投資銘柄

2026年2月27日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価	評価額（円）	投資比率

						(円)		(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	13,547,960,616	1.1114	15,057,206,473	1.1150	15,105,976,086	53.90
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）	823,731,654	7.0464	5,804,342,728	7.2917	6,006,404,101	21.43
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	229,141,996	12.0703	2,765,812,634	12.4203	2,846,012,332	10.16
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	1,079,084,317	2.5639	2,766,664,280	2.6111	2,817,597,060	10.05

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2026年2月27日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	95.54
合　計	95.54

三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）

イ　主要投資銘柄

2026年2月27日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）	3,834,661,407	7.0464	27,020,558,140	7.2917	27,961,200,581	35.89
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	24,221,153,617	1.1114	26,919,390,130	1.1150	27,006,586,282	34.66
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	946,178,793	12.0703	11,420,661,885	12.4203	11,751,824,462	15.08
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	2,879,920,785	2.5639	7,383,833,781	2.6111	7,519,761,161	9.65

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2026年2月27日現在

種類	投資比率（%）

親投資信託受益証券	95.28
合　計	95.28

三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）

イ　主要投資銘柄

2026年2月27日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	3,678,257,545	7.0464	25,918,473,965	7.2917	26,820,750,540	51.03
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	820,118,677	12.0708	9,899,494,366	12.4203	10,186,120,003	19.38
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	7,232,055,847	1.1114	8,037,706,870	1.1150	8,063,742,269	15.34
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	1,915,165,009	2.5639	4,910,291,566	2.6111	5,000,687,354	9.51

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2026年2月27日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	95.26
合　計	95.26

②【投資不動産物件】

三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）

該当事項はありません。

三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）

該当事項はありません。

三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）

該当事項はありません。

三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）

該当事項はありません。

三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第12期　（2017年 2月20日）	6,522,850,554	6,522,850,554	13,891	13,891
第13期　（2018年 2月19日）	8,363,355,544	8,363,355,544	14,611	14,611
第14期　（2019年 2月18日）	10,162,610,006	10,162,610,006	14,609	14,609
第15期　（2020年 2月18日）	12,218,579,866	12,218,579,866	15,268	15,268
第16期　（2021年 2月18日）	13,771,738,370	13,771,738,370	16,001	16,001
第17期　（2022年 2月18日）	15,215,352,368	15,215,352,368	16,223	16,223
第18期　（2023年 2月20日）	17,640,339,749	17,640,339,749	16,280	16,280
第19期　（2024年 2月19日）	21,439,623,924	21,439,623,924	18,068	18,068
第20期　（2025年 2月18日）	23,538,088,720	23,538,088,720	18,364	18,364
第21期　（2026年 2月18日）	27,694,315,042	27,694,315,042	19,820	19,820
2025年 2月末日	23,302,916,667	－	18,165	－
3月末日	23,659,364,572	－	18,028	－
4月末日	23,705,677,578	－	18,027	－
5月末日	24,128,454,245	－	18,230	－
6月末日	25,422,199,282	－	18,488	－
7月末日	25,757,341,913	－	18,638	－
8月末日	26,057,122,598	－	18,790	－
9月末日	26,380,436,537	－	19,004	－
10月末日	27,049,795,594	－	19,454	－
11月末日	27,112,996,054	－	19,464	－

12月末日	27,065,762,895	－	19,427	－
2026年 1月末日	27,187,653,637	－	19,455	－
2月末日	28,025,046,762	－	20,093	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第12期 （2017年 2月20日）	17,864,219,936	17,864,219,936	14,480	14,480
第13期 （2018年 2月19日）	23,340,195,738	23,340,195,738	15,652	15,652
第14期 （2019年 2月18日）	27,693,471,936	27,693,471,936	15,452	15,452
第15期 （2020年 2月18日）	32,984,628,394	32,984,628,394	16,411	16,411
第16期 （2021年 2月18日）	38,347,699,126	38,347,699,126	17,886	17,886
第17期 （2022年 2月18日）	40,992,366,746	40,992,366,746	18,381	18,381
第18期 （2023年 2月20日）	44,847,548,745	44,847,548,745	18,848	18,848
第19期 （2024年 2月19日）	55,235,853,937	55,235,853,937	22,239	22,239
第20期 （2025年 2月18日）	60,371,225,186	60,371,225,186	23,285	23,285
第21期 （2026年 2月18日）	76,555,800,640	76,555,800,640	26,989	26,989
2025年 2月末日	59,295,985,107	－	22,841	－
3月末日	60,235,844,444	－	22,679	－
4月末日	59,832,795,917	－	22,628	－
5月末日	61,657,454,691	－	23,193	－
6月末日	66,758,575,337	－	23,620	－
7月末日	68,303,633,639	－	24,038	－
8月末日	69,468,878,976	－	24,422	－
9月末日	70,663,673,368	－	24,860	－
10月末日	73,342,567,653	－	25,750	－
11月末日	73,488,498,627	－	25,901	－
12月末日	73,793,163,173	－	25,986	－
2026年 1月末日	74,874,737,115	－	26,286	－
2月末日	77,917,097,888	－	27,515	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第12期 （2017年 2月20日）	9,067,400,207	9,067,400,207	14,788	14,788
第13期 （2018年 2月19日）	12,058,838,561	12,058,838,561	16,422	16,422

第14期 (2019年 2月18日)	14,023,320,486	14,023,320,486	15,991	15,991
第15期 (2020年 2月18日)	16,535,371,261	16,535,371,261	17,255	17,255
第16期 (2021年 2月18日)	19,855,236,393	19,855,236,393	19,459	19,459
第17期 (2022年 2月18日)	21,789,845,477	21,789,845,477	20,265	20,265
第18期 (2023年 2月20日)	24,761,805,444	24,761,805,444	21,244	21,244
第19期 (2024年 2月19日)	33,012,419,763	33,012,419,763	26,579	26,579
第20期 (2025年 2月18日)	37,317,972,471	37,317,972,471	28,639	28,639
第21期 (2026年 2月18日)	51,304,626,488	51,304,626,488	35,437	35,437
2025年 2月末日	36,404,594,536	－	27,863	－
3月末日	36,914,043,845	－	27,679	－
4月末日	36,538,835,450	－	27,527	－
5月末日	38,191,276,288	－	28,594	－
6月末日	41,696,377,351	－	29,236	－
7月末日	42,932,043,317	－	30,031	－
8月末日	44,080,787,479	－	30,741	－
9月末日	45,178,263,858	－	31,484	－
10月末日	47,542,793,944	－	32,967	－
11月末日	48,055,677,981	－	33,320	－
12月末日	48,492,358,104	－	33,580	－
2026年 1月末日	49,697,904,003	－	34,262	－
2月末日	52,561,848,294	－	36,337	－

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第12期	2016年 2月19日～2017年 2月20日	0
第13期	2017年 2月21日～2018年 2月19日	0
第14期	2018年 2月20日～2019年 2月18日	0
第15期	2019年 2月19日～2020年 2月18日	0
第16期	2020年 2月19日～2021年 2月18日	0
第17期	2021年 2月19日～2022年 2月18日	0
第18期	2022年 2月19日～2023年 2月20日	0
第19期	2023年 2月21日～2024年 2月19日	0
第20期	2024年 2月20日～2025年 2月18日	0
第21期	2025年 2月19日～2026年 2月18日	0

三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）

第12期	2016年2月19日～2017年2月20日	0
第13期	2017年2月21日～2018年2月19日	0
第14期	2018年2月20日～2019年2月18日	0
第15期	2019年2月19日～2020年2月18日	0
第16期	2020年2月19日～2021年2月18日	0
第17期	2021年2月19日～2022年2月18日	0
第18期	2022年2月19日～2023年2月20日	0
第19期	2023年2月21日～2024年2月19日	0
第20期	2024年2月20日～2025年2月18日	0
第21期	2025年2月19日～2026年2月18日	0

三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第12期	2016年2月19日～2017年2月20日	0
第13期	2017年2月21日～2018年2月19日	0
第14期	2018年2月20日～2019年2月18日	0
第15期	2019年2月19日～2020年2月18日	0
第16期	2020年2月19日～2021年2月18日	0
第17期	2021年2月19日～2022年2月18日	0
第18期	2022年2月19日～2023年2月20日	0
第19期	2023年2月21日～2024年2月19日	0
第20期	2024年2月20日～2025年2月18日	0
第21期	2025年2月19日～2026年2月18日	0

③【収益率の推移】

三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）

	収益率（％）
第12期	5.6
第13期	5.2
第14期	△0.0
第15期	4.5
第16期	4.8
第17期	1.4
第18期	0.4
第19期	11.0
第20期	1.6
第21期	7.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）

	収益率（%）
第 12 期	9.6
第 13 期	8.1
第 14 期	△1.3
第 15 期	6.2
第 16 期	9.0
第 17 期	2.8
第 18 期	2.5
第 19 期	18.0
第 20 期	4.7
第 21 期	15.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）

	収益率（%）
第 12 期	13.6
第 13 期	11.0
第 14 期	△2.6
第 15 期	7.9
第 16 期	12.8
第 17 期	4.1
第 18 期	4.8
第 19 期	25.1
第 20 期	7.8
第 21 期	23.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 12 期	1,313,785,041	390,304,402
第 13 期	1,682,239,634	653,756,318
第 14 期	1,810,013,111	577,755,487
第 15 期	1,987,132,976	940,632,408

第 16 期	1,921,029,947	1,317,075,172
第 17 期	2,501,268,886	1,729,323,900
第 18 期	2,480,385,852	1,023,908,278
第 19 期	2,308,715,920	1,277,939,131
第 20 期	2,488,030,048	1,536,871,540
第 21 期	2,901,650,420	1,746,171,725

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 12 期	2,542,481,389	811,014,755
第 13 期	3,756,094,069	1,181,645,961
第 14 期	4,241,062,383	1,230,606,145
第 15 期	3,858,242,258	1,681,339,977
第 16 期	3,799,534,526	2,458,479,101
第 17 期	3,694,800,844	2,833,401,975
第 18 期	3,238,900,411	1,746,275,205
第 19 期	3,113,993,768	2,070,113,792
第 20 期	3,434,421,618	2,345,003,420
第 21 期	5,068,788,862	2,630,349,652

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 12 期	1,323,647,752	589,291,932
第 13 期	2,006,562,694	794,980,782
第 14 期	2,171,658,591	745,653,991
第 15 期	1,941,614,023	1,127,746,929
第 16 期	2,221,930,705	1,601,426,611
第 17 期	2,220,916,085	1,672,205,130
第 18 期	2,034,266,079	1,130,918,821
第 19 期	2,086,350,077	1,321,514,627
第 20 期	2,070,568,380	1,460,789,195
第 21 期	3,001,304,531	1,553,896,708

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

（１）投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

2026 年 2 月 27 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	562,128,081,930	99.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,283,786,634	0.58
合計（純資産総額）		565,411,868,564	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	3,163,600,000	0.56
合計	買建	-	3,163,600,000	0.56

国内債券パッシブ・マザーファンド

2026年2月27日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	113,581,980,260	80.47
地方債証券	日本	9,006,282,900	6.38
特殊債券	日本	8,997,147,757	6.37
社債券	日本	8,701,509,700	6.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	857,465,585	0.62
合計（純資産総額）		141,144,386,202	100.00

外国株式インデックス・マザーファンド

2026年2月27日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	877,366,260,750	69.25
	イギリス	49,924,445,660	3.94
	カナダ	47,502,541,881	3.75
	スイス	36,291,028,199	2.86
	フランス	32,169,572,597	2.54
	ドイツ	31,802,890,837	2.51
	オランダ	23,559,460,320	1.86
	アイルランド	21,167,393,107	1.67
	オーストラリア	20,971,603,584	1.66
	スペイン	12,720,714,077	1.00
	スウェーデン	11,536,832,000	0.91
	イタリア	9,840,967,808	0.78
	デンマーク	5,339,093,855	0.42
	シンガポール	4,885,362,499	0.39
	香港	4,847,372,662	0.38
	フィンランド	3,932,789,483	0.31
	イスラエル	3,352,939,758	0.26

	ベルギー	3,091,969,160	0.24
	ケイマン諸島	2,278,950,061	0.18
	ジャージィー	2,232,745,670	0.18
	ルクセンブルグ	2,150,523,399	0.17
	ノルウェー	2,137,503,359	0.17
	バミューダ	1,398,123,984	0.11
	リベリア	1,254,575,769	0.10
	オランダ領キュラソー	1,226,912,942	0.10
	オーストリア	904,076,920	0.07
	ニュージーランド	747,016,486	0.06
	ポルトガル	645,401,233	0.05
	パナマ	513,167,090	0.04
	マン島	86,084,385	0.01
	小計	1,215,878,319,535	95.98
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	17,750,226,093	1.40
	オーストラリア	1,721,417,295	0.14
	フランス	511,725,290	0.04
	シンガポール	290,328,762	0.02
	イギリス	285,683,063	0.02
	香港	182,153,802	0.01
	ケイマン諸島	106,148,174	0.01
	小計	20,847,682,479	1.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	30,139,141,303	2.37
合計（純資産総額）		1,266,865,143,317	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	イギリス	1,297,632,599	0.10
株価指数先物取引	買建	ドイツ	4,513,994,212	0.36
株価指数先物取引	買建	アメリカ	24,690,899,080	1.95
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	884,443,525	0.07
合計	買建	-	31,386,969,416	2.48

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	2,419,361,131	0.19
為替予約取引	売建	-	696,288,771	△0.05

外国債券パッシブ・マザーファンド

2026年2月27日現在

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率

		（円）	（%）
国債証券	アメリカ	98,213,008,107	44.62
	中国	25,993,070,503	11.81
	フランス	15,820,746,548	7.19
	イタリア	14,625,888,166	6.64
	イギリス	12,679,794,341	5.76
	ドイツ	12,393,470,294	5.63
	スペイン	9,530,741,969	4.33
	カナダ	4,605,335,865	2.09
	ベルギー	3,312,669,465	1.50
	オーストラリア	2,869,061,971	1.30
	オランダ	2,633,363,096	1.20
	オーストリア	2,372,200,862	1.08
	メキシコ	2,051,786,403	0.93
	ポーランド	1,581,117,168	0.72
	ポルトガル	1,285,145,471	0.58
	フィンランド	1,139,705,304	0.52
	マレーシア	1,118,747,972	0.51
	アイルランド	953,171,147	0.43
	イスラエル	870,955,590	0.40
	シンガポール	833,738,430	0.38
	ニュージーランド	680,327,188	0.31
	デンマーク	444,635,747	0.20
	スウェーデン	378,792,031	0.17
	ノルウェー	374,903,910	0.17
	小計	216,762,377,548	98.47
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,367,429,768	1.53
合計（純資産総額）		220,129,807,316	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	-	1,299,850,266	0.59
為替予約取引	売建	-	353,833	△0.00

（2）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年2月27日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機	5,365,400	3,090.92	16,584,009,030	3,825.00	20,522,655,000	3.63

			器						
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	6,270,000	2,466.50	15,464,978,747	2,968.50	18,612,495,000	3.29
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,593,200	4,867.70	12,622,918,266	5,226.00	13,552,063,200	2.40
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2,183,400	4,783.85	10,445,050,091	5,997.00	13,093,849,800	2.32
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3,481,700	4,401.18	15,323,603,862	3,643.00	12,683,833,100	2.24
日本	株式	三菱商事	卸売業	2,128,700	3,676.22	7,825,568,296	5,290.00	11,260,823,000	1.99
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,409,300	5,513.88	7,770,714,597	7,151.00	10,077,904,300	1.78
日本	株式	三菱重工業	機械	1,909,200	3,907.78	7,460,739,095	5,014.00	9,572,728,800	1.69
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	213,600	31,775.02	6,787,145,337	44,010.00	9,400,536,000	1.66
日本	株式	三井物産	卸売業	1,535,200	4,118.15	6,322,178,253	5,872.00	9,014,694,400	1.59
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	318,000	19,777.14	6,289,131,955	26,850.00	8,538,300,000	1.51
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	3,589,200	1,831.33	6,573,000,119	2,270.00	8,147,484,000	1.44
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1,940,000	4,138.11	8,027,930,057	4,089.00	7,932,660,000	1.40
日本	株式	三菱電機	電気機器	1,116,500	4,249.59	4,744,664,679	5,991.00	6,688,951,500	1.18
日本	株式	キーエンス	電気機器	101,000	52,607.71	5,313,378,547	66,060.00	6,672,060,000	1.18
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,021,600	5,496.52	5,615,249,294	6,527.00	6,667,983,200	1.18
日本	株式	任天堂	その他製品	637,200	13,010.81	8,290,486,495	8,995.00	5,731,614,000	1.01
日本	株式	信越化学工業	化学	899,100	4,668.49	4,197,435,955	6,168.00	5,545,648,800	0.98
日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	192,000	23,086.35	4,432,579,842	28,265.00	5,426,880,000	0.96
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	767,100	7,984.97	6,125,269,789	6,866.00	5,266,908,600	0.93
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	902,400	4,525.97	4,084,234,011	5,819.00	5,251,065,600	0.93
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	72,100	56,066.19	4,042,372,312	69,030.00	4,977,063,000	0.88
日本	株式	丸紅	卸売業	814,700	4,080.91	3,324,720,688	6,008.00	4,894,717,600	0.87
日本	株式	住友商事	卸売業	639,600	4,876.90	3,119,264,380	6,663.00	4,261,654,800	0.75
日本	株式	ＮＴＴ	情報・通信業	27,798,700	155.82	4,331,697,576	153.30	4,261,540,710	0.75
日本	株式	村田製作所	電気機器	962,700	3,229.75	3,109,277,886	4,108.00	3,954,771,600	0.70
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	1,423,100	2,651.51	3,773,366,112	2,671.00	3,801,100,100	0.67
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	359,700	6,359.20	2,287,405,346	10,375.00	3,731,887,500	0.66
日本	株式	ディスコ	機械	49,100	42,727.08	2,097,899,625	75,500.00	3,707,050,000	0.66
日本	株式	小松製作所	機械	491,100	5,125.20	2,516,986,404	7,533.00	3,699,456,300	0.65

ロ　種類別・業種別投資比率

2026年2月27日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（国内）	水産・農林業	0.08

	鉱業	0.39
	建設業	2.63
	食料品	2.69
	繊維製品	0.36
	パルプ・紙	0.14
	化学	4.64
	医薬品	3.72
	石油・石炭製品	0.55
	ゴム製品	0.60
	ガラス・土石製品	0.76
	鉄鋼	0.73
	非鉄金属	2.47
	金属製品	0.43
	機械	6.73
	電気機器	18.03
	輸送用機器	6.70
	精密機器	1.84
	その他製品	2.11
	電気・ガス業	1.39
	陸運業	2.02
	海運業	0.52
	空運業	0.30
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	5.70
	卸売業	8.48
	小売業	4.08
	銀行業	10.78
	証券、商品先物取引業	0.97
	保険業	3.16
	その他金融業	1.21
	不動産業	2.14
	サービス業	2.93
合　計		99.42

国内債券パッシブ・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年2月27日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
日本	国債証券	４８０　２年国債	2,770,000,000	99.91	2,767,432,400	99.79	2,764,266,100	1.100	2028/01/01	1.96
日本	国債	３８１　１	1,730,000,000	99.57	1,722,540,700	99.92	1,728,581,400	2.100	2035/12/20	1.22

	証券	０年国債								
日本	国債証券	３８０　１０年国債	1,580,000,000	98.05	1,549,128,000	96.74	1,528,492,000	1.700	2035/09/20	1.08
日本	国債証券	３７５　１０年国債	1,530,000,000	96.48	1,476,140,400	93.59	1,431,957,600	1.100	2034/06/20	1.01
日本	国債証券	３６６　１０年国債	1,480,000,000	93.58	1,384,986,900	91.50	1,354,140,800	0.200	2032/03/20	0.96
日本	国債証券	３６１　１０年国債	1,440,000,000	94.67	1,363,208,800	93.25	1,342,756,800	0.100	2030/12/20	0.95
日本	国債証券	３６８　１０年国債	1,450,000,000	92.41	1,339,947,500	90.51	1,312,453,000	0.200	2032/09/20	0.93
日本	国債証券	３６７　１０年国債	1,440,000,000	92.86	1,337,146,800	91.02	1,310,716,800	0.200	2032/06/20	0.93
日本	国債証券	３７８　１０年国債	1,380,000,000	99.33	1,370,754,000	94.86	1,309,026,600	1.400	2035/03/20	0.93
日本	国債証券	１８１　５年国債	1,320,000,000	100.18	1,322,341,500	98.94	1,305,955,200	1.300	2030/09/20	0.93
日本	国債証券	３６９　１０年国債	1,420,000,000	94.32	1,339,353,000	91.95	1,305,746,800	0.500	2032/12/20	0.93
日本	国債証券	３７７　１０年国債	1,360,000,000	96.30	1,309,722,200	93.59	1,272,837,600	1.200	2034/12/20	0.90
日本	国債証券	３７４　１０年国債	1,350,000,000	94.91	1,281,294,500	91.78	1,238,962,500	0.800	2034/03/20	0.88
日本	国債証券	３７６　１０年国債	1,350,000,000	94.93	1,281,600,800	91.63	1,237,018,500	0.900	2034/09/20	0.88
日本	国債証券	１５４　５年国債	1,190,000,000	98.51	1,172,269,000	98.38	1,170,662,500	0.100	2027/09/20	0.83
日本	国債証券	３７２　１０年国債	1,250,000,000	95.74	1,196,807,500	92.67	1,158,400,000	0.800	2033/09/20	0.82
日本	国債証券	３７１　１０年国債	1,280,000,000	93.24	1,193,409,900	90.38	1,156,889,600	0.400	2033/06/20	0.82
日本	国債証券	３５９　１０年国債	1,210,000,000	95.48	1,155,259,600	94.15	1,139,239,200	0.100	2030/06/20	0.81
日本	国債証券	１７９　５年国債	1,160,000,000	99.38	1,152,750,300	97.88	1,135,408,000	1.000	2030/06/20	0.80
日本	国債証券	３７０　１０年国債	1,240,000,000	94.25	1,168,757,400	91.55	1,135,244,800	0.500	2033/03/20	0.80
日本	国債証券	４７４　２年国債	1,130,000,000	99.43	1,123,559,000	99.46	1,123,841,500	0.700	2027/07/01	0.80
日本	国債証券	３７３　１０年国債	1,210,000,000	93.10	1,126,535,000	90.77	1,098,256,500	0.600	2033/12/20	0.78
日本	国債証券	１７７　５年国債	1,090,000,000	100.50	1,095,450,000	98.72	1,076,048,000	1.100	2029/12/20	0.76
日本	国債証券	１５６　５年国債	1,090,000,000	98.57	1,074,358,500	98.24	1,070,761,500	0.200	2027/12/20	0.76
日本	国債証券	１７８　５年国債	1,050,000,000	100.06	1,050,585,200	98.13	1,030,344,000	1.000	2030/03/20	0.73
日本	国債証券	３７９　１０年国債	1,070,000,000	98.94	1,058,658,000	95.33	1,020,041,700	1.500	2035/06/20	0.72

日本	国債証券	３６４　１０年国債	1,050,000,000	93.00	976,470,000	91.86	964,498,500	0.100	2031/09/20	0.68
日本	国債証券	３６５　１０年国債	1,040,000,000	93.42	971,568,000	91.40	950,601,600	0.100	2031/12/20	0.67
日本	国債証券	１５７　５年国債	940,000,000	98.36	924,584,000	97.94	920,645,400	0.200	2028/03/20	0.65
日本	国債証券	３６２　１０年国債	970,000,000	94.34	915,058,600	92.80	900,130,900	0.100	2031/03/20	0.64

ロ　種類別投資比率

2026年2月27日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	80.47
地方債証券	6.38
特殊債券	6.37
社債券	6.16
合　計	99.39

外国株式インデックス・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年2月27日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2,404,552	27,578.37	66,313,624,740	28,807.71	69,269,638,860	5.47
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,468,599	43,447.62	63,807,129,081	42,528.34	62,457,076,861	4.93
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	698,867	76,660.08	53,575,198,801	62,591.99	43,743,478,511	3.45
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	950,321	36,338.01	34,532,772,290	32,396.02	30,786,613,560	2.43
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	576,086	49,887.25	28,739,343,883	47,892.88	27,590,416,400	2.18

アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	483,606	49,877.90	24,121,250,353	47,857.04	23,143,952,411	1.83
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	444,336	62,785.20	27,897,723,560	50,124.08	22,271,931,877	1.76
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	214,981	100,957.09	21,703,856,057	102,368.73	22,007,331,535	1.74
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	280,093	67,024.79	18,773,173,861	63,660.85	17,830,958,403	1.41
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	272,689	48,780.99	13,302,040,691	47,698.12	13,006,751,363	1.03
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	79,567	167,568.98	13,332,961,087	159,240.94	12,670,323,570	1.00
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	136,790	80,056.74	10,950,960,931	78,321.01	10,713,531,327	0.85
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	423,685	18,061.50	7,652,384,593	23,144.02	9,805,773,012	0.77
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	239,299	32,240.21	7,715,048,864	37,935.06	9,077,822,090	0.72
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	38,575	166,062.99	6,405,879,762	226,539.77	8,738,771,550	0.69
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	433,698	17,218.56	7,467,656,379	19,385.88	8,407,617,470	0.66
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	167,433	52,109.10	8,724,782,337	49,345.03	8,261,985,905	0.65
アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製	111,016	36,845.95	4,090,489,851	64,748.40	7,188,108,774	0.57

			造装置						
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	84,729	85,778.08	7,267,890,881	80,206.31	6,795,800,753	0.54
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	43,532	142,346.46	6,196,626,005	153,743.96	6,692,782,040	0.53
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	173,888	35,477.94	6,169,187,509	35,008.95	6,087,636,106	0.48
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	230,801	23,084.81	5,327,997,140	25,513.89	5,888,630,748	0.46
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	701,199	8,359.21	5,861,467,238	8,148.86	5,713,974,586	0.45
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	97,618	55,611.71	5,428,703,438	58,442.77	5,705,066,604	0.45
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC	資本財	105,626	46,501.49	4,911,766,858	53,106.28	5,609,403,973	0.44
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	418,260	16,762.04	7,010,890,766	13,179.97	5,512,653,373	0.44
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	191,654	23,547.57	4,512,985,080	28,693.97	5,499,314,049	0.43
アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	46,284	89,709.17	4,152,099,020	117,314.02	5,429,762,254	0.43
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	70,068	61,928.80	4,339,227,438	73,250.86	5,132,540,978	0.41
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	406,727	11,392.83	4,633,770,428	12,542.71	5,101,456,776	0.40

ロ　種類別・業種別投資比率

2026年2月27日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式（外国）	エネルギー	3.99
	素材	3.65
	資本財	8.56
	商業・専門サービス	1.06
	運輸	1.40
	自動車・自動車部品	1.90
	耐久消費財・アパレル	0.93
	消費者サービス	1.59
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.34
	生活必需品流通・小売り	1.78
	食品・飲料・タバコ	2.71
	家庭用品・パーソナル用品	1.19
	ヘルスケア機器・サービス	2.94
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.73
	銀行	6.98
	金融サービス	6.33
	保険	2.79
	ソフトウェア・サービス	7.30
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.92
	半導体・半導体製造装置	11.43
	電気通信サービス	1.27
	公益事業	2.83
	メディア・娯楽	7.07
	不動産管理・開発	0.27
新株予約権証券	－	0.00
投資証券	－	1.65
合　計		97.62

外国債券パッシブ・マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

2026年2月27日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	54,600,000	2,285.05	1,247,634,719	2,292.79	1,251,864,158	1.790	2032/03/25	0.57
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	42,200,000	2,860.67	1,207,204,336	2,875.21	1,213,339,527	3.720	2051/04/12	0.55

中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	50,900,000	2,290.86	1,166,048,056	2,289.38	1,165,296,490	2.040	2027/02/25	0.53
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	48,800,000	2,282.09	1,113,660,978	2,281.68	1,113,461,438	1.620	2027/08/15	0.51
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	48,200,000	2,278.09	1,098,041,364	2,278.82	1,098,391,739	1.460	2028/05/25	0.50
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,450,000	15,663.11	1,010,270,715	15,649.71	1,009,406,437	3.875	2027/05/31	0.46
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	44,500,000	2,242.97	998,122,454	2,252.70	1,002,450,345	1.670	2035/05/25	0.46
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,750,000	16,217.48	932,505,321	16,376.41	941,643,577	4.625	2035/02/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,900,000	15,753.79	929,473,804	15,919.26	939,236,547	4.250	2035/05/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,870,000	15,385.30	903,117,264	15,545.32	912,510,255	3.875	2034/08/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,600,000	15,797.26	884,646,799	15,918.17	891,417,679	4.125	2032/11/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	15,973.49	878,541,696	16,115.90	886,374,265	4.375	2034/05/15	0.40
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,000,000	2,331.32	885,900,905	2,329.39	885,167,172	2.400	2028/07/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,550,000	15,791.81	876,445,506	15,946.69	885,041,076	4.250	2034/11/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	14,716.10	838,817,625	14,855.70	846,775,153	2.875	2032/05/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	15,577.88	794,472,073	15,726.68	802,060,799	4.000	2034/02/15	0.36
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	34,600,000	2,289.32	792,103,308	2,296.93	794,736,342	1.740	2029/10/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,494.84	774,741,853	15,639.58	781,979,228	3.875	2033/08/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	16,133.19	774,393,150	16,265.63	780,750,198	4.500	2033/11/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,395.57	769,778,681	15,576.01	778,800,704	4.000	2035/11/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	13,975.69	768,662,926	14,120.75	776,641,177	1.625	2031/05/15	0.35
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,000,000	2,377.86	760,916,373	2,383.07	762,581,016	2.600	2030/09/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,760,000	15,759.75	750,164,116	15,907.11	757,178,451	4.250	2035/08/15	0.34

中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000	2,331.48	734,415,313	2,331.18	734,322,291	2.640	2028/01/15	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,200,000	13,586.16	706,480,557	13,749.92	714,995,885	1.250	2031/08/15	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,700,000	15,018.53	705,870,717	15,165.30	712,769,049	3.375	2033/05/15	0.32
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	29,600,000	2,375.16	703,047,490	2,381.48	704,916,760	2.620	2030/06/25	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,300,000	15,867.85	682,317,387	15,917.86	684,468,032	4.125	2029/11/30	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,900,000	13,624.49	667,600,197	13,776.25	675,036,385	0.875	2030/11/15	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,900,000	13,588.19	665,821,314	13,750.70	673,784,296	1.375	2031/11/15	0.31

ロ　種類別投資比率

2026年2月27日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	98.47
合　計	98.47

②投資不動産物件

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

2026年2月27日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	ＴＯＰＩＸ先物　０８０３月　２０２６年３月	買建	80	日本・円	3,081,313,000	3,163,600,000	0.56

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

2026年2月27日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価（円）	評価額	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	イギリス	ＩＣＥ－ＥＵ	ＦＴＳＥ１００ＩＤＸＦＵＴＭＡＲ２６ 2026年3月	買建	57	イギリス・ポンド	5,749,084.00	1,208,055,020	6,175,380.00	1,297,632,599	0.10
	ドイツ	ＥＵＲＥＸ	ＥＵＲＯＳＴＯＸＸ ５０ＭＡＲ２６ 2026年3月	買建	398	ユーロ	23,550,286.00	4,329,013,572	24,556,600.00	4,513,994,212	0.36
	アメリカ	シカゴ商品取引所	Ｓ＆Ｐ５００ＥＭＩＮＩ ＦＵＴ ＭＡＲ２６ 2026年3月	買建	458	アメリカ・ドル	158,879,861.50	24,755,071,220	158,468,000.00	24,690,899,080	1.95
	オーストラリア	シドニー先物取引所	ＳＰＩ２００ＦＵＴＵＲＥＳＭＡＲ２６ 2026年3月	買建	35	オーストラリア・ドル	7,652,682.50	846,310,157	7,997,500.00	884,443,525	0.07

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2026年2月27日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	13,587,000.00	2,116,128,764	2,116,224,747	0.17
	ユーロ	買建	885,000.00	162,460,524	162,656,741	0.01
	カナダ・ドル	買建	618,000.00	70,361,524	70,367,457	0.01
	スイス・フラン	買建	348,000.00	70,109,298	70,112,186	0.01
	アメリカ・ドル	売建	4,470,000.00	697,767,000	696,288,771	△0.05

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

2026年2月27日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	3,870,662.00	602,779,354	602,930,310	0.27
	ユーロ	買建	2,177,702.17	400,350,298	400,258,609	0.18
	オフショア・人民元	買建	7,272,000.00	164,987,354	165,177,662	0.08
	イギリス・ポンド	買建	389,094.00	81,948,223	81,739,077	0.04
	カナダ・ドル	買建	280,731.00	31,971,089	31,967,933	0.01
	ポーランド・ズロチ	買建	408,432.00	17,816,312	17,776,675	0.01
	アメリカ・ドル	売建	2,022.92	316,277	315,108	△0.00
	カナダ・ドル	売建	170.11	19,427	19,371	△0.00
	イギリス・ポンド	売建	92.13	19,467	19,354	△0.00

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

≪参考情報≫

基準日:2026年2月27日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

□マイパッケージ30

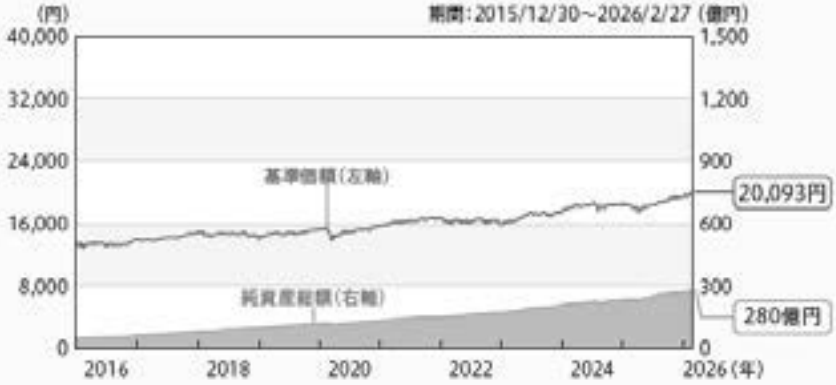

決算期	分配金
2026年2月	0円
2025年2月	0円
2024年2月	0円
2023年2月	0円
2022年2月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

□マイパッケージ50

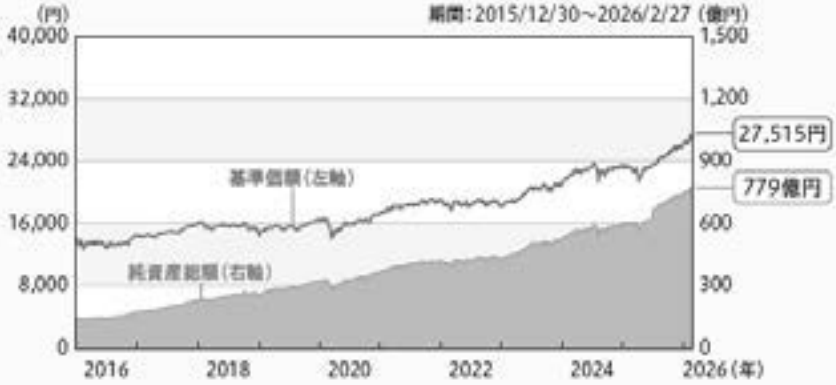

決算期	分配金
2026年2月	0円
2025年2月	0円
2024年2月	0円
2023年2月	0円
2022年2月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

□マイパッケージ70

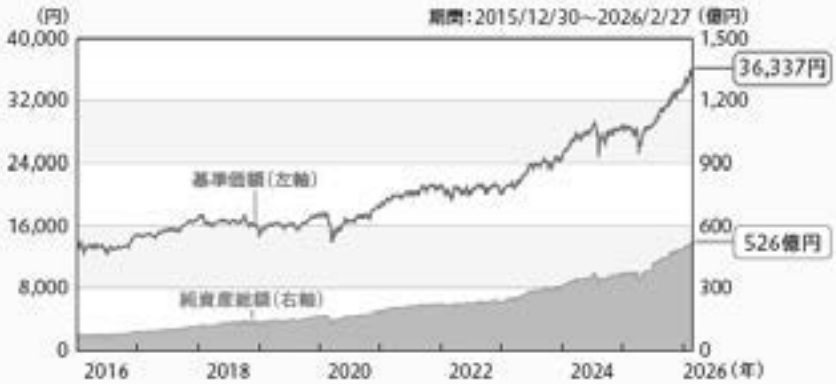

決算期	分配金
2026年2月	0円
2025年2月	0円
2024年2月	0円
2023年2月	0円
2022年2月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

□マイパッケージ30

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	95.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.46
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	53.90
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	21.43
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	10.16
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	10.05

□マイパッケージ50

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	95.28
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.72
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	35.89
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	34.66
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	15.08
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	9.65

□マイパッケージ70

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	95.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.74
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	51.03
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	19.38
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	15.34
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	9.51

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

□国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	99.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		0.58
合計（純資産総額）		100.00

※株価指数先物取引の買建て　0.56%

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.63
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.29
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.40
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.32
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2.24
日本	株式	三菱商事	卸売業	1.99
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.78
日本	株式	三菱重工業	機械	1.69
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1.66
日本	株式	三井物産	卸売業	1.59

□国内債券パッシブ・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	80.47
地方債証券	日本	6.38
特殊債券	日本	6.37
社債券	日本	6.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		0.62
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	480　2年国債	1.100	2028/01/01	1.96
日本	国債証券	381　10年国債	2.100	2035/12/20	1.22
日本	国債証券	380　10年国債	1.700	2035/09/20	1.08
日本	国債証券	375　10年国債	1.100	2034/06/20	1.01
日本	国債証券	366　10年国債	0.200	2032/03/20	0.96
日本	国債証券	361　10年国債	0.100	2030/12/20	0.95
日本	国債証券	368　10年国債	0.200	2032/09/20	0.93
日本	国債証券	367　10年国債	0.200	2032/06/20	0.93
日本	国債証券	378　10年国債	1.400	2035/03/20	0.93
日本	国債証券	181　5年国債	1.300	2030/09/20	0.93

□外国株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	69.25
	イギリス	3.94
	カナダ	3.75
	スイス	2.86
	フランス	2.54
	ドイツ	2.51
	その他	11.12
投資証券	アメリカ・その他	1.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2.37
合計（純資産総額）		100.00

※株価指数先物取引の買建て　2.48%

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	5.47
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.93
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	3.45
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2.43
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2.18
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.83
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1.76
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1.74
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.41
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1.03

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

□外国債券パッシブ・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	44.62
	中国	11.81
	フランス	7.19
	イタリア	6.64
	イギリス	5.76
	ドイツ	5.63
	スペイン	4.33
	その他	12.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.53
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.790	2032/03/25	0.57
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.720	2051/04/12	0.55
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.040	2027/02/25	0.53
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.620	2027/08/15	0.51
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.460	2028/05/25	0.50
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.875	2027/05/31	0.46
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.670	2035/05/25	0.46
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.625	2035/02/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2035/05/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.875	2034/08/15	0.41

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

□マイパッケージ30

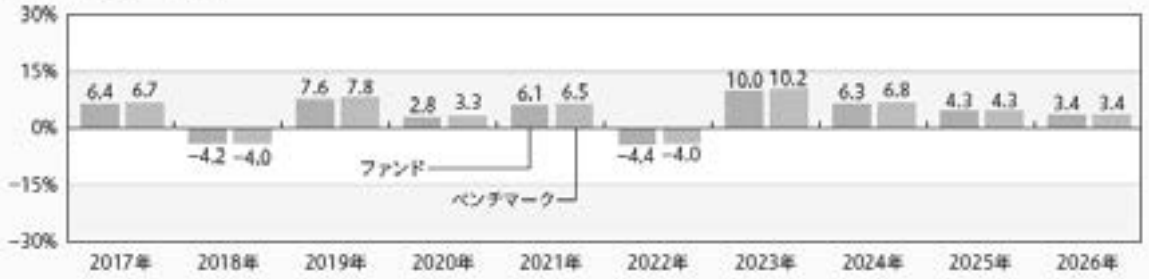

□マイパッケージ 50

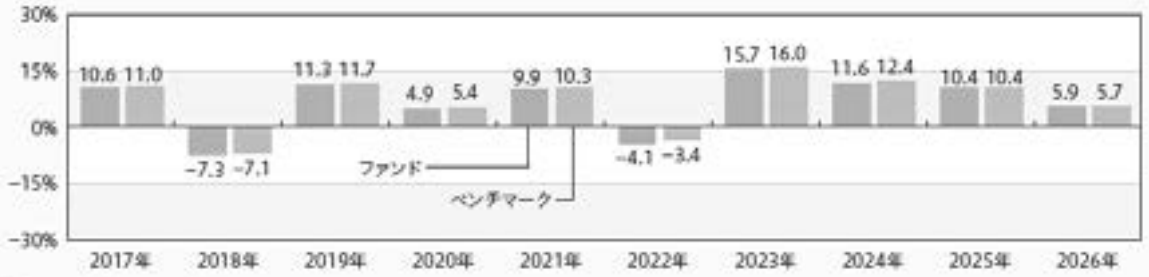

□マイパッケージ70

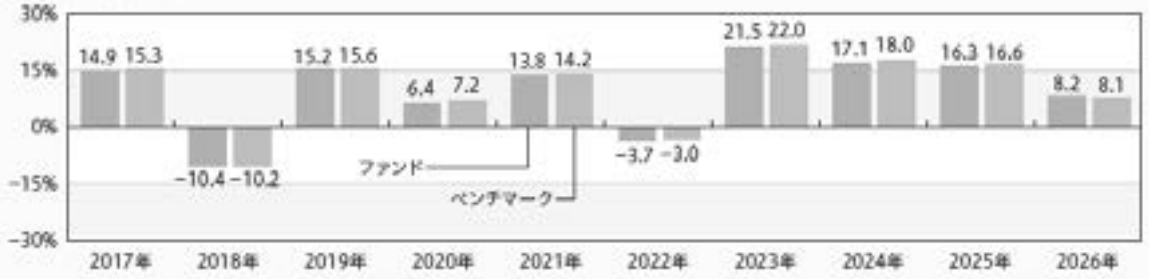

※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ベンチマーク(合成指数)の情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時 30 分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ　申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料

ありません。

ニ　申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ　照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時 30 分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。

受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1)　金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2)　金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。

市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、それぞれ「ＤＣマ30」、「ＤＣマ50」、「ＤＣマ70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2005 年９月 30 日から下記「（5）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

毎年２月 19 日から翌年２月 18 日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｃ．上記ｂの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超える

ときは、信託契約の解約をしません。

e．委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f．上記ｃ～ｅまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

b．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

c．委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

a．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

b．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容

を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。

（ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ　反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（https://www.smd-am.co.jp）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

４【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 21 期（2025 年 2 月 19 日から 2026 年 2 月 18 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）の2025年2月19日から2026年2月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）の2026年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第20期 （2025年 2月 18日現在）	第21期 （2026年 2月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,777,221	6,849,663
コール・ローン	1,183,206,974	1,295,664,830
親投資信託受益証券	22,380,243,763	26,443,598,600
未収入金	23,580,000	12,850,000
流動資産合計	23,596,807,958	27,758,963,093
資産合計	23,596,807,958	27,758,963,093
負債の部		
流動負債		
未払解約金	30,274,268	31,229,047
未払受託者報酬	3,801,093	4,465,777
未払委託者報酬	24,073,798	28,283,448
その他未払費用	570,079	669,779
流動負債合計	58,719,238	64,648,051
負債合計	58,719,238	64,648,051
純資産の部		
元本等		
元本	12,817,253,033	13,972,731,728
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,720,835,687	13,721,583,314
（分配準備積立金）	3,218,202,479	4,780,713,315
元本等合計	23,538,088,720	27,694,315,042
純資産合計	23,538,088,720	27,694,315,042
負債純資産合計	23,596,807,958	27,758,963,093

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期 自　2024年 2月 20日 至　2025年 2月 18日	第21期 自　2025年 2月 19日 至　2026年 2月 18日
営業収益		
受取利息	1,823,242	6,183,673
有価証券売買等損益	402,928,215	2,084,084,837
営業収益合計	404,751,457	2,090,268,510
営業費用		
支払利息	9,500	－
受託者報酬	7,416,581	8,439,944
委託者報酬	46,972,195	53,453,519
その他費用	1,114,246	1,265,830
営業費用合計	55,512,522	63,159,293
営業利益又は営業損失（△）	349,238,935	2,027,109,217
経常利益又は経常損失（△）	349,238,935	2,027,109,217
当期純利益又は当期純損失（△）	349,238,935	2,027,109,217
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	37,739,922	77,730,447
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,573,529,399	10,720,835,687
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,079,025,914	2,512,887,127
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,079,025,914	2,512,887,127
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,243,218,639	1,461,518,270
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,243,218,639	1,461,518,270
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,720,835,687	13,721,583,314

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第21期 自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第20期 (2025年2月18日現在)	第21期 (2026年2月18日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	12,817,253,033口	13,972,731,728口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　1.8364円 （１万口当たりの純資産額18,364円）	１口当たり純資産額　1.9820円 （１万口当たりの純資産額19,820円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第20期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日	第21期 自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（268,577,202円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（42,921,811円）、収益調整金（8,339,066,515円）、および分配準備積立金（2,906,703,466円）より、分配対象収益は11,557,268,994円（１万口当たり9,016.96円）でありますが、分配を行ってお	計算期間末における費用控除後の配当等収益（382,483,393円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,566,895,377円）、収益調整金（9,771,609,453円）、および分配準備積立金（2,831,334,545円）より、分配対象収益は14,552,322,768円（１万口当たり10,414.80円）でありますが、分配を行って

	ません。	おりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第21期 自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第21期 (2026年2月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第20期（自 2024年2月20日　至 2025年2月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	329,350,994円
合計	329,350,994円

第21期（自 2025年2月19日　至 2026年2月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,819,836,802円
合計	1,819,836,802円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第21期 自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第20期 （2025年2月18日現在）	第21期 （2026年2月18日現在）
期首元本額	11,866,094,525円	12,817,253,033円
期中追加設定元本額	2,488,030,048円	2,901,650,420円
期中一部解約元本額	1,536,871,540円	1,746,171,725円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）	830,863,308	5,854,595,213	
	外国株式インデックス・マザーファンド	229,141,996	2,765,812,634	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	1,079,084,317	2,766,664,280	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	13,547,351,515	15,056,526,473	
	親投資信託受益証券　小計		26,443,598,600	
合　計			26,443,598,600	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）の2025年2月19日から2026年2月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）の2026年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第20期 （2025年 2月 18日現在）	第21期 （2026年 2月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	24,841,029	20,122,058
コール・ローン	3,006,179,127	3,806,237,247
親投資信託受益証券	57,440,887,276	72,872,643,990
未収入金	12,310,000	85,650,000
流動資産合計	60,484,217,432	76,784,653,295
資産合計	60,484,217,432	76,784,653,295
負債の部		
流動負債		
未払解約金	37,142,384	134,325,772
未払受託者報酬	9,706,385	12,100,225
未払委託者報酬	64,709,446	80,668,453
その他未払費用	1,434,031	1,758,205
流動負債合計	112,992,246	228,852,655
負債合計	112,992,246	228,852,655
純資産の部		
元本等		
元本	25,927,253,420	28,365,692,630
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	34,443,971,766	48,190,108,010
（分配準備積立金）	16,926,298,630	25,585,201,992
元本等合計	60,371,225,186	76,555,800,640
純資産合計	60,371,225,186	76,555,800,640
負債純資産合計	60,484,217,432	76,784,653,295

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期 自　2024年 2月 20日 至　2025年 2月 18日	第21期 自　2025年 2月 19日 至　2026年 2月 18日
営業収益		
受取利息	4,627,341	15,346,100
有価証券売買等損益	2,744,678,484	10,643,826,714
営業収益合計	2,749,305,825	10,659,172,814
営業費用		
支払利息	24,842	－
受託者報酬	19,062,414	22,305,159
委託者報酬	127,083,284	148,701,654
その他費用	2,825,131	3,258,526
営業費用合計	148,995,671	174,265,339
営業利益又は営業損失（△）	2,600,310,154	10,484,907,475
経常利益又は経常損失（△）	2,600,310,154	10,484,907,475
当期純利益又は当期純損失（△）	2,600,310,154	10,484,907,475
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	153,973,106	291,183,162
期首剰余金又は期首欠損金（△）	30,398,018,715	34,443,971,766
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,478,410,238	7,052,450,936
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,478,410,238	7,052,450,936
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,878,794,235	3,500,039,005
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,878,794,235	3,500,039,005
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	34,443,971,766	48,190,108,010

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第 21 期 自 2025 年 2 月 19 日 至 2026 年 2 月 18 日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第 20 期 (2025 年 2 月 18 日現在)	第 21 期 (2026 年 2 月 18 日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	25,927,253,420 口	28,365,692,630 口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　2.3285 円 （１万口当たりの純資産額 23,285 円）	１口当たり純資産額　2.6989 円 （１万口当たりの純資産額 26,989 円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第 20 期 自 2024 年 2 月 20 日 至 2025 年 2 月 18 日	第 21 期 自 2025 年 2 月 19 日 至 2026 年 2 月 18 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（900,361,676 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,545,975,372 円）、収益調整金（21,373,863,657 円）、および分配準備積立金（14,479,961,582 円）より、分配対象収益は 38,300,162,287 円（１万口当たり 14,772.16 円）でありますが、分配を行って	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,175,005,466 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（9,018,718,847 円）、収益調整金（26,520,791,054 円）、および分配準備積立金（15,391,477,679 円）より、分配対象収益は 52,105,993,046 円（１万口当たり 18,369.37 円）でありますが、分配を行って

	おりません。	おりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第21期 自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第21期 (2026年2月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第20期（自 2024年2月20日　至 2025年2月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,523,702,521円
合計	2,523,702,521円

第21期（自 2025年2月19日　至 2026年2月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	9,446,950,772円
合計	9,446,950,772円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第21期 自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第20期 （2025年2月18日現在）	第21期 （2026年2月18日現在）
期首元本額	24,837,835,222円	25,927,253,420円
期中追加設定元本額	3,434,421,618円	5,068,788,862円
期中一部解約元本額	2,345,003,420円	2,630,349,652円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）	3,849,950,073	27,128,288,194	
	外国株式インデックス・マザーファンド	946,178,793	11,420,661,885	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	2,878,042,740	7,379,013,781	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	24,243,908,701	26,944,680,130	
	親投資信託受益証券　小計		72,872,643,990	
合　計			72,872,643,990	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年4月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）の2025年2月19日から2026年2月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）の2026年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第20期 （2025年 2月 18日現在）	第21期 （2026年 2月 18日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	15,632,096	13,623,433
コール・ローン	1,891,744,516	2,576,973,901
親投資信託受益証券	35,471,241,702	48,809,902,379
未収入金	2,170,000	39,920,000
流動資産合計	37,380,788,314	51,440,419,713
資産合計	37,380,788,314	51,440,419,713
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,511,039	71,602,188
未払受託者報酬	5,926,948	7,876,207
未払委託者報酬	41,488,902	55,133,779
その他未払費用	888,954	1,181,051
流動負債合計	62,815,843	135,793,225
負債合計	62,815,843	135,793,225
純資産の部		
元本等		
元本	13,030,365,048	14,477,772,871
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	24,287,607,423	36,826,853,617
（分配準備積立金）	12,331,045,533	20,482,853,998
元本等合計	37,317,972,471	51,304,626,488
純資産合計	37,317,972,471	51,304,626,488
負債純資産合計	37,380,788,314	51,440,419,713

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期 自　2024年２月20日 至　2025年２月18日	第21期 自　2025年２月19日 至　2026年２月18日
営業収益		
受取利息	2,824,073	9,329,581
有価証券売買等損益	2,668,228,413	9,837,970,677
営業収益合計	2,671,052,486	9,847,300,258
営業費用		
支払利息	14,769	－
受託者報酬	11,605,843	14,184,379
委託者報酬	81,241,457	99,291,222
その他費用	1,743,702	2,127,189
営業費用合計	94,605,771	115,602,790
営業利益又は営業損失（△）	2,576,446,715	9,731,697,468
経常利益又は経常損失（△）	2,576,446,715	9,731,697,468
当期純利益又は当期純損失（△）	2,576,446,715	9,731,697,468
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	167,639,207	279,314,588
期首剰余金又は期首欠損金（△）	20,591,833,900	24,287,607,423
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,720,444,593	5,990,759,510
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,720,444,593	5,990,759,510
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,433,478,578	2,903,896,196
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,433,478,578	2,903,896,196
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	24,287,607,423	36,826,853,617

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第21期 自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第20期 (2025年2月18日現在)	第21期 (2026年2月18日現在)
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	13,030,365,048口	14,477,772,871口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　2.8639円 （１万口当たりの純資産額28,639円）	１口当たり純資産額　3.5437円 （１万口当たりの純資産額35,437円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第20期 自 2024年2月20日 至 2025年2月18日	第21期 自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（638,949,931円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,769,857,577円）、収益調整金（14,732,840,974円）、および分配準備積立金（9,922,238,025円）より、分配対象収益は27,063,886,507円（１万口当たり20,769.86円）でありますが、分配を行って	計算期間末における費用控除後の配当等収益（836,136,332円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（8,616,246,548円）、収益調整金（19,047,476,255円）、および分配準備積立金（11,030,471,118円）より、分配対象収益は39,530,330,253円（１万口当たり27,304.15円）でありますが、分配を行って

	おりません。	おりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第21期 自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第21期 (2026年2月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第20期（自 2024年2月20日　至 2025年2月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,518,177,884円
合計	2,518,177,884円

第21期（自 2025年2月19日　至 2026年2月18日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	9,245,610,421円
合計	9,245,610,421円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第21期 自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第20期 （2025年2月18日現在）	第21期 （2026年2月18日現在）
期首元本額	12,420,585,863円	13,030,365,048円
期中追加設定元本額	2,070,568,380円	3,001,304,531円
期中一部解約元本額	1,460,789,195円	1,553,896,708円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）	3,678,257,545	25,918,473,965	
	外国株式インデックス・マザーファンド	817,850,788	9,871,704,366	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	1,915,165,009	4,910,291,566	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	7,296,592,120	8,109,432,482	
	親投資信託受益証券　小計		48,809,902,379	
合　計			48,809,902,379	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型)」、「三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型)」および「三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型)」は、「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号)」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」および「外国債券パッシブ・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号)

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2026年2月18日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	12,505,401
コール・ローン	2,365,489,740
株式	540,332,638,700
派生商品評価勘定	107,144,400
未収配当金	666,213,878
差入委託証拠金	132,856,135
流動資産合計	543,616,848,254
資産合計	543,616,848,254
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,365,400
前受金	77,785,000
未払解約金	697,104,750
流動負債合計	778,255,150
負債合計	778,255,150
純資産の部	
元本等	
元本	77,037,990,026
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	465,800,603,078
元本等合計	542,838,593,104
純資産合計	542,838,593,104
負債純資産合計	543,616,848,254

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2025年2月19日 至 2026年2月18日

1．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2．　デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2026年2月18日現在）
1．　当計算期間の末日における受益権の総数	77,037,990,026口
2．　1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　7.0464円 （1万口当たりの純資産額70,464円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。

	当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2026年2月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる

事項についての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年2月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	TOPIX 先物 0803 月	2,185,821,000	－	2,289,600,000	103,779,000
	小計	2,185,821,000	－	2,289,600,000	103,779,000
合　計		2,185,821,000	－	2,289,600,000	103,779,000

(注) 1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2026年2月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	73,128,223,766円
同期中における追加設定元本額	14,171,776,523円
同期中における一部解約元本額	10,262,010,263円
2026年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,440,874,023円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	830,863,308円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	3,849,950,073円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	3,678,257,545円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	114,952,406円

三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	2,306,555 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	7,561,275 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	25,189,744 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	88,237,756 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	90,822,704 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	198,036,628 円
国内株式指数ファンド（ＴＯＰＩＸ）	1,303,932,878 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・日本株インデックスファンド	34,954,497,929 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	80,931,102 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	148,321,412 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	92,744,943 円
イオン・バランス戦略ファンド	35,532,994 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	104,465,985 円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	194,452,609 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	219,561,791 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	957,731,683 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	614,048,077 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	799,614,937 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	84,908,395 円
三井住友ＤＳ・国内株式インデックス年金ファンド	2,269,996,929 円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	41,757,436 円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	307,132,684 円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	324,566,391 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	31,367,517 円
日興ＦＷＳ・日本株インデックス	3,995,141,003 円
三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド	329,289,898 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	73,067,106 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	42,261,374 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	43,620,230 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	31,553,095 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	26,366,481 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	383,944 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	44,768,533 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	302,216,689 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	325,783,806 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	109,338,431 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	464,443 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	903,599 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	1,283,413 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	2,092,524 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	723,544 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	518,736 円
ＳＭＡＭ・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	1,961,276,354 円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	3,869,874 円

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	15,505,598円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	289,991,097円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	669,598,907円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	2,777,779,228円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	15,675,871円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	62,258,210円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	439,857,497円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	22,181,359円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	111,901,558円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	383,724,633円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	235,967,450円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	621,028,591円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	14,189,316円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	12,409,573円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	9,636,483円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	11,047,988円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	30,923,372円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	84,119,193円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	15,470,041円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	14,165,787円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	4,859,207円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	15,760,728円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	206,032,453円
ＳＭＡＭ・国内株式インデックスファンド・ＶＡ（適格機関投資家専用）	126,813,324円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	87,541,814円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	27,600,206円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	23,062,824円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	14,575,059円
ＳＭＡＭ・年金パッシブ日本株式ファンド＜非課税適格機関投資家限定＞	1,787,008,537円
ＳＭＡＭ・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	36,860,030円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	1,758,658円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	26,980,568円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	578,812,912円
ＳＭＤＡＭ・年金Wリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	75,351,168円
合　計	77,037,990,026円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘　柄	株　数	評価額	備考

		単価	金額	
極洋	5,700	5,180.000	29,526,000	
ニッスイ	131,400	1,500.000	197,100,000	
マルハニチロ	62,100	1,507.500	93,615,750	
ユキグニファクトリー	14,800	1,091.000	16,146,800	
カネコ種苗	5,000	1,527.000	7,635,000	
サカタのタネ	16,500	4,230.000	69,795,000	
ホクト	11,300	2,011.000	22,724,300	
住石ホールディングス	14,600	1,065.000	15,549,000	
日鉄鉱業	28,000	3,770.000	105,560,000	
ＩＮＰＥＸ	470,800	3,598.000	1,693,938,400	
石油資源開発	88,600	2,224.000	197,046,400	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	6,400	5,080.000	32,512,000	
ショーボンドホールディングス	73,600	1,420.000	104,512,000	
ミライト・ワン	48,000	3,933.000	188,784,000	
タマホーム	9,000	3,865.000	34,785,000	
第一カッター興業	4,500	1,561.000	7,024,500	
安藤・間	72,600	2,118.500	153,803,100	
東急建設	43,600	1,579.000	68,844,400	
コムシスホールディングス	48,500	5,493.000	266,410,500	
高松コンストラクショングループ	10,100	4,010.000	40,501,000	
東建コーポレーション	3,000	14,910.000	44,730,000	
ヤマウラ	8,900	1,630.000	14,507,000	
オリエンタル白石	55,800	420.000	23,436,000	
大成建設	73,500	18,035.000	1,325,572,500	
大林組	318,200	4,016.000	1,277,891,200	
清水建設	268,900	3,407.000	916,142,300	
長谷工コーポレーション	87,300	3,227.000	281,717,100	
松井建設	9,400	1,855.000	17,437,000	
鹿島建設	217,800	6,950.000	1,513,710,000	
不動テトラ	6,200	3,860.000	23,932,000	
鉄建建設	6,800	4,800.000	32,640,000	
西松建設	15,700	6,617.000	103,886,900	
大豊建設	15,000	862.000	12,930,000	
奥村組	16,600	6,990.000	116,034,000	
東鉄工業	11,200	4,995.000	55,944,000	
淺沼組	38,200	1,143.000	43,662,600	
戸田建設	120,500	1,517.000	182,798,500	
熊谷組	63,000	2,042.000	128,646,000	
矢作建設工業	13,100	2,480.000	32,488,000	
ピーエス・コンストラクション	7,100	3,350.000	23,785,000	
日本ハウスホールディングス	23,700	324.000	7,678,800	
新日本建設	15,000	2,060.000	30,900,000	
東亜道路工業	17,400	1,898.000	33,025,200	

東亜建設工業	32,300	4,185.000	135,175,500	
日本国土開発	33,100	682.000	22,574,200	
若築建設	3,700	4,940.000	18,278,000	
五洋建設	140,700	2,091.500	294,274,050	
世紀東急工業	20,000	1,689.000	33,780,000	
福田組	4,100	7,200.000	29,520,000	
住友林業	257,500	1,811.500	466,461,250	
大和ハウス工業	271,900	5,572.000	1,515,026,800	
ライト工業	18,800	3,965.000	74,542,000	
積水ハウス	298,800	3,792.000	1,133,049,600	
日特建設	11,000	1,399.000	15,389,000	
北陸電気工事	8,300	1,656.000	13,744,800	
ユアテック	18,600	3,060.000	56,916,000	
日本リーテック	8,000	2,983.000	23,864,000	
四電工	14,500	2,001.000	29,014,500	
中電工	14,100	4,945.000	69,724,500	
関電工	53,700	6,695.000	359,521,500	
きんでん	67,700	8,095.000	548,031,500	
東京エネシス	12,500	1,882.000	23,525,000	
トーエネック	16,700	2,233.000	37,291,100	
日本電設工業	19,800	4,840.000	95,832,000	
エクシオグループ	92,500	2,827.000	261,497,500	
新日本空調	12,600	3,775.000	47,565,000	
クラフティア	21,100	9,725.000	205,197,500	
三機工業	20,800	7,390.000	153,712,000	
日揮ホールディングス	108,200	2,323.500	251,402,700	
中外炉工業	3,200	4,965.000	15,888,000	
太平電業	19,200	2,662.000	51,110,400	
高砂熱学工業	52,700	4,968.000	261,813,600	
朝日工業社	9,000	4,600.000	41,400,000	
明星工業	16,900	1,883.000	31,822,700	
大氣社	24,900	3,710.000	92,379,000	
ダイダン	51,900	3,190.000	165,561,000	
日比谷総合設備	8,100	6,340.000	51,354,000	
飛島ホールディングス	10,300	2,550.000	26,265,000	
フィル・カンパニー	2,600	1,060.000	2,756,000	
テスホールディングス	25,200	568.000	14,313,600	
インフロニア・ホールディングス	103,300	2,664.000	275,191,200	
東洋エンジニアリング	14,700	3,765.000	55,345,500	
レイズネクスト	16,900	2,538.000	42,892,200	
ニップン	33,000	2,811.000	92,763,000	
日清製粉グループ本社	97,400	2,119.500	206,439,300	
日東富士製粉	1,800	7,140.000	12,852,000	
昭和産業	7,800	3,350.000	26,130,000	

中部飼料	13,000	1,935.000	25,155,000	
フィード・ワン	14,600	1,245.000	18,177,000	
日本甜菜製糖	5,400	4,320.000	23,328,000	
ＤＭ三井製糖	9,100	3,475.000	31,622,500	
ウェルネオシュガー	4,900	3,005.000	14,724,500	
森永製菓	39,500	2,805.500	110,817,250	
中村屋	3,300	3,235.000	10,675,500	
江崎グリコ	27,800	5,944.000	165,243,200	
ｍｅｉｔｏ	2,600	2,574.000	6,692,400	
井村屋グループ	5,100	2,527.000	12,887,700	
不二家	6,000	2,481.000	14,886,000	
山崎製パン	67,600	3,390.000	229,164,000	
モロゾフ	8,400	1,515.000	12,726,000	
亀田製菓	6,300	4,235.000	26,680,500	
寿スピリッツ	54,600	1,987.000	108,490,200	
カルビー	44,800	3,050.000	136,640,000	
森永乳業	36,400	4,475.000	162,890,000	
六甲バター	6,800	1,198.000	8,146,400	
ヤクルト本社	137,200	2,581.000	354,113,200	
明治ホールディングス	137,300	3,823.000	524,897,900	
雪印メグミルク	26,400	3,485.000	92,004,000	
プリマハム	12,800	2,835.000	36,288,000	
日本ハム	37,900	6,906.000	261,737,400	
丸大食品	9,600	2,369.000	22,742,400	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	12,700	3,155.000	40,068,500	
柿安本店	3,300	2,864.000	9,451,200	
伊藤ハム米久ホールディングス	18,200	6,200.000	112,840,000	
サッポロホールディングス	149,800	1,739.500	260,577,100	
アサヒグループホールディングス	744,000	1,708.000	1,270,752,000	
キリンホールディングス	412,200	2,550.000	1,051,110,000	
シマダヤ	4,500	1,898.000	8,541,000	
宝ホールディングス	84,000	1,566.500	131,586,000	
オエノンホールディングス	31,400	462.000	14,506,800	
養命酒製造	3,000	4,475.000	13,425,000	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールディングス	65,000	4,095.000	266,175,000	
ライフドリンク　カンパニー	21,700	1,365.000	29,620,500	
サントリー食品インターナショナル	69,900	4,889.000	341,741,100	
ダイドーグループホールディングス	10,900	2,525.000	27,522,500	
伊藤園	32,000	3,039.000	97,248,000	
キーコーヒー	10,100	1,999.000	20,189,900	
日清オイリオグループ	13,700	5,860.000	80,282,000	
不二製油	20,800	4,182.000	86,985,600	
Ｊ－オイルミルズ	10,600	2,051.000	21,740,600	

キッコーマン	329,100	1,481.000	487,397,100	
味の素	489,800	4,640.000	2,272,672,000	
ブルドックソース	4,700	1,912.000	8,986,400	
キユーピー	53,200	4,533.000	241,155,600	
ハウス食品グループ本社	35,100	3,061.000	107,441,100	
カゴメ	52,100	2,847.500	148,354,750	
アリアケジャパン	10,500	5,920.000	62,160,000	
エバラ食品工業	2,900	2,748.000	7,969,200	
ニチレイ	84,500	2,052.500	173,436,250	
東洋水産	46,000	12,030.000	553,380,000	
イートアンドホールディングス	4,700	2,075.000	9,752,500	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	6,100	1,009.000	6,154,900	
日清食品ホールディングス	112,400	3,250.000	365,300,000	
フジッコ	8,000	1,622.000	12,976,000	
ロック・フィールド	10,000	1,412.000	14,120,000	
日本たばこ産業	599,600	5,964.000	3,576,014,400	
ケンコーマヨネーズ	6,500	2,258.000	14,677,000	
わらべや日洋ホールディングス	6,800	3,615.000	24,582,000	
なとり	5,100	1,930.000	9,843,000	
ファーマフーズ	14,900	632.000	9,416,800	
ユーグレナ	67,700	398.000	26,944,600	
紀文食品	8,700	1,094.000	9,517,800	
ピックルスホールディングス	5,200	1,285.000	6,682,000	
オリオンビール	12,200	1,337.000	16,311,400	
理研ビタミン	7,700	3,085.000	23,754,500	
片倉工業	13,300	3,125.000	41,562,500	
グンゼ	18,000	4,650.000	83,700,000	
富士紡ホールディングス	5,600	10,540.000	59,024,000	
倉敷紡績	6,600	9,980.000	65,868,000	
シキボウ	5,900	1,134.000	6,690,600	
日本毛織	25,800	2,000.000	51,600,000	
帝国繊維	11,400	2,950.000	33,630,000	
帝人	97,100	1,704.000	165,458,400	
東レ	691,500	1,311.000	906,556,500	
セーレン	25,000	3,540.000	88,500,000	
小松マテーレ	14,500	893.000	12,948,500	
ワコールホールディングス	20,900	4,596.000	96,056,400	
ＴＳＩホールディングス	32,900	1,132.000	37,242,800	
ワールド	15,500	3,240.000	50,220,000	
三陽商会	5,000	4,450.000	22,250,000	
オンワードホールディングス	63,300	796.000	50,386,800	
ルックホールディングス	3,800	2,525.000	9,595,000	
ゴールドウイン	61,100	2,449.000	149,633,900	
特種東海製紙	17,100	1,705.000	29,155,500	

王子ホールディングス	375,400	986.700	370,407,180	
日本製紙	56,800	1,213.000	68,898,400	
北越コーポレーション	56,700	940.000	53,298,000	
大王製紙	54,100	1,173.000	63,459,300	
レンゴー	99,500	1,502.000	149,449,000	
トーモク	5,700	3,615.000	20,605,500	
ザ・パック	24,900	1,324.000	32,967,600	
北の達人コーポレーション	43,500	138.000	6,003,000	
東洋紡	43,300	1,625.000	70,362,500	
クラレ	129,700	1,820.000	236,054,000	
旭化成	667,300	1,779.000	1,187,126,700	
レゾナック・ホールディングス	97,200	10,380.000	1,008,936,000	
住友化学	816,600	587.800	479,997,480	
住友精化	5,300	6,890.000	36,517,000	
日産化学	51,400	6,614.000	339,959,600	
ラサ工業	3,500	9,910.000	34,685,000	
クレハ	16,900	4,785.000	80,866,500	
多木化学	3,600	3,870.000	13,932,000	
テイカ	7,800	1,631.000	12,721,800	
石原産業	16,000	3,935.000	62,960,000	
日本曹達	20,800	4,110.000	85,488,000	
東ソー	146,000	2,654.500	387,557,000	
トクヤマ	34,400	4,236.000	145,718,400	
セントラル硝子	14,000	4,230.000	59,220,000	
東亞合成	39,300	1,804.000	70,897,200	
大阪ソーダ	35,200	2,345.000	82,544,000	
関東電化工業	20,800	1,710.000	35,568,000	
デンカ	38,800	3,193.000	123,888,400	
信越化学工業	893,100	5,553.000	4,959,384,300	
日本カーバイド工業	4,800	2,994.000	14,371,200	
堺化学工業	6,800	3,665.000	24,922,000	
第一稀元素化学工業	11,100	2,677.000	29,714,700	
エア・ウォーター	95,000	2,062.000	195,890,000	
日本酸素ホールディングス	114,400	5,717.000	654,024,800	
日本化学工業	3,100	3,350.000	10,385,000	
日本パーカライジング	50,800	1,549.000	78,689,200	
高圧ガス工業	20,100	1,123.000	22,572,300	
四国化成ホールディングス	11,300	5,030.000	56,839,000	
ステラ　ケミファ	5,000	5,280.000	26,400,000	
保土谷化学工業	6,000	2,376.000	14,256,000	
日本触媒	61,600	2,441.000	150,365,600	
大日精化工業	6,300	4,870.000	30,681,000	
カネカ	24,900	5,083.000	126,566,700	
三菱瓦斯化学	72,300	4,397.000	317,903,100	

三井化学	181,100	2,351.500	425,856,650	
東京応化工業	47,900	8,909.000	426,741,100	
大阪有機化学工業	8,000	4,465.000	35,720,000	
三菱ケミカルグループ	703,900	1,130.500	795,758,950	
ＫＨネオケム	17,900	3,035.000	54,326,500	
ダイセル	110,000	1,640.000	180,400,000	
住友ベークライト	34,200	5,796.000	198,223,200	
積水化学工業	210,400	3,053.000	642,351,200	
日本ゼオン	72,200	2,038.500	147,179,700	
アイカ工業	25,400	3,899.000	99,034,600	
ＵＢＥ	51,300	2,837.500	145,563,750	
積水樹脂	13,700	2,271.000	31,112,700	
旭有機材	6,200	4,930.000	30,566,000	
ニチバン	5,700	1,964.000	11,194,800	
リケンテクノス	18,800	1,764.000	33,163,200	
大倉工業	5,900	5,110.000	30,149,000	
積水化成品工業	9,700	501.000	4,859,700	
群栄化学工業	2,100	5,010.000	10,521,000	
ダイキョーニシカワ	21,100	907.000	19,137,700	
森六	6,300	2,538.000	15,989,400	
恵和	6,300	1,288.000	8,114,400	
日本化薬	67,900	1,917.500	130,198,250	
カーリット	9,300	2,522.000	23,454,600	
日本精化	6,300	2,697.000	16,991,100	
扶桑化学工業	11,200	9,040.000	101,248,000	
トリケミカル研究所	13,300	3,520.000	46,816,000	
ＡＤＥＫＡ	37,400	4,372.000	163,512,800	
日油	114,900	2,992.500	343,838,250	
ハリマ化成グループ	5,800	1,028.000	5,962,400	
花王	238,400	6,584.000	1,569,625,600	
第一工業製薬	3,800	11,120.000	42,256,000	
石原ケミカル	4,300	2,734.000	11,756,200	
三洋化成工業	6,000	5,970.000	35,820,000	
大日本塗料	10,100	1,461.000	14,756,100	
日本ペイントホールディングス	535,500	1,238.500	663,216,750	
関西ペイント	80,600	2,744.500	221,206,700	
中国塗料	22,200	4,365.000	96,903,000	
藤倉化成	13,700	1,031.000	14,124,700	
太陽ホールディングス	48,800	5,803.000	283,186,400	
ＤＩＣ	36,200	4,257.000	154,103,400	
サカタインクス	22,100	2,666.000	58,918,600	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	18,800	4,230.000	79,524,000	
富士フイルムホールディングス	607,200	3,145.000	1,909,644,000	
資生堂	196,400	3,097.000	608,250,800	

ライオン	116,700	1,804.000	210,526,800	
高砂香料工業	35,000	1,420.000	49,700,000	
ミルボン	18,700	2,736.000	51,163,200	
コーセーホールディングス	23,700	6,028.000	142,863,600	
コタ	8,900	1,312.000	11,676,800	
ポーラ・オルビスホールディングス	51,500	1,347.000	69,370,500	
ノエビアホールディングス	9,500	4,645.000	44,127,500	
新日本製薬	6,000	2,119.000	12,714,000	
Ｉ－ｎｅ	6,000	1,134.000	6,804,000	
アクシージア	12,100	382.000	4,622,200	
エステー	7,300	1,542.000	11,256,600	
コニシ	30,300	1,408.000	42,662,400	
長谷川香料	18,900	2,886.000	54,545,400	
小林製薬	26,600	5,752.000	153,003,200	
荒川化学工業	8,800	1,491.000	13,120,800	
メック	8,000	6,980.000	55,840,000	
日本高純度化学	2,300	5,400.000	12,420,000	
タカラバイオ	31,000	1,148.000	35,588,000	
ＪＣＵ	10,600	6,350.000	67,310,000	
ＯＡＴアグリオ	4,200	2,316.000	9,727,200	
デクセリアルズ	85,100	2,344.500	199,516,950	
アース製薬	8,800	4,980.000	43,824,000	
北興化学工業	9,600	1,816.000	17,433,600	
大成ラミックグループ	3,600	2,666.000	9,597,600	
クミアイ化学工業	47,500	718.000	34,105,000	
日本農薬	17,400	1,016.000	17,678,400	
アキレス	5,700	1,690.000	9,633,000	
有沢製作所	16,300	2,441.000	39,788,300	
日東電工	305,300	3,615.000	1,103,659,500	
レック	13,200	1,132.000	14,942,400	
三光合成	12,000	1,057.000	12,684,000	
ＺＡＣＲＯＳ	30,400	1,421.000	43,198,400	
前澤化成工業	6,200	2,303.000	14,278,600	
未来工業	5,500	3,425.000	18,837,500	
ＪＳＰ	7,100	2,829.000	20,085,900	
エフピコ	19,800	2,822.000	55,875,600	
信越ポリマー	20,800	2,125.000	44,200,000	
ニフコ	37,400	5,162.000	193,058,800	
バルカー	7,700	4,785.000	36,844,500	
ユニ・チャーム	630,700	1,081.000	681,786,700	
協和キリン	121,400	2,652.500	322,013,500	
武田薬品工業	894,900	5,809.000	5,198,474,100	
アステラス製薬	883,800	2,514.000	2,221,873,200	
住友ファーマ	93,000	2,927.500	272,257,500	

塩野義製薬	368,500	3,575.000	1,317,387,500	
日本新薬	27,700	4,965.000	137,530,500	
中外製薬	315,200	9,400.000	2,962,880,000	
科研製薬	15,800	4,250.000	67,150,000	
エーザイ	132,400	5,099.000	675,107,600	
ロート製薬	106,100	2,432.500	258,088,250	
小野薬品工業	227,600	2,563.500	583,452,600	
持田製薬	11,500	3,850.000	44,275,000	
参天製薬	174,100	1,693.000	294,751,300	
扶桑薬品工業	4,700	2,409.000	11,322,300	
ツムラ	36,700	4,074.000	149,515,800	
キッセイ薬品工業	15,900	4,655.000	74,014,500	
生化学工業	19,700	711.000	14,006,700	
栄研化学	17,300	2,542.000	43,976,600	
ＪＣＲファーマ	42,600	671.000	28,584,600	
東和薬品	14,700	4,190.000	61,593,000	
富士製薬工業	8,200	2,395.000	19,639,000	
ゼリア新薬工業	15,100	2,203.000	33,265,300	
ネクセラファーマ	46,600	926.000	43,151,600	
第一三共	925,600	2,939.000	2,720,338,400	
杏林製薬	21,800	1,691.000	36,863,800	
大幸薬品	25,200	313.000	7,887,600	
ダイト	16,400	1,400.000	22,960,000	
大塚ホールディングス	224,400	10,615.000	2,382,006,000	
ペプチドリーム	52,400	1,388.000	72,731,200	
セルソース	8,800	409.000	3,599,200	
あすか製薬ホールディングス	10,200	2,518.000	25,683,600	
サワイグループホールディングス	55,700	2,367.500	131,869,750	
日本コークス工業	133,700	127.000	16,979,900	
ニチレキグループ	11,700	2,466.000	28,852,200	
ユシロ	5,200	3,115.000	16,198,000	
出光興産	431,100	1,395.000	601,384,500	
ＥＮＥＯＳホールディングス	1,416,000	1,443.500	2,043,996,000	
コスモエネルギーホールディングス	56,600	4,763.000	269,585,800	
横浜ゴム	55,500	6,768.000	375,624,000	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	63,200	4,689.000	296,344,800	
ブリヂストン	586,400	3,652.000	2,141,532,800	
住友ゴム工業	107,200	2,681.000	287,403,200	
藤倉コンポジット	6,100	2,521.000	15,378,100	
オカモト	5,800	5,680.000	32,944,000	
フコク	7,000	2,008.000	14,056,000	
ニッタ	11,900	4,450.000	52,955,000	
三ツ星ベルト	13,900	4,200.000	58,380,000	
バンドー化学	17,700	2,320.000	41,064,000	

日東紡績	12,900	21,150.000	272,835,000	
ＡＧＣ	97,800	6,365.000	622,497,000	
日本電気硝子	34,000	5,989.000	203,626,000	
オハラ	5,500	1,154.000	6,347,000	
住友大阪セメント	17,900	4,332.000	77,542,800	
太平洋セメント	62,900	4,798.000	301,794,200	
日本ヒューム	18,800	1,628.000	30,606,400	
日本コンクリート工業	19,100	353.000	6,742,300	
三谷セキサン	4,300	7,130.000	30,659,000	
アジアパイルホールディングス	14,000	1,573.000	22,022,000	
東海カーボン	101,500	1,048.000	106,372,000	
日本カーボン	7,300	4,880.000	35,624,000	
東洋炭素	9,500	5,440.000	51,680,000	
ノリタケ	10,300	6,840.000	70,452,000	
ＴＯＴＯ	63,100	6,301.000	397,593,100	
日本碍子	112,700	4,288.000	483,257,600	
日本特殊陶業	82,200	7,730.000	635,406,000	
ＭＡＲＵＷＡ	4,200	55,200.000	231,840,000	
品川リフラ	16,000	2,412.000	38,592,000	
ヨータイ	5,000	1,929.000	9,645,000	
フジミインコーポレーテッド	30,500	3,175.000	96,837,500	
ニチアス	28,100	8,150.000	229,015,000	
ニチハ	13,900	3,620.000	50,318,000	
日本製鉄	2,818,500	688.200	1,939,691,700	
神戸製鋼所	206,500	2,267.500	468,238,750	
中山製鋼所	20,800	628.000	13,062,400	
合同製鐵	5,700	4,035.000	22,999,500	
ＪＦＥホールディングス	333,900	2,265.000	756,283,500	
東京製鐵	28,200	1,582.000	44,612,400	
共英製鋼	12,800	2,553.000	32,678,400	
大和工業	18,200	12,335.000	224,497,000	
東京鐵鋼	4,300	6,290.000	27,047,000	
大阪製鐵	5,400	2,550.000	13,770,000	
ヨドコウ	64,100	1,405.000	90,060,500	
中部鋼鈑	7,400	2,539.000	18,788,600	
丸一鋼管	101,100	1,579.000	159,636,900	
モリ工業	13,000	1,005.000	13,065,000	
大同特殊鋼	71,300	2,206.500	157,323,450	
日本冶金工業	6,700	4,990.000	33,433,000	
愛知製鋼	22,300	3,380.000	75,374,000	
大平洋金属	10,100	3,035.000	30,653,500	
新日本電工	59,600	426.000	25,389,600	
栗本鐵工所	25,000	1,731.000	43,275,000	
三菱製鋼	7,800	1,957.000	15,264,600	

日本精線	7,900	1,305.000	10,309,500	
エンビプロ・ホールディングス	11,600	1,004.000	11,646,400	
ＪＸ金属	288,400	3,249.000	937,011,600	
大紀アルミニウム工業所	14,200	1,409.000	20,007,800	
日本軽金属ホールディングス	30,700	2,989.000	91,762,300	
三井金属	25,900	28,515.000	738,538,500	
三菱マテリアル	69,100	5,136.000	354,897,600	
住友金属鉱山	142,000	9,678.000	1,374,276,000	
ＤＯＷＡホールディングス	27,900	9,637.000	268,872,300	
古河機械金属	13,100	5,880.000	77,028,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	17,700	2,728.000	48,285,600	
東邦チタニウム	20,900	1,876.000	39,208,400	
ＵＡＣＪ	64,000	2,412.000	154,368,000	
ＣＫサンエツ	2,400	4,330.000	10,392,000	
古河電気工業	34,500	21,910.000	755,895,000	
住友電気工業	357,200	8,826.000	3,152,647,200	
フジクラ	133,200	22,340.000	2,975,688,000	
ＳＷＣＣ	14,600	14,140.000	206,444,000	
平河ヒューテック	6,800	4,375.000	29,750,000	
リョービ	12,000	2,996.000	35,952,000	
ＡＲＥホールディングス	41,700	4,040.000	168,468,000	
稲葉製作所	6,400	1,642.000	10,508,800	
宮地エンジニアリンググループ	11,700	1,880.000	21,996,000	
トーカロ	29,000	2,912.000	84,448,000	
ＳＵＭＣＯ	198,900	1,550.500	308,394,450	
川田テクノロジーズ	7,100	5,320.000	37,772,000	
ＲＳ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＩＥＳ	7,900	3,600.000	28,440,000	
東洋製罐グループホールディングス	52,000	3,998.000	207,896,000	
ホッカンホールディングス	5,300	2,330.000	12,349,000	
横河ブリッジホールディングス	17,100	3,150.000	53,865,000	
三和ホールディングス	100,000	4,050.000	405,000,000	
文化シヤッター	37,300	2,073.000	77,322,900	
三協立山	14,400	696.000	10,022,400	
アルインコ	7,700	1,181.000	9,093,700	
ＬＩＸＩＬ	161,200	1,865.500	300,718,600	
ノーリツ	16,900	2,376.000	40,154,400	
長府製作所	10,900	2,055.000	22,399,500	
リンナイ	53,500	4,063.000	217,370,500	
日東精工	14,200	768.000	10,905,600	
岡部	16,900	1,008.000	17,035,200	
ジーテクト	13,500	2,018.000	27,243,000	
東プレ	17,900	2,853.000	51,068,700	
高周波熱錬	15,200	1,445.000	21,964,000	
東京製綱	5,800	1,900.000	11,020,000	

サンコール	11,800	1,280.000	15,104,000	
パイオラックス	12,900	1,792.000	23,116,800	
エイチワン	10,800	1,426.000	15,400,800	
日本発条	78,900	3,031.000	239,145,900	
中央発條	6,800	3,440.000	23,392,000	
立川ブラインド工業	4,400	2,557.000	11,250,800	
日本製鋼所	30,900	9,070.000	280,263,000	
三浦工業	46,600	2,957.000	137,796,200	
タクマ	32,500	2,910.000	94,575,000	
ツガミ	21,400	3,875.000	82,925,000	
オークマ	17,300	4,520.000	78,196,000	
芝浦機械	12,600	4,410.000	55,566,000	
アマダ	147,900	2,522.500	373,077,750	
アイダエンジニアリング	20,900	1,171.000	24,473,900	
ＦＵＪＩ	40,900	5,258.000	215,052,200	
オーエスジー	37,400	2,832.000	105,916,800	
旭ダイヤモンド工業	22,700	1,245.000	28,261,500	
ＤＭＧ森精機	66,400	2,973.500	197,440,400	
ソディック	25,700	1,350.000	34,695,000	
ディスコ	48,800	71,830.000	3,505,304,000	
日東工器	4,400	1,855.000	8,162,000	
日進工具	7,100	917.000	6,510,700	
冨士ダイス	6,700	1,370.000	9,179,000	
リケンＮＰＲ	13,300	4,085.000	54,330,500	
島精機製作所	20,900	1,018.000	21,276,200	
オプトラン	16,300	2,745.000	44,743,500	
イワキ	6,400	2,884.000	18,457,600	
フリュー	9,600	1,186.000	11,385,600	
ヤマシンフィルタ	23,100	594.000	13,721,400	
日阪製作所	16,100	1,644.000	26,468,400	
やまびこ	16,000	3,630.000	58,080,000	
野村マイクロ・サイエンス	20,500	3,145.000	64,472,500	
平田機工	14,100	2,811.000	39,635,100	
ＰＥＧＡＳＵＳ	11,000	755.000	8,305,000	
マルマエ	4,500	3,610.000	16,245,000	
タツモ	7,900	2,557.000	20,200,300	
ナブテスコ	58,300	4,432.000	258,385,600	
三井海洋開発	25,900	15,310.000	396,529,000	
レオン自動機	10,600	1,576.000	16,705,600	
ＳＭＣ	28,700	71,270.000	2,045,449,000	
ホソカワミクロン	7,400	6,700.000	49,580,000	
ユニオンツール	4,300	13,370.000	57,491,000	
瑞光	12,000	1,011.000	12,132,000	
オイレス工業	12,400	2,588.000	32,091,200	

日精エー・エス・ビー機械	3,800	8,240.000	31,312,000	
サトー	19,000	2,401.000	45,619,000	
技研製作所	14,000	2,309.000	32,326,000	
日本エアーテック	5,400	1,265.000	6,831,000	
日精樹脂工業	7,100	902.000	6,404,200	
ワイエイシイホールディングス	15,500	1,164.000	18,042,000	
小松製作所	488,100	7,601.000	3,710,048,100	
住友重機械工業	60,500	5,579.000	337,529,500	
日立建機	40,200	6,421.000	258,124,200	
日工	11,300	862.000	9,740,600	
巴工業	11,400	2,108.000	24,031,200	
井関農機	11,700	1,883.000	22,031,100	
ＴＯＷＡ	39,100	2,736.000	106,977,600	
北川鉄工所	4,400	1,801.000	7,924,400	
ローツェ	59,900	3,562.000	213,363,800	
クボタ	513,000	2,971.500	1,524,379,500	
荏原実業	10,600	2,830.000	29,998,000	
三菱化工機	12,900	3,675.000	47,407,500	
月島ホールディングス	14,100	3,335.000	47,023,500	
帝国電機製作所	6,200	3,115.000	19,313,000	
新東工業	22,500	1,171.000	26,347,500	
澁谷工業	9,000	3,640.000	32,760,000	
アイチコーポレーション	17,400	1,407.000	24,481,800	
小森コーポレーション	28,200	1,749.000	49,321,800	
鶴見製作所	15,400	2,292.000	35,296,800	
酒井重工業	5,600	2,278.000	12,756,800	
荏原製作所	208,100	5,666.000	1,179,094,600	
酉島製作所	8,300	2,525.000	20,957,500	
ＡＩＲＭＡＮ	13,200	2,106.000	27,799,200	
ダイキン工業	132,000	20,200.000	2,666,400,000	
オルガノ	14,000	16,165.000	226,310,000	
トーヨーカネツ	7,200	2,970.000	21,384,000	
栗田工業	61,400	7,992.000	490,708,800	
椿本チエイン	45,700	2,609.000	119,231,300	
木村化工機	8,700	1,291.000	11,231,700	
アネスト岩田	20,400	1,749.000	35,679,600	
ダイフク	169,700	6,306.000	1,070,128,200	
サムコ	5,200	6,150.000	31,980,000	
タダノ	56,500	1,401.000	79,156,500	
ＣＫＤ	32,600	5,230.000	170,498,000	
平和	33,400	1,995.000	66,633,000	
理想科学工業	15,200	1,265.000	19,228,000	
ＳＡＮＫＹＯ	109,700	2,206.000	241,998,200	
日本金銭機械	11,500	1,206.000	13,869,000	

マースグループホールディングス	10,000	3,200.000	32,000,000	
ガリレイ	14,500	3,745.000	54,302,500	
ダイコク電機	4,700	2,682.000	12,605,400	
竹内製作所	18,200	7,340.000	133,588,000	
アマノ	27,900	4,055.000	113,134,500	
ジャノメ	9,400	1,436.000	13,498,400	
マックス	14,900	6,740.000	100,426,000	
グローリー	26,300	4,110.000	108,093,000	
新晃工業	27,800	1,463.000	40,671,400	
大和冷機工業	15,900	1,723.000	27,395,700	
セガサミーホールディングス	83,200	2,546.500	211,868,800	
ＴＰＲ	24,000	1,378.000	33,072,000	
ツバキ・ナカシマ	26,400	357.000	9,424,800	
ホシザキ	64,700	5,389.000	348,668,300	
大豊工業	9,300	936.000	8,704,800	
日本精工	187,300	1,283.500	240,399,550	
ＮＴＮ	236,200	417.000	98,495,400	
ジェイテクト	94,900	2,039.000	193,501,100	
不二越	7,100	5,110.000	36,281,000	
日本トムソン	34,900	1,049.000	36,610,100	
ＴＨＫ	53,700	4,956.000	266,137,200	
ＹＵＳＨＩＮ	8,900	779.000	6,933,100	
前澤給装工業	7,400	1,661.000	12,291,400	
イーグル工業	13,500	3,365.000	45,427,500	
ＰＩＬＬＡＲ	11,200	7,770.000	87,024,000	
キッツ	39,100	2,184.000	85,394,400	
マキタ	125,700	6,000.000	754,200,000	
三井Ｅ＆Ｓ	50,800	7,492.000	380,593,600	
カナデビア	82,100	1,099.000	90,227,900	
三菱重工業	1,897,800	4,952.000	9,397,905,600	
ＩＨＩ	528,700	4,040.000	2,135,948,000	
キオクシアホールディングス	61,300	21,420.000	1,313,046,000	
日清紡ホールディングス	75,700	1,668.000	126,267,600	
イビデン	126,600	9,334.000	1,181,684,400	
コニカミノルタ	226,300	593.200	134,241,160	
ブラザー工業	125,700	3,143.000	395,075,100	
ミネベアミツミ	174,800	3,391.000	592,746,800	
日立製作所	2,576,400	4,912.000	12,655,276,800	
三菱電機	1,109,200	5,625.000	6,239,250,000	
富士電機	72,800	11,900.000	866,320,000	
安川電機	109,900	5,148.000	565,765,200	
シンフォニア　テクノロジー	10,700	11,670.000	124,869,000	
明電舎	19,700	7,470.000	147,159,000	
山洋電気	13,000	4,975.000	64,675,000	

デンヨー	7,200	3,810.000	27,432,000	
ＰＨＣホールディングス	18,700	1,062.000	19,859,400	
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	116,500	5,935.000	691,427,500	
ソシオネクスト	88,900	2,027.000	180,200,300	
東芝テック	14,900	3,045.000	45,370,500	
芝浦メカトロニクス	6,800	25,700.000	174,760,000	
マブチモーター	95,000	1,740.000	165,300,000	
トレックス・セミコンダクター	4,800	1,686.000	8,092,800	
東光高岳	5,500	5,390.000	29,645,000	
ダイヘン	9,600	14,160.000	135,936,000	
ヤーマン	19,700	712.000	14,026,400	
ＪＶＣケンウッド	79,400	1,303.500	103,497,900	
ミマキエンジニアリング	9,300	1,883.000	17,511,900	
大崎電気工業	21,600	1,574.000	33,998,400	
オムロン	85,700	4,798.000	411,188,600	
日東工業	13,400	4,460.000	59,764,000	
ＩＤＥＣ	15,800	3,255.000	51,429,000	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	42,800	4,846.000	207,408,800	
ＢＵＦＦＡＬＯ	2,700	5,220.000	14,094,000	
日本電気	665,400	4,041.000	2,688,881,400	
富士通	932,300	3,687.000	3,437,390,100	
沖電気工業	51,000	3,020.000	154,020,000	
電気興業	4,000	3,045.000	12,180,000	
サンケン電気	10,400	8,145.000	84,708,000	
アイホン	6,300	2,871.000	18,087,300	
ルネサスエレクトロニクス	982,700	2,961.000	2,909,774,700	
セイコーエプソン	126,300	2,087.500	263,651,250	
ワコム	66,700	866.000	57,762,200	
アルバック	25,800	10,030.000	258,774,000	
アクセル	7,600	1,240.000	9,424,000	
ＥＩＺＯ	13,000	2,249.000	29,237,000	
日本信号	23,700	1,692.000	40,100,400	
京三製作所	22,500	762.000	17,145,000	
能美防災	13,300	4,350.000	57,855,000	
ホーチキ	7,000	6,010.000	42,070,000	
エレコム	24,300	1,769.000	42,986,700	
パナソニック　ホールディングス	1,197,100	2,478.000	2,966,413,800	
シャープ	129,800	668.200	86,732,360	
アンリツ	64,900	2,514.500	163,191,050	
ソニーグループ	3,459,100	3,473.000	12,013,454,300	
ＴＤＫ	875,200	2,433.500	2,129,799,200	
帝国通信工業	4,200	2,756.000	11,575,200	
タムラ製作所	21,700	695.000	15,081,500	
アルプスアルパイン	79,100	2,228.500	176,274,350	

日本電波工業	11,100	1,254.000	13,919,400	
鈴木	5,500	3,005.000	16,527,500	
メイコー	9,900	19,750.000	195,525,000	
日本トリム	2,200	5,020.000	11,044,000	
フォスター電機	10,100	2,972.000	30,017,200	
ＳＭＫ	2,500	3,395.000	8,487,500	
ヨコオ	9,200	3,015.000	27,738,000	
ホシデン	22,300	2,830.000	63,109,000	
ヒロセ電機	14,600	21,575.000	314,995,000	
日本航空電子工業	25,900	2,650.000	68,635,000	
ＴＯＡ	10,600	1,810.000	19,186,000	
マクセル	21,700	2,224.000	48,260,800	
古野電気	12,700	8,060.000	102,362,000	
スミダコーポレーション	15,200	1,225.000	18,620,000	
アイコム	3,700	3,045.000	11,266,500	
リオン	3,900	2,930.000	11,427,000	
横河電機	110,600	5,238.000	579,322,800	
新電元工業	4,400	3,995.000	17,578,000	
アズビル	244,000	1,330.000	324,520,000	
日本光電工業	85,400	1,674.000	142,959,600	
チノー	7,600	1,616.000	12,281,600	
日本電子材料	6,700	7,400.000	49,580,000	
堀場製作所	19,000	19,205.000	364,895,000	
アドバンテスト	316,100	26,960.000	8,522,056,000	
エスペック	8,300	3,800.000	31,540,000	
キーエンス	100,300	58,400.000	5,857,520,000	
日置電機	5,000	7,270.000	36,350,000	
シスメックス	257,500	1,281.500	329,986,250	
日本マイクロニクス	16,300	11,880.000	193,644,000	
メガチップス	7,000	8,900.000	62,300,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	6,100	5,100.000	31,110,000	
コーセル	11,700	1,199.000	14,028,300	
イリソ電子工業	10,100	3,620.000	36,562,000	
オプテックスグループ	19,500	2,928.000	57,096,000	
千代田インテグレ	3,900	3,300.000	12,870,000	
レーザーテック	42,500	31,170.000	1,324,725,000	
スタンレー電気	53,100	3,171.000	168,380,100	
ウシオ電機	41,100	3,023.000	124,245,300	
日本セラミック	9,000	3,765.000	33,885,000	
山一電機	11,000	8,380.000	92,180,000	
図研	9,000	4,530.000	40,770,000	
日本電子	22,900	6,404.000	146,651,600	
カシオ計算機	79,100	1,590.000	125,769,000	
ファナック	478,900	6,366.000	3,048,677,400	

日本シイエムケイ	31,800	614.000	19,525,200	
エンプラス	2,800	14,130.000	39,564,000	
大真空	13,300	679.000	9,030,700	
ローム	196,700	2,581.000	507,682,700	
浜松ホトニクス	166,800	1,762.000	293,901,600	
三井ハイテック	43,700	824.000	36,008,800	
京セラ	622,100	2,637.500	1,640,788,750	
太陽誘電	53,900	4,607.000	248,317,300	
村田製作所	956,200	3,610.000	3,451,882,000	
双葉電子工業	20,400	727.000	14,830,800	
ニチコン	26,200	2,075.000	54,365,000	
ＫＯＡ	16,400	1,662.000	27,256,800	
市光工業	18,900	590.000	11,151,000	
小糸製作所	103,500	2,701.000	279,553,500	
ミツバ	19,000	1,425.000	27,075,000	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	35,900	21,060.000	756,054,000	
キヤノン	449,200	4,809.000	2,160,202,800	
リコー	236,700	1,480.000	350,316,000	
象印マホービン	28,600	1,612.000	46,103,200	
東京エレクトロン	212,200	43,390.000	9,207,358,000	
イノテック	6,800	2,890.000	19,652,000	
トヨタ紡織	51,100	3,237.000	165,410,700	
ユニプレス	18,300	1,455.000	26,626,500	
豊田自動織機	85,300	20,245.000	1,726,898,500	
モリタホールディングス	16,300	2,915.000	47,514,500	
三櫻工業	14,700	833.000	12,245,100	
デンソー	983,500	2,300.000	2,262,050,000	
東海理化電機製作所	27,400	3,325.000	91,105,000	
川崎重工業	76,400	16,945.000	1,294,598,000	
名村造船所	33,400	5,690.000	190,046,000	
日本車輌製造	4,500	4,190.000	18,855,000	
日産自動車	1,541,300	459.000	707,456,700	
いすゞ自動車	269,000	2,809.000	755,621,000	
トヨタ自動車	5,330,400	3,730.000	19,882,392,000	
三菱自動車工業	383,000	445.500	170,626,500	
武蔵精密工業	25,600	2,398.000	61,388,800	
日産車体	18,800	1,073.000	20,172,400	
新明和工業	29,700	2,617.000	77,724,900	
極東開発工業	18,300	3,450.000	63,135,000	
トピー工業	8,400	3,550.000	29,820,000	
ティラド	2,500	11,480.000	28,700,000	
曙ブレーキ工業	81,000	147.000	11,907,000	
タチエス	19,000	2,290.000	43,510,000	
ＮＯＫ	39,000	3,196.000	124,644,000	

フタバ産業	30,700	1,140.000	34,998,000	
カヤバ	18,800	5,080.000	95,504,000	
大同メタル工業	20,800	1,132.000	23,545,600	
プレス工業	37,600	968.000	36,396,800	
アイシン	258,600	2,879.500	744,638,700	
マツダ	337,600	1,385.500	467,744,800	
本田技研工業	2,180,200	1,582.500	3,450,166,500	
スズキ	739,300	2,330.000	1,722,569,000	
ＳＵＢＡＲＵ	304,200	3,080.000	936,936,000	
ヤマハ発動機	496,400	1,247.000	619,010,800	
エクセディ	17,500	6,100.000	106,750,000	
豊田合成	35,800	5,014.000	179,501,200	
愛三工業	19,500	2,247.000	43,816,500	
ヨロズ	16,500	1,062.000	17,523,000	
エフ・シー・シー	21,100	3,790.000	79,969,000	
シマノ	41,700	16,940.000	706,398,000	
テイ・エス　テック	37,100	1,996.500	74,070,150	
リガク・ホールディングス	63,800	1,393.000	88,873,400	
北里コーポレーション	8,000	1,559.000	12,472,000	
テルモ	666,600	1,970.500	1,313,535,300	
日機装	24,800	2,416.000	59,916,800	
日本エム・ディ・エム	6,700	510.000	3,417,000	
島津製作所	132,600	4,129.000	547,505,400	
ＪＭＳ	6,000	444.000	2,664,000	
長野計器	6,700	2,966.000	19,872,200	
ブイ・テクノロジー	4,900	3,925.000	19,232,500	
東京計器	8,100	8,140.000	65,934,000	
愛知時計電機	4,300	3,210.000	13,803,000	
インターアクション	5,700	1,500.000	8,550,000	
東京精密	19,000	16,500.000	313,500,000	
マニー	44,400	1,594.000	70,773,600	
ニコン	124,700	1,950.000	243,165,000	
オリンパス	544,300	1,525.500	830,329,650	
理研計器	15,200	3,390.000	51,528,000	
タムロン	52,000	1,036.000	53,872,000	
ＨＯＹＡ	192,900	27,115.000	5,230,483,500	
ノーリツ鋼機	30,300	2,135.000	64,690,500	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	12,200	2,743.000	33,464,600	
朝日インテック	118,600	2,955.000	350,463,000	
シチズン時計	86,000	1,722.000	148,092,000	
メニコン	36,700	1,873.000	68,739,100	
松風	9,500	1,810.000	17,195,000	
セイコーグループ	14,300	10,750.000	153,725,000	
ニプロ	78,000	1,558.000	121,524,000	

三井松島ホールディングス	26,000	1,491.000	38,766,000	
テクセンドフォトマスク	29,000	3,090.000	89,610,000	
トランザクション	12,800	1,303.000	16,678,400	
ニホンフラッシュ	8,600	848.000	7,292,800	
前田工繊	19,700	2,001.000	39,419,700	
アートネイチャー	11,000	819.000	9,009,000	
フルヤ金属	9,600	6,820.000	65,472,000	
バンダイナムコホールディングス	267,700	4,057.000	1,086,058,900	
ＳＨＯＥＩ	26,300	1,734.000	45,604,200	
フランスベッドホールディングス	12,400	1,328.000	16,467,200	
パイロットコーポレーション	14,900	4,826.000	71,907,400	
萩原工業	6,600	1,798.000	11,866,800	
フジシールインターナショナル	22,200	2,855.000	63,381,000	
タカラトミー	47,100	2,785.500	131,197,050	
広済堂ホールディングス	37,800	475.000	17,955,000	
プロネクサス	9,000	1,182.000	10,638,000	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	122,000	4,662.000	568,764,000	
大日本印刷	213,400	3,037.000	648,095,800	
共同印刷	11,600	1,698.000	19,696,800	
ＮＩＳＳＨＡ	20,500	1,343.000	27,531,500	
ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	5,500	3,950.000	21,725,000	
アシックス	386,100	4,669.000	1,802,700,900	
ツツミ	3,100	3,085.000	9,563,500	
ローランド	7,900	3,970.000	31,363,000	
小松ウオール工業	6,800	2,923.000	19,876,400	
ヤマハ	171,200	1,202.500	205,868,000	
河合楽器製作所	3,000	2,998.000	8,994,000	
クリナップ	9,800	1,010.000	9,898,000	
ピジョン	60,100	1,642.000	98,684,200	
キングジム	9,300	818.000	7,607,400	
リンテック	22,600	5,110.000	115,486,000	
イトーキ	21,800	3,200.000	69,760,000	
任天堂	633,300	8,636.000	5,469,178,800	
三菱鉛筆	13,200	2,336.000	30,835,200	
タカラスタンダード	22,200	3,020.000	67,044,000	
コクヨ	189,700	907.800	172,209,660	
ナカバヤシ	6,600	617.000	4,072,200	
グローブライド	11,100	2,339.000	25,962,900	
オカムラ	29,400	2,598.000	76,381,200	
美津濃	26,300	4,065.000	106,909,500	
グリムス	4,200	2,690.000	11,298,000	
東京電力ホールディングス	908,800	713.700	648,610,560	
中部電力	369,400	2,631.000	971,891,400	
関西電力	543,500	2,770.000	1,505,495,000	

中国電力	174,400	1,122.500	195,764,000	
北陸電力	100,100	1,095.000	109,609,500	
東北電力	268,300	1,278.000	342,887,400	
四国電力	92,400	1,783.500	164,795,400	
九州電力	232,300	1,968.000	457,166,400	
北海道電力	112,700	1,241.000	139,860,700	
沖縄電力	24,600	1,204.000	29,618,400	
電源開発	74,700	3,660.000	273,402,000	
エフオン	9,900	353.000	3,494,700	
イーレックス	23,200	697.000	16,170,400	
レノバ	26,900	774.000	20,820,600	
東京瓦斯	181,100	7,551.000	1,367,486,100	
大阪瓦斯	178,400	6,458.000	1,152,107,200	
東邦瓦斯	37,100	5,665.000	210,171,500	
北海道瓦斯	33,400	854.000	28,523,600	
広島ガス	21,300	376.000	8,008,800	
西部ガスホールディングス	9,900	2,482.000	24,571,800	
静岡ガス	25,200	1,398.000	35,229,600	
メタウォーター	12,700	3,935.000	49,974,500	
ＳＢＳホールディングス	9,200	4,225.000	38,870,000	
東武鉄道	102,700	3,085.000	316,829,500	
相鉄ホールディングス	36,000	2,939.500	105,822,000	
東急	255,800	1,999.000	511,344,200	
京浜急行電鉄	114,500	1,560.000	178,620,000	
小田急電鉄	152,900	1,798.500	274,990,650	
京王電鉄	45,300	4,219.000	191,120,700	
京成電鉄	174,500	1,364.000	238,018,000	
富士急行	12,400	2,250.000	27,900,000	
東日本旅客鉄道	553,800	3,836.000	2,124,376,800	
西日本旅客鉄道	239,800	3,387.000	812,202,600	
東海旅客鉄道	426,000	4,644.000	1,978,344,000	
東京地下鉄	162,300	1,700.500	275,991,150	
西武ホールディングス	110,000	4,600.000	506,000,000	
鴻池運輸	17,200	3,565.000	61,318,000	
西日本鉄道	28,700	3,190.000	91,553,000	
ハマキョウレックス	32,800	1,908.000	62,582,400	
サカイ引越センター	11,700	2,913.000	34,082,100	
近鉄グループホールディングス	107,000	3,338.000	357,166,000	
阪急阪神ホールディングス	132,000	4,675.000	617,100,000	
南海電気鉄道	45,400	3,090.000	140,286,000	
京阪ホールディングス	52,300	3,507.000	183,416,100	
神戸電鉄	2,300	2,536.000	5,832,800	
名古屋鉄道	109,600	1,840.500	201,718,800	
山陽電気鉄道	6,800	2,040.000	13,872,000	

ヤマトホールディングス	121,500	1,870.000	227,205,000	
山九	22,900	9,946.000	227,763,400	
丸全昭和運輸	6,100	9,320.000	56,852,000	
センコーグループホールディングス	71,800	1,974.500	141,769,100	
ニッコンホールディングス	42,900	4,038.000	173,230,200	
福山通運	10,300	5,410.000	55,723,000	
セイノーホールディングス	48,400	2,569.000	124,339,600	
神奈川中央交通	2,600	3,670.000	9,542,000	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	30,200	964.000	29,112,800	
九州旅客鉄道	75,800	3,972.000	301,077,600	
ＳＧホールディングス	168,700	1,532.500	258,532,750	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	99,200	3,658.000	362,873,600	
日本郵船	210,100	5,138.000	1,079,493,800	
商船三井	190,100	5,228.000	993,842,800	
川崎汽船	214,700	2,315.000	497,030,500	
ＮＳユナイテッド海運	6,900	7,610.000	52,509,000	
飯野海運	38,300	1,602.000	61,356,600	
乾汽船	14,300	1,550.000	22,165,000	
日本航空	230,100	3,203.000	737,010,300	
ＡＮＡホールディングス	272,400	3,385.000	922,074,000	
三菱倉庫	109,500	1,348.000	147,606,000	
三井倉庫ホールディングス	31,700	3,571.000	113,200,700	
住友倉庫	30,300	3,850.000	116,655,000	
澁澤倉庫	19,800	1,396.000	27,640,800	
日本トランスシティ	21,000	1,317.000	27,657,000	
中央倉庫	9,100	1,718.000	15,633,800	
安田倉庫	8,400	2,527.000	21,226,800	
上組	42,700	5,549.000	236,942,300	
キユーソー流通システム	7,100	3,150.000	22,365,000	
エーアイテイー	7,600	2,278.000	17,312,800	
ＭＩＸＩ	19,900	2,637.000	52,476,300	
クロスキャット	7,100	1,009.000	7,163,900	
システナ	138,700	431.000	59,779,700	
デジタルアーツ	6,500	5,330.000	34,645,000	
日鉄ソリューションズ	26,900	3,624.000	97,485,600	
キューブシステム	4,500	1,098.000	4,941,000	
コア	4,300	2,260.000	9,718,000	
ディー・エヌ・エー	41,200	2,686.000	110,663,200	
手間いらず	1,900	2,923.000	5,553,700	
ラクーンホールディングス	8,400	652.000	5,476,800	
ソリトンシステムズ	4,800	2,062.000	9,897,600	
ソフトクリエイトホールディングス	7,300	2,015.000	14,709,500	
ＴＩＳ	105,900	3,178.000	336,550,200	
グリーホールディングス	32,700	394.000	12,883,800	

ＧＭＯペパボ	900	2,058.000	1,852,200	
コーエーテクモホールディングス	65,600	1,712.500	112,340,000	
三菱総合研究所	5,500	4,990.000	27,445,000	
ファインデックス	8,200	835.000	6,847,000	
ＫＬａｂ	9,200	320.000	2,944,000	
ポールトゥウィンホールディングス	15,000	303.000	4,545,000	
ネクソン	246,900	3,246.000	801,437,400	
アイスタイル	33,600	459.000	15,422,400	
エムアップホールディングス	24,000	679.000	16,296,000	
エイチームホールディングス	6,700	1,039.000	6,961,300	
セルシス	15,600	1,305.000	20,358,000	
エニグモ	12,700	404.000	5,130,800	
コロプラ	33,100	424.000	14,034,400	
ブロードリーフ	42,000	641.000	26,922,000	
デジタルハーツホールディングス	6,700	848.000	5,681,600	
メディアドゥ	4,400	1,655.000	7,282,000	
じげん	26,300	435.000	11,440,500	
フィックスターズ	14,200	1,495.000	21,229,000	
オプティム	14,600	461.000	6,730,600	
セレス	4,500	1,613.000	7,258,500	
ＳＨＩＦＴ	91,400	653.100	59,693,340	
セック	3,000	4,130.000	12,390,000	
テクマトリックス	22,800	1,924.000	43,867,200	
プロシップ	7,800	1,423.000	11,099,400	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	23,800	2,406.000	57,262,800	
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	20,100	7,305.000	146,830,500	
システムリサーチ	6,200	1,822.000	11,296,400	
インターネットイニシアティブ	55,100	2,222.500	122,459,750	
さくらインターネット	15,400	2,985.000	45,969,000	
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	2,900	2,123.000	6,156,700	
ＳＲＡホールディングス	5,400	4,920.000	26,568,000	
朝日ネット	8,600	686.000	5,899,600	
ｅＢＡＳＥ	12,700	420.000	5,334,000	
アバントグループ	15,600	1,429.000	22,292,400	
アドソル日進	7,000	1,900.000	13,300,000	
フリービット	4,900	1,573.000	7,707,700	
コムチュア	12,700	1,452.000	18,440,400	
アステリア	8,000	1,292.000	10,336,000	
アイル	5,600	2,369.000	13,266,400	
マークラインズ	5,400	1,564.000	8,445,600	
テラスカイ	4,400	1,915.000	8,426,000	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	11,800	1,050.000	12,390,000	
ネオジャパン	3,200	1,687.000	5,398,400	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	2,200	2,380.000	5,236,000	

ラクス	94,600	805.000	76,153,000	
ダブルスタンダード	3,400	1,447.000	4,919,800	
オープンドア	6,500	399.000	2,593,500	
アカツキ	4,800	3,035.000	14,568,000	
ＵＢＩCOMホールディングス	3,100	961.000	2,979,100	
カナミックネットワーク	12,900	526.000	6,785,400	
チェンジホールディングス	25,200	999.000	25,174,800	
オークネット	8,600	2,275.000	19,565,000	
オロ	4,000	2,049.000	8,196,000	
ユーザーローカル	5,900	1,573.000	9,280,700	
ＰＫＳＨＡ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ	11,700	2,788.000	32,619,600	
マネーフォワード	23,100	3,359.000	77,592,900	
GMOフィナンシャルゲート	1,600	5,210.000	8,336,000	
ＳＵＮ　ＡＳＴＥＲＩＳＫ	6,900	420.000	2,898,000	
プラスアルファ・コンサルティング	12,400	2,114.000	26,213,600	
電算システムホールディングス	4,400	3,110.000	13,684,000	
ＡＰＰＩＥＲ　ＧＲＯＵＰ	37,700	786.000	29,632,200	
ビジョナル	12,100	7,535.000	91,173,500	
野村総合研究所	197,100	3,890.000	766,719,000	
日本システム技術	8,700	2,042.000	17,765,400	
インテージホールディングス	9,100	1,648.000	14,996,800	
東邦システムサイエンス	3,800	1,154.000	4,385,200	
シンプレクス・ホールディングス	82,400	861.000	70,946,400	
メルカリ	44,800	3,421.000	153,260,800	
ＩＰＳ	3,000	3,215.000	9,645,000	
システムサポートホールディングス	6,800	1,196.000	8,132,800	
ボードルア	9,100	1,785.000	16,243,500	
ＮＥ	5,000	657.000	3,285,000	
イーソル	7,500	582.000	4,365,000	
ウイングアーク１ｓｔ	10,200	2,694.000	27,478,800	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	3,400	953.000	3,240,200	
サーバーワークス	2,100	1,904.000	3,998,400	
Ｓａｎｓａｎ	30,000	1,125.000	33,750,000	
ギフティ	8,900	1,021.000	9,086,900	
メドレー	11,200	2,086.000	23,363,200	
ベース	4,700	3,225.000	15,157,500	
ＪMDC	16,700	3,990.000	66,633,000	
フォーカスシステムズ	6,000	1,720.000	10,320,000	
クレスコ	15,500	1,556.000	24,118,000	
フジ・メディア・ホールディングス	80,400	3,423.000	275,209,200	
オービック	186,000	3,812.000	709,032,000	
ジャストシステム	15,000	4,015.000	60,225,000	
ＴＤＣソフト	18,300	1,068.000	19,544,400	
ＬＩＮＥヤフー	1,564,300	382.400	598,188,320	

トレンドマイクロ	58,100	5,591.000	324,837,100	
ＩＤホールディングス	6,200	1,910.000	11,842,000	
日本オラクル	18,800	9,476.000	178,148,800	
アルファシステムズ	3,200	3,700.000	11,840,000	
フューチャー	23,100	1,821.000	42,065,100	
ＣＡＣ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	5,500	1,898.000	10,439,000	
オービックビジネスコンサルタント	16,900	5,810.000	98,189,000	
アイティフォー	11,300	1,710.000	19,323,000	
東計電算	2,900	4,285.000	12,426,500	
大塚商会	113,700	3,065.000	348,490,500	
サイボウズ	14,800	2,212.000	32,737,600	
電通総研	39,900	1,842.000	73,495,800	
デジタルガレージ	16,700	2,159.000	36,055,300	
イーエムシステムズ	17,200	703.000	12,091,600	
ウェザーニューズ	7,600	4,205.000	31,958,000	
ＣＩＪ	24,500	508.000	12,446,000	
ビジネスエンジニアリング	10,500	1,412.000	14,826,000	
ＷＯＷＯＷ	7,000	1,364.000	9,548,000	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	15,700	3,955.000	62,093,500	
アルゴグラフィックス	37,200	1,578.000	58,701,600	
マーベラス	16,700	505.000	8,433,500	
エイベックス	23,800	1,232.000	29,321,600	
ＢＩＰＲＯＧＹ	33,600	4,686.000	157,449,600	
都築電気	5,600	3,970.000	22,232,000	
ＴＢＳホールディングス	48,800	5,757.000	280,941,600	
日本テレビホールディングス	89,300	3,354.000	299,512,200	
朝日放送グループホールディングス	12,600	825.000	10,395,000	
テレビ朝日ホールディングス	23,800	3,400.000	80,920,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	68,900	2,804.000	193,195,600	
テレビ東京ホールディングス	6,200	4,475.000	27,745,000	
ビジョン	23,200	1,250.000	29,000,000	
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	35,000	1,840.000	64,400,000	
日本通信	94,100	139.000	13,079,900	
ＮＴＴ	27,617,500	153.000	4,225,477,500	
ＫＤＤＩ	1,414,500	2,680.000	3,790,860,000	
ソフトバンク	16,153,600	213.900	3,455,255,040	
光通信	10,000	42,180.000	421,800,000	
エムティーアイ	7,600	705.000	5,358,000	
ＧＭＯインターネットグループ	32,400	3,048.000	98,755,200	
ファイバーゲート	5,000	670.000	3,350,000	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	56,000	2,770.500	155,148,000	
学研ホールディングス	17,500	1,051.000	18,392,500	
ゼンリン	15,600	1,012.000	15,787,200	
松竹	6,000	11,650.000	69,900,000	

東宝	53,400	7,827.000	417,961,800	
東映	16,200	5,480.000	88,776,000	
ピー・シー・エー	6,300	1,942.000	12,234,600	
ビジネスブレイン太田昭和	4,300	3,045.000	13,093,500	
ＤＴＳ	86,000	1,155.000	99,330,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	167,100	2,492.000	416,413,200	
シーイーシー	12,100	2,030.000	24,563,000	
カプコン	198,200	3,167.000	627,699,400	
アイ・エス・ビー	4,600	1,818.000	8,362,800	
ＮＳＷ	4,500	2,418.000	10,881,000	
アイネス	7,300	1,978.000	14,439,400	
ＴＫＣ	15,900	4,055.000	64,474,500	
ＮＳＤ	37,200	2,900.000	107,880,000	
コナミグループ	42,700	19,345.000	826,031,500	
福井コンピュータホールディングス	8,200	3,280.000	26,896,000	
ＪＢＣＣホールディングス	25,400	1,368.000	34,747,200	
ミロク情報サービス	8,200	1,749.000	14,341,800	
ソフトバンクグループ	1,928,400	4,326.000	8,342,258,400	
リョーサン菱洋ホールディングス	18,200	3,305.000	60,151,000	
高千穂交易	9,800	2,102.000	20,599,600	
伊藤忠食品	2,400	12,210.000	29,304,000	
あらた	16,000	3,045.000	48,720,000	
トーメンデバイス	1,500	13,320.000	19,980,000	
東京エレクトロン　デバイス	10,500	3,650.000	38,325,000	
円谷フィールズホールディングス	17,900	1,589.000	28,443,100	
双日	102,500	6,865.000	703,662,500	
アルフレッサ　ホールディングス	100,100	2,520.500	252,302,050	
横浜冷凍	26,700	1,470.000	39,249,000	
ラサ商事	6,500	2,403.000	15,619,500	
アルコニックス	16,300	3,090.000	50,367,000	
神戸物産	93,700	3,757.000	352,030,900	
あい　ホールディングス	20,400	2,795.000	57,018,000	
ダイワボウホールディングス	40,800	3,120.000	127,296,000	
マクニカホールディングス	74,000	2,710.500	200,577,000	
ラクト・ジャパン	4,700	3,740.000	17,578,000	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	15,100	1,405.000	21,215,500	
八洲電機	8,300	3,400.000	28,220,000	
メディアスホールディングス	7,000	822.000	5,754,000	
レスター	8,700	3,110.000	27,057,000	
ＴＯＫＡＩホールディングス	57,200	1,211.000	69,269,200	
三洋貿易	12,600	1,858.000	23,410,800	
ビューティガレージ	3,300	1,472.000	4,857,600	
ウイン・パートナーズ	6,300	1,436.000	9,046,800	
シップヘルスケアホールディングス	40,100	2,711.500	108,731,150	

明治電機工業	4,900	2,468.000	12,093,200	
コメダホールディングス	28,000	2,900.000	81,200,000	
アセンテック	4,500	1,409.000	6,340,500	
ユニソルホールディングス	8,600	2,302.000	19,797,200	
ヤマエグループホールディングス	11,400	3,085.000	35,169,000	
小野建	13,200	1,468.000	19,377,600	
佐鳥電機	6,900	1,960.000	13,524,000	
伯東	5,500	4,370.000	24,035,000	
コンドーテック	9,000	1,517.000	13,653,000	
ナガイレーベン	12,800	1,782.000	22,809,600	
松田産業	7,800	7,190.000	56,082,000	
第一興商	40,800	1,683.500	68,686,800	
メディパルホールディングス	113,500	2,954.000	335,279,000	
ＳＰＫ	4,200	2,590.000	10,878,000	
萩原電気ホールディングス	4,400	3,865.000	17,006,000	
アズワン	33,700	2,204.000	74,274,800	
スズデン	5,500	1,763.000	9,696,500	
シモジマ	6,600	1,451.000	9,576,600	
ドウシシャ	11,600	3,570.000	41,412,000	
高速	6,000	3,205.000	19,230,000	
たけびし	3,400	2,463.000	8,374,200	
リックス	2,500	3,840.000	9,600,000	
丸文	8,900	1,272.000	11,320,800	
ハピネット	17,000	2,820.000	47,940,000	
日本ライフライン	26,700	1,433.000	38,261,100	
タカショー	11,900	399.000	4,748,100	
ＩＤＯＭ	37,000	1,512.000	55,944,000	
進和	6,000	3,350.000	20,100,000	
ダイトロン	10,600	2,842.000	30,125,200	
シークス	16,800	1,405.000	23,604,000	
オーハシテクニカ	9,400	1,253.000	11,778,200	
白銅	2,600	2,539.000	6,601,400	
伊藤忠商事	3,564,100	2,209.500	7,874,878,950	
丸紅	808,700	5,786.000	4,679,138,200	
長瀬産業	44,600	4,641.000	206,988,600	
蝶理	5,600	4,535.000	25,396,000	
豊田通商	318,100	6,764.000	2,151,628,400	
三共生興	15,500	892.000	13,826,000	
兼松	89,000	2,250.500	200,294,500	
三井物産	1,524,600	5,448.000	8,306,020,800	
日本紙パルプ商事	49,300	1,101.000	54,279,300	
カメイ	10,000	3,280.000	32,800,000	
スターゼン	21,600	1,346.000	29,073,600	
山善	38,400	1,498.000	57,523,200	

椿本興業	6,200	3,025.000	18,755,000	
住友商事	635,300	6,560.000	4,167,568,000	
内田洋行	20,000	2,110.000	42,200,000	
三菱商事	2,114,300	4,900.000	10,360,070,000	
第一実業	9,500	3,520.000	33,440,000	
キヤノンマーケティングジャパン	24,600	6,785.000	166,911,000	
西華産業	14,400	2,756.000	39,686,400	
佐藤商事	6,800	2,443.000	16,612,400	
東京産業	10,400	1,007.000	10,472,800	
ユアサ商事	9,000	6,150.000	55,350,000	
神鋼商事	7,200	2,721.000	19,591,200	
阪和興業	17,500	8,790.000	153,825,000	
正栄食品工業	6,700	4,050.000	27,135,000	
カナデン	7,400	2,261.000	16,731,400	
ＲＹＯＤＥＮ	7,400	3,615.000	26,751,000	
岩谷産業	107,900	1,951.000	210,512,900	
極東貿易	5,400	2,130.000	11,502,000	
アステナホールディングス	19,500	501.000	9,769,500	
三愛オブリ	23,900	2,424.000	57,933,600	
稲畑産業	25,700	4,240.000	108,968,000	
ＧＳＩクレオス	5,200	2,738.000	14,237,600	
明和産業	14,700	957.000	14,067,900	
ワキタ	16,500	2,125.000	35,062,500	
東邦ホールディングス	30,600	4,727.000	144,646,200	
サンゲツ	26,000	3,290.000	85,540,000	
ミツウロコグループホールディングス	13,200	2,344.000	30,940,800	
シナネンホールディングス	2,900	6,820.000	19,778,000	
伊藤忠エネクス	25,800	1,972.000	50,877,600	
サンリオ	106,500	5,855.000	623,557,500	
サンワ　テクノス	4,600	3,310.000	15,226,000	
新光商事	14,300	1,086.000	15,529,800	
トーホー	13,500	1,320.000	17,820,000	
三信電気	4,000	3,140.000	12,560,000	
東陽テクニカ	9,400	1,850.000	17,390,000	
モスフードサービス	16,300	4,330.000	70,579,000	
加賀電子	20,600	4,225.000	87,035,000	
ソーダニッカ	10,700	1,193.000	12,765,100	
立花エレテック	6,600	3,460.000	22,836,000	
フォーバル	4,300	1,120.000	4,816,000	
ＰＡＬＴＡＣ	16,100	4,984.000	80,242,400	
三谷産業	21,800	718.000	15,652,400	
コーア商事ホールディングス	11,800	857.000	10,112,600	
ＫＰＰグループホールディングス	23,300	910.000	21,203,000	
ヤマタネ	9,200	2,303.000	21,187,600	

泉州電業	6,700	6,470.000	43,349,000	
トラスコ中山	22,000	2,415.000	53,130,000	
オートバックスセブン	41,000	1,694.000	69,454,000	
モリト	7,600	2,010.000	15,276,000	
加藤産業	12,900	6,930.000	89,397,000	
イエローハット	33,300	1,710.000	56,943,000	
ＪＫホールディングス	8,100	1,503.000	12,174,300	
日伝	6,600	2,500.000	16,500,000	
杉本商事	8,900	1,435.000	12,771,500	
因幡電機産業	55,300	2,783.500	153,927,550	
東テク	10,200	4,360.000	44,472,000	
ミスミグループ本社	150,800	3,070.000	462,956,000	
スズケン	35,600	6,326.000	225,205,600	
ジェコス	6,100	1,807.000	11,022,700	
インターメスティック	5,200	1,964.000	10,212,800	
サンエー	17,400	3,090.000	53,766,000	
カワチ薬品	8,000	3,140.000	25,120,000	
エービーシー・マート	56,000	2,606.500	145,964,000	
ハードオフコーポレーション	4,100	2,068.000	8,478,800	
アスクル	24,600	1,302.000	32,029,200	
ゲオホールディングス	11,700	1,741.000	20,369,700	
アンドエスティＨＤ	14,500	3,010.000	43,645,000	
くら寿司	12,200	3,660.000	44,652,000	
キャンドゥ	3,900	3,540.000	13,806,000	
パルグループホールディングス	45,800	1,693.000	77,539,400	
エディオン	54,300	2,253.000	122,337,900	
サーラコーポレーション	21,300	1,186.000	25,261,800	
ハローズ	4,600	4,900.000	22,540,000	
フジオフードグループ本社	21,800	1,061.000	23,129,800	
あみやき亭	7,400	1,423.000	10,530,200	
大黒天物産	3,700	5,510.000	20,387,000	
ハニーズホールディングス	8,700	1,520.000	13,224,000	
アルペン	9,400	2,224.000	20,905,600	
クオールホールディングス	13,000	1,898.000	24,674,000	
ジンズホールディングス	7,700	5,270.000	40,579,000	
ビックカメラ	58,700	1,778.000	104,368,600	
ＤＣＭホールディングス	57,600	1,710.000	98,496,000	
ペッパーフードサービス	33,700	187.000	6,301,900	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	151,700	1,966.000	298,242,200	
Ｊ．フロント　リテイリング	121,800	2,611.000	318,019,800	
ドトール・日レスホールディングス	21,100	2,961.000	62,477,100	
マツキヨココカラ＆カンパニー	185,400	2,581.000	478,517,400	
ブロンコビリー	5,700	3,970.000	22,629,000	
ＺＯＺＯ	170,500	1,097.500	187,123,750	

トレジャー・ファクトリー	7,100	1,751.000	12,432,100	
物語コーポレーション	20,600	4,980.000	102,588,000	
三越伊勢丹ホールディングス	165,900	3,005.000	498,529,500	
Ｈａｍｅｅ	5,000	475.000	2,375,000	
クリエイトＳＤホールディングス	14,500	3,365.000	48,792,500	
シュッピン	10,400	1,328.000	13,811,200	
オイシックス・ラ・大地	17,000	1,393.000	23,681,000	
ネクステージ	24,000	3,680.000	88,320,000	
ジョイフル本田	28,100	2,214.000	62,213,400	
エターナルホスピタリティグループ	4,300	3,560.000	15,308,000	
ホットランドホールディングス	7,700	1,924.000	14,814,800	
すかいらーくホールディングス	145,400	3,657.000	531,727,800	
ＳＦＰホールディングス	5,100	2,313.000	11,796,300	
綿半ホールディングス	7,500	1,493.000	11,197,500	
ヨシックスホールディングス	3,000	3,575.000	10,725,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	49,700	973.000	48,358,100	
あさひ	8,300	1,317.000	10,931,100	
コスモス薬品	18,100	7,341.000	132,872,100	
セブン&アイ・ホールディングス	1,172,900	2,313.000	2,712,917,700	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	160,400	769.000	123,347,600	
ツルハホールディングス	164,300	2,708.000	444,924,400	
サンマルクホールディングス	13,200	3,040.000	40,128,000	
トリドールホールディングス	30,000	4,287.000	128,610,000	
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	11,600	390.000	4,524,000	
ＪＭホールディングス	14,800	1,735.000	25,678,000	
アレンザホールディングス	6,500	1,461.000	9,496,500	
串カツ田中ホールディングス	3,400	2,083.000	7,082,200	
バロックジャパンリミテッド	10,200	804.000	8,200,800	
クスリのアオキホールディングス	26,200	4,002.000	104,852,400	
力の源ホールディングス	7,800	1,527.000	11,910,600	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	61,500	9,514.000	585,111,000	
ブルーゾーンホールディングス	12,700	9,452.000	120,040,400	
メディカルシステムネットワーク	12,000	521.000	6,252,000	
ＪＡＰＡＮ　ＥＹＥＷＥＡＲ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	4,000	1,951.000	7,804,000	
ノジマ	102,900	1,168.000	120,187,200	
カッパ・クリエイト	16,000	1,537.000	24,592,000	
良品計画	233,000	3,603.000	839,499,000	
アドヴァングループ	8,300	1,018.000	8,449,400	
アルビス	2,600	2,742.000	7,129,200	
Ｇ－７ホールディングス	11,100	1,504.000	16,694,400	
イオン北海道	30,000	946.000	28,380,000	
コジマ	19,400	1,334.000	25,879,600	
コーナン商事	12,000	4,205.000	50,460,000	

エコス	3,600	3,255.000	11,718,000	
ワタミ	12,200	973.000	11,870,600	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,073,600	956.400	1,026,791,040	
西松屋チェーン	22,700	2,239.000	50,825,300	
ゼンショーホールディングス	54,600	9,717.000	530,548,200	
幸楽苑	9,400	1,244.000	11,693,600	
サイゼリヤ	14,500	6,720.000	97,440,000	
ＶＴホールディングス	41,300	559.000	23,086,700	
魚力	600	2,340.000	1,404,000	
ユナイテッドアローズ	11,000	2,577.000	28,347,000	
ハイデイ日高	16,500	3,255.000	53,707,500	
コロワイド	60,000	1,846.500	110,790,000	
壱番屋	38,700	920.000	35,604,000	
スギホールディングス	57,100	3,567.000	203,675,700	
薬王堂ホールディングス	5,100	2,062.000	10,516,200	
ダブルエー	2,000	1,335.000	2,670,000	
スクロール	14,000	1,354.000	18,956,000	
ヨンドシーホールディングス	8,400	1,878.000	15,775,200	
木曽路	14,300	2,587.000	36,994,100	
ＳＲＳホールディングス	15,800	1,260.000	19,908,000	
リテールパートナーズ	17,300	1,411.000	24,410,300	
上新電機	9,900	2,800.000	27,720,000	
日本瓦斯	50,800	3,049.000	154,889,200	
ロイヤルホールディングス	39,800	1,528.000	60,814,400	
チヨダ	10,100	1,121.000	11,322,100	
ライフコーポレーション	23,100	2,727.000	62,993,700	
リンガーハット	12,600	2,296.000	28,929,600	
ＭｒＭａｘＨＤ	12,000	815.000	9,780,000	
ＡＯＫＩホールディングス	25,600	1,804.000	46,182,400	
オークワ	17,700	899.000	15,912,300	
コメリ	14,500	3,640.000	52,780,000	
青山商事	22,000	2,614.000	57,508,000	
しまむら	24,200	11,140.000	269,588,000	
高島屋	152,800	2,341.500	357,781,200	
松屋	18,300	2,524.000	46,189,200	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	52,600	2,475.500	130,211,300	
近鉄百貨店	6,700	1,813.000	12,147,100	
丸井グループ	63,200	3,196.000	201,987,200	
アクシアル　リテイリング	27,700	1,281.000	35,483,700	
イオン	1,254,500	2,400.500	3,011,427,250	
イズミ	15,900	3,130.000	49,767,000	
平和堂	16,700	3,205.000	53,523,500	
フジ	18,800	2,160.000	40,608,000	

ゼビオホールディングス	14,200	1,118.000	15,875,600	
ケーズホールディングス	66,800	1,689.500	112,858,600	
シルバーライフ	3,100	819.000	2,538,900	
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	9,200	4,520.000	41,584,000	
ブックオフグループホールディングス	7,900	1,700.000	13,430,000	
ギフトホールディングス	6,200	3,975.000	24,645,000	
アインホールディングス	12,300	6,421.000	78,978,300	
ＧＥＮＫＩ　ＧＬＯＢＡＬ　ＤＩＮＩＮＧ　ＣＯＮＣＥＰＴＳ	6,000	2,959.000	17,754,000	
ヤマダホールディングス	322,900	569.200	183,794,680	
アークランズ	31,100	2,016.000	62,697,600	
ニトリホールディングス	173,200	3,426.000	593,383,200	
グルメ杵屋	7,600	1,014.000	7,706,400	
ケーユーホールディングス	6,500	1,288.000	8,372,000	
吉野家ホールディングス	41,100	3,137.000	128,930,700	
松屋フーズホールディングス	4,700	6,010.000	28,247,000	
サガミホールディングス	15,200	1,927.000	29,290,400	
王将フードサービス	20,600	3,210.000	66,126,000	
ミニストップ	8,700	2,018.000	17,556,600	
アークス	17,300	3,865.000	66,864,500	
バローホールディングス	19,900	3,615.000	71,938,500	
ベルク	5,100	7,790.000	39,729,000	
大　庄	7,200	1,180.000	8,496,000	
ファーストリテイリング	71,600	67,520.000	4,834,432,000	
サンドラッグ	30,500	4,191.000	127,825,500	
サックスバー　ホールディングス	8,700	819.000	7,125,300	
ベルーナ	25,200	983.000	24,771,600	
いよぎんホールディングス	128,300	3,480.000	446,484,000	
しずおかフィナンシャルグループ	217,000	3,025.000	656,425,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	82,500	3,309.000	272,992,500	
楽天銀行	52,800	8,789.000	464,059,200	
京都フィナンシャルグループ	136,200	3,679.000	501,079,800	
めぶきフィナンシャルグループ	459,700	1,292.000	593,932,400	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	12,900	11,090.000	143,061,000	
九州フィナンシャルグループ	191,000	1,303.500	248,968,500	
ゆうちょ銀行	1,073,200	2,964.000	3,180,964,800	
富山第一銀行	31,400	2,618.000	82,205,200	
横浜フィナンシャルグループ	520,300	1,662.000	864,738,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	59,700	4,242.000	253,247,400	
三十三フィナンシャルグループ	8,900	5,980.000	53,222,000	
第四北越フィナンシャルグループ	91,500	1,981.000	181,261,500	
ひろぎんホールディングス	138,200	1,926.000	266,173,200	
おきなわフィナンシャルグループ	7,600	5,900.000	44,840,000	
十六フィナンシャルグループ	13,600	9,400.000	127,840,000	

ＣＣＩグループ	106,200	997.000	105,881,400	
プロクレアホールディングス	11,900	2,826.000	33,629,400	
あいちフィナンシャルグループ	19,900	6,140.000	122,186,000	
ＳＢＩ新生銀行	127,500	1,902.000	242,505,000	
あおぞら銀行	63,300	2,840.000	179,772,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	6,228,900	2,951.500	18,384,598,350	
りそなホールディングス	1,212,800	1,942.000	2,355,257,600	
三井住友トラストグループ	343,300	5,551.000	1,905,658,300	
三井住友フィナンシャルグループ	2,168,900	5,878.000	12,748,794,200	
千葉銀行	302,600	2,322.500	702,788,500	
群馬銀行	177,700	2,169.500	385,520,150	
武蔵野銀行	13,500	6,180.000	83,430,000	
千葉興業銀行	21,500	2,383.000	51,234,500	
筑波銀行	43,200	687.000	29,678,400	
七十七銀行	31,300	9,440.000	295,472,000	
秋田銀行	6,300	5,440.000	34,272,000	
山形銀行	14,300	2,610.000	37,323,000	
岩手銀行	6,300	6,690.000	42,147,000	
東邦銀行	120,600	720.000	86,832,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	79,100	6,684.000	528,704,400	
スルガ銀行	66,900	2,101.000	140,556,900	
八十二長野銀行	201,200	2,035.500	409,542,600	
山梨中央銀行	10,600	5,240.000	55,544,000	
大垣共立銀行	20,300	6,240.000	126,672,000	
福井銀行	8,600	3,340.000	28,724,000	
清水銀行	4,700	2,727.000	12,816,900	
滋賀銀行	14,700	8,560.000	125,832,000	
南都銀行	14,600	7,310.000	106,726,000	
百五銀行	93,100	1,539.000	143,280,900	
紀陽銀行	34,300	4,170.000	143,031,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	60,500	6,072.000	367,356,000	
山陰合同銀行	60,700	1,744.000	105,860,800	
百十四銀行	9,400	9,440.000	88,736,000	
四国銀行	14,000	2,378.000	33,292,000	
阿波銀行	14,100	5,760.000	81,216,000	
大分銀行	6,000	9,560.000	57,360,000	
宮崎銀行	6,800	9,230.000	62,764,000	
佐賀銀行	5,600	4,990.000	27,944,000	
琉球銀行	21,900	2,372.000	51,946,800	
セブン銀行	340,800	296.300	100,979,040	
みずほフィナンシャルグループ	1,400,000	7,033.000	9,846,200,000	
山口フィナンシャルグループ	96,300	2,699.500	259,961,850	
名古屋銀行	19,600	5,470.000	107,212,000	
北洋銀行	130,000	1,029.000	133,770,000	

愛媛銀行	14,000	1,899.000	26,586,000	
京葉銀行	42,900	2,109.000	90,476,100	
栃木銀行	51,800	993.000	51,437,400	
北日本銀行	3,100	5,090.000	15,779,000	
東和銀行	16,500	1,169.000	19,288,500	
トモニホールディングス	93,000	960.000	89,280,000	
フィデアホールディングス	10,000	2,155.000	21,550,000	
池田泉州ホールディングス	135,200	909.000	122,896,800	
ＦＰＧ	33,200	2,087.000	69,288,400	
ジャパンインベストメントアドバイザー	18,000	2,026.000	36,468,000	
ＳＢＩホールディングス	348,600	3,421.000	1,192,560,600	
ジャフコ　グループ	28,900	2,427.000	70,140,300	
大和証券グループ本社	700,000	1,599.000	1,119,300,000	
野村ホールディングス	1,656,400	1,453.500	2,407,577,400	
岡三証券グループ	74,800	957.000	71,583,600	
丸三証券	29,900	1,100.000	32,890,000	
東洋証券	30,200	772.000	23,314,400	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	115,300	777.000	89,588,100	
水戸証券	25,900	633.000	16,394,700	
いちよし証券	18,100	1,334.000	24,145,400	
松井証券	70,300	939.000	66,011,700	
マネックスグループ	105,900	720.000	76,248,000	
極東証券	12,700	1,787.000	22,694,900	
岩井コスモホールディングス	11,100	3,885.000	43,123,500	
アイザワ証券グループ	10,300	1,482.000	15,264,600	
スパークス・グループ	11,300	2,106.000	23,797,800	
ライフネット生命保険	19,200	2,072.000	39,782,400	
かんぽ生命保険	111,400	4,883.000	543,966,200	
ＦＰパートナー	5,900	2,328.000	13,735,200	
ＳＯＭＰＯホールディングス	491,000	5,971.000	2,931,761,000	
アニコム　ホールディングス	34,900	1,160.000	40,484,000	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	614,600	4,333.000	2,663,061,800	
ソニーフィナンシャルグループ	3,487,900	160.400	559,459,160	
第一生命ホールディングス	1,938,400	1,571.500	3,046,195,600	
東京海上ホールディングス	1,015,000	6,478.000	6,575,170,000	
Ｔ＆Ｄホールディングス	244,500	4,013.000	981,178,500	
ＮＳグループ	12,100	1,636.000	19,795,600	
全国保証	57,100	3,180.000	181,578,000	
ジェイリース	9,600	1,416.000	13,593,600	
ＳＢＩアルヒ	11,000	932.000	10,252,000	
プレミアグループ	16,800	1,877.000	31,533,600	
ネットプロテクションズホールディングス	36,100	536.000	19,349,600	
クレディセゾン	56,400	4,792.000	270,268,800	

芙蓉総合リース	27,100	4,616.000	125,093,600	
みずほリース	72,600	1,517.000	110,134,200	
東京センチュリー	75,500	2,282.500	172,328,750	
日本証券金融	36,700	2,257.000	82,831,900	
アイフル	164,400	524.000	86,145,600	
リコーリース	8,700	6,240.000	54,288,000	
イオンフィナンシャルサービス	58,200	1,814.000	105,574,800	
アコム	174,500	515.600	89,972,200	
ジャックス	11,400	4,355.000	49,647,000	
オリエントコーポレーション	32,500	1,155.000	37,537,500	
オリックス	610,100	5,421.000	3,307,352,100	
三菱ＨＣキャピタル	492,100	1,526.000	750,944,600	
日本取引所グループ	543,600	1,847.500	1,004,301,000	
イー・ギャランティ	19,100	1,747.000	33,367,700	
ＮＥＣキャピタルソリューション	4,400	4,340.000	19,096,000	
Ｒｏｂｏｔ　Ｈｏｍｅ	32,000	205.000	6,560,000	
大東建託	168,000	3,504.000	588,672,000	
いちご	95,700	438.000	41,916,600	
日本駐車場開発	115,200	284.000	32,716,800	
スター・マイカ・ホールディングス	11,400	1,581.000	18,023,400	
ＳＲＥホールディングス	7,100	2,813.000	19,972,300	
ヒューリック	283,800	2,015.000	571,857,000	
野村不動産ホールディングス	275,000	1,097.000	301,675,000	
三重交通グループホールディングス	21,400	592.000	12,668,800	
ディア・ライフ	14,800	1,111.000	16,442,800	
地主	8,600	3,300.000	28,380,000	
ＪＰＭＣ	5,400	1,354.000	7,311,600	
フージャースホールディングス	16,400	1,318.000	21,615,200	
オープンハウスグループ	29,900	11,550.000	345,345,000	
東急不動産ホールディングス	269,100	1,543.000	415,221,300	
飯田グループホールディングス	87,400	2,698.500	235,848,900	
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	6,200	1,089.000	6,751,800	
ケイアイスター不動産	5,200	8,040.000	41,808,000	
グッドコムアセット	11,200	1,443.000	16,161,600	
ジェイ・エス・ビー	4,600	3,425.000	15,755,000	
ロードスターキャピタル	6,100	3,565.000	21,746,500	
アズーム	1,300	4,370.000	5,681,000	
霞ヶ関キャピタル	9,500	7,580.000	72,010,000	
パーク２４	71,900	2,200.500	158,215,950	
パラカ	3,200	2,019.000	6,460,800	
宮越ホールディングス	4,600	827.000	3,804,200	
三井不動産	1,457,200	2,053.500	2,992,360,200	
三菱地所	591,600	4,864.000	2,877,542,400	
平和不動産	24,100	2,499.000	60,225,900	

東京建物	92,800	4,082.000	378,809,600	
京阪神ビルディング	19,700	2,039.000	40,168,300	
住友不動産	279,200	4,830.000	1,348,536,000	
テーオーシー	18,800	883.000	16,600,400	
レオパレス２１	85,400	712.000	60,804,800	
スターツコーポレーション	16,600	5,180.000	85,988,000	
フジ住宅	11,300	880.000	9,944,000	
空港施設	12,000	1,048.000	12,576,000	
明和地所	8,600	1,181.000	10,156,600	
ゴールドクレスト	8,100	3,320.000	26,892,000	
エスリード	4,200	7,080.000	29,736,000	
日神グループホールディングス	15,200	805.000	12,236,000	
エスコン	24,100	1,139.000	27,449,900	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	56,400	415.000	23,406,000	
カチタス	26,000	3,350.000	87,100,000	
トーセイ	31,600	1,649.000	52,108,400	
サンフロンティア不動産	15,400	2,545.000	39,193,000	
ＦＪネクストホールディングス	9,200	1,894.000	17,424,800	
グランディハウス	5,900	643.000	3,793,700	
日本空港ビルデング	34,600	5,501.000	190,334,600	
ＬＩＦＵＬＬ	36,500	214.000	7,811,000	
ジェイエイシーリクルートメント	39,400	924.000	36,405,600	
日本M&Aセンターホールディングス	163,000	702.800	114,556,400	
フィットイージー	2,500	2,652.000	6,630,000	
メンバーズ	4,400	1,190.000	5,236,000	
ＵＴグループ	210,000	201.000	42,210,000	
アイティメディア	4,800	1,809.000	8,683,200	
Ｅ・Ｊホールディングス	5,900	1,857.000	10,956,300	
オープンアップグループ	33,400	1,867.000	62,357,800	
コシダカホールディングス	32,100	1,164.000	37,364,400	
パソナグループ	12,000	1,989.000	23,868,000	
リンクアンドモチベーション	27,500	532.000	14,630,000	
エス・エム・エス	40,400	1,708.000	69,003,200	
パーソルホールディングス	933,400	239.400	223,455,960	
クックパッド	27,200	149.000	4,052,800	
学情	4,900	1,856.000	9,094,400	
スタジオアリス	5,400	1,990.000	10,746,000	
ＮＪＳ	2,400	4,470.000	10,728,000	
ＡＬＳＯＫ	170,300	1,163.500	198,144,050	
カカクコム	70,500	1,698.000	119,709,000	
ルネサンス	8,200	1,127.000	9,241,400	
ディップ	19,100	2,021.000	38,601,100	
新日本科学	10,600	1,699.000	18,009,400	
エムスリー	205,600	1,590.000	326,904,000	

ワールドホールディングス	4,200	2,785.000	11,697,000	
博報堂ＤＹホールディングス	131,900	1,152.500	152,014,750	
タカミヤ	13,200	441.000	5,821,200	
ファンコミュニケーションズ	15,000	476.000	7,140,000	
ライク	4,800	1,594.000	7,651,200	
エスプール	32,300	257.000	8,301,100	
ＷＤＢホールディングス	4,700	1,582.000	7,435,400	
アドウェイズ	14,300	279.000	3,989,700	
バリューコマース	9,100	450.000	4,095,000	
インフォマート	97,300	383.000	37,265,900	
ＪＰホールディングス	27,000	762.000	20,574,000	
ＣＬホールディングス	3,000	1,194.000	3,582,000	
プレステージ・インターナショナル	45,600	675.000	30,780,000	
アミューズ	7,100	2,051.000	14,562,100	
ドリームインキュベータ	3,100	2,814.000	8,723,400	
クイック	21,300	863.000	18,381,900	
電通グループ	100,000	2,868.000	286,800,000	
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,500	717.000	3,226,500	
ぴあ	3,700	2,902.000	10,737,400	
イオンファンタジー	4,500	2,744.000	12,348,000	
シーティーエス	15,600	1,004.000	15,662,400	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	30,700	3,237.000	99,375,900	
アルプス技研	8,400	2,617.000	21,982,800	
日本空調サービス	10,600	1,520.000	16,112,000	
オリエンタルランド	609,200	2,769.500	1,687,179,400	
ダスキン	22,000	4,268.000	93,896,000	
明光ネットワークジャパン	14,400	717.000	10,324,800	
ファルコホールディングス	4,300	2,693.000	11,579,900	
ラウンドワン	98,300	1,017.500	100,020,250	
リゾートトラスト	98,400	1,842.000	181,252,800	
ビー・エム・エル	12,100	4,085.000	49,428,500	
リソー教育グループ	63,800	209.000	13,334,200	
早稲田アカデミー	5,700	2,041.000	11,633,700	
ユー・エス・エス	195,100	1,879.000	366,592,900	
サイバーエージェント	209,600	1,314.000	275,414,400	
楽天グループ	815,300	839.400	684,362,820	
クリーク・アンド・リバー社	5,300	1,475.000	7,817,500	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	18,800	611.000	11,486,800	
テー・オー・ダブリュー	24,600	378.000	9,298,800	
山田コンサルティンググループ	4,700	1,685.000	7,919,500	
セントラルスポーツ	3,900	2,507.000	9,777,300	
フルキャストホールディングス	9,100	1,657.000	15,078,700	
エン	16,000	1,230.000	19,680,000	
アイ・アールジャパンホールディングス	5,400	811.000	4,379,400	

ＫｅｅＰｅｒ技研	6,100	3,600.000	21,960,000	
Ｇｕｎｏｓｙ	9,200	554.000	5,096,800	
イー・ガーディアン	4,700	1,622.000	7,623,400	
ジャパンマテリアル	30,800	2,075.000	63,910,000	
ベクトル	14,200	1,378.000	19,567,600	
チャーム・ケア・コーポレーション	8,300	1,416.000	11,752,800	
キャリアリンク	3,700	2,747.000	10,163,900	
ＩＢＪ	8,600	758.000	6,518,800	
アサンテ	5,200	1,613.000	8,387,600	
バリューＨＲ	9,000	1,431.000	12,879,000	
Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	8,900	3,510.000	31,239,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,200	1,033.000	6,404,600	
シグマクシス・ホールディングス	32,600	674.000	21,972,400	
ウィルグループ	7,000	1,310.000	9,170,000	
リクルートホールディングス	762,500	6,327.000	4,824,337,500	
エラン	12,900	725.000	9,352,500	
日本郵政	926,600	1,987.500	1,841,617,500	
ベルシステム２４ホールディングス	11,700	1,448.000	16,941,600	
鎌倉新書	9,900	568.000	5,623,200	
エアトリ	7,900	743.000	5,869,700	
アトラエ	8,100	702.000	5,686,200	
ストライク	4,900	4,290.000	21,021,000	
ソラスト	28,100	912.000	25,627,200	
セラク	3,000	1,583.000	4,749,000	
インソース	21,700	702.000	15,233,400	
ベイカレント	76,400	4,474.000	341,813,600	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	1,300	1,128.000	1,466,400	
アイモバイル	14,100	514.000	7,247,400	
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	4,000	1,065.000	4,260,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	87,100	1,608.000	140,056,800	
エル・ティー・エス	1,400	1,696.000	2,374,400	
ミダックホールディングス	6,200	2,025.000	12,555,000	
キュービーネットホールディングス	5,900	1,356.000	8,000,400	
オープングループ	16,600	245.000	4,067,000	
マネジメントソリューションズ	4,900	1,422.000	6,967,800	
プロレド・パートナーズ	7,400	503.000	3,722,200	
アンビスホールディングス	24,500	502.000	12,299,000	
カーブスホールディングス	26,500	769.000	20,378,500	
Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	4,900	1,467.000	7,188,300	
ダイレクトマーケティングミックス	13,800	352.000	4,857,600	
ポピンズ	2,000	1,399.000	2,798,000	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	9,200	1,320.000	12,144,000	
リログループ	49,900	1,816.000	90,618,400	
東祥	9,400	944.000	8,873,600	

ビーウィズ	2,500	1,750.000	4,375,000	
ＴＲＥホールディングス	24,600	1,828.000	44,968,800	
人・夢・技術グループ	3,700	1,612.000	5,964,400	
ＮＩＳＳＯホールディングス	9,000	663.000	5,967,000	
大栄環境	22,900	3,810.000	87,249,000	
ＧＥＮＯＶＡ	3,900	603.000	2,351,700	
日本管財ホールディングス	11,600	2,842.000	32,967,200	
クオンツ総研ホールディングス	13,000	758.000	9,854,000	
エイチ・アイ・エス	34,600	1,294.000	44,772,400	
ラックランド	4,000	1,792.000	7,168,000	
共立メンテナンス	39,400	2,703.000	106,498,200	
イチネンホールディングス	9,900	2,154.000	21,324,600	
建設技術研究所	10,000	3,365.000	33,650,000	
スペース	7,400	1,645.000	12,173,000	
燦ホールディングス	8,900	1,476.000	13,136,400	
スバル興業	3,900	3,550.000	13,845,000	
タナベコンサルティンググループ	6,800	728.000	4,950,400	
ナガワ	2,800	5,960.000	16,688,000	
東京都競馬	7,800	5,640.000	43,992,000	
カナモト	15,600	4,115.000	64,194,000	
ニシオホールディングス	8,500	4,485.000	38,122,500	
トランス・コスモス	12,600	3,980.000	50,148,000	
乃村工藝社	43,700	1,413.000	61,748,100	
藤田観光	22,500	2,381.000	53,572,500	
ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	3,000	1,664.000	4,992,000	
トーカイ	8,500	2,575.000	21,887,500	
セコム	192,200	5,954.000	1,144,358,800	
セントラル警備保障	5,200	2,925.000	15,210,000	
丹青社	23,400	1,559.000	36,480,600	
メイテックグループホールディングス	37,600	3,373.000	126,824,800	
応用地質	9,000	2,873.000	25,857,000	
船井総研ホールディングス	43,000	1,133.000	48,719,000	
学究社	4,200	2,451.000	10,294,200	
ナック	6,300	541.000	3,408,300	
ダイセキ	21,500	3,670.000	78,905,000	
ステップ	3,200	2,511.000	8,035,200	
合　計	204,647,200		540,332,638,700	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2026年2月18日現在）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	13,585,327
コール・ローン	2,569,765,875
国債証券	114,430,924,220
地方債証券	9,396,711,100
特殊債券	9,315,134,032
社債券	8,490,816,100
未収入金	171,817,000
未収利息	426,510,743
前払費用	39,933,422
流動資産合計	144,855,197,819
資産合計	144,855,197,819
負債の部	
流動負債	
未払金	2,019,129,000
未払解約金	33,520,000
流動負債合計	2,052,649,000
負債合計	2,052,649,000
純資産の部	
元本等	
元本	128,489,821,357
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	14,312,727,462
元本等合計	142,802,548,819
純資産合計	142,802,548,819
負債純資産合計	144,855,197,819

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提

	供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項　目	(2026年2月18日現在)
1．　当計算期間の末日における受益権の総数	128,489,821,357口
2．　1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　1.1114円 (1万口当たりの純資産額11,114円)

(金融商品に関する注記)

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、

	報告が義務づけられています。 　また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2026年2月18日現在)
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 　「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

　該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2026年2月18日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	110,855,589,021円
同期中における追加設定元本額	47,010,283,776円
同期中における一部解約元本額	29,376,051,440円
2026年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	13,547,351,515円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	24,243,908,701円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	7,296,592,120円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	1,063,620,959円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	49,384,828円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	170,785,690円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	550,018,591円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	1,389,912,819円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	893,719,796円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	1,173,306,027円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	127,319,698円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	1,297,042,694円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	805,524,265円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	221,009,366円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	516,573,225円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	5,566,842,615円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	1,819,188,971円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	3,634,891,723円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	878,783,600円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	168,719,594円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	770,178,906円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	686,261,319円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	1,851,968,656円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	583,457,792円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	98,021,866円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	1,369,107,625円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	619,497,631円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	407,533,617円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	101,153,744円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	82,575,471円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	12,841,929円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	241,383,916円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	1,081,548,602円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	498,734,699円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	23,098,185円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	8,451,811円

三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	6,443,087円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	3,482,102円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	413,486円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	1,699,693円
ＳＭＡＭ・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	869,566,964円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	4,923,906,617円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	6,012,853,173円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	16,135,061,530円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	306,570,916円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	532,781,913円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	362,001,002円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	143,650,045円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	1,750,050,731円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	2,351,858,738円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	2,053,958,195円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	7,094,851,182円
三井住友・国内債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	764,487,234円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	343,084,325円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	352,767,323円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	125,382,706円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	71,418,901円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	891,872,899円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	1,782,482,711円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	439,354,653円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	175,837,906円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	31,550,662円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	237,063,018円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	4,237,995,838円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,152,144,425円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	57,513,181円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	870,149,770円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	557,253,865円
合　計	128,489,821,357円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	４７４　２年国債	2,320,000,000	2,306,915,200	

	４７５　２年国債	640,000,000	637,856,000	
	４７６　２年国債	780,000,000	777,004,800	
	４７７　２年国債	660,000,000	658,165,200	
	４７８　２年国債	310,000,000	309,017,300	
	４８０　２年国債	2,770,000,000	2,763,933,700	
	４８１　２年国債	130,000,000	130,159,900	
	１５４　５年国債	1,190,000,000	1,170,293,600	
	１５６　５年国債	1,090,000,000	1,070,445,400	
	１５７　５年国債	940,000,000	920,363,400	
	１５８　５年国債	880,000,000	859,830,400	
	１５９　５年国債	370,000,000	360,235,700	
	１６０　５年国債	620,000,000	605,045,600	
	１６１　５年国債	670,000,000	655,353,800	
	１６２　５年国債	1,270,000,000	1,238,402,400	
	１６３　５年国債	810,000,000	791,872,200	
	１６４　５年国債	460,000,000	445,684,800	
	１６５　５年国債	620,000,000	602,398,200	
	１６６　５年国債	530,000,000	516,400,200	
	１６７　５年国債	460,000,000	446,614,000	
	１６８　５年国債	490,000,000	478,705,500	
	１６９　５年国債	450,000,000	438,300,000	
	１７０　５年国債	1,210,000,000	1,178,431,100	
	１７１　５年国債	700,000,000	677,173,000	
	１７３　５年国債	560,000,000	543,502,400	
	１７４　５年国債	810,000,000	788,899,500	
	１７５　５年国債	80,000,000	78,260,000	
	１７６　５年国債	610,000,000	599,050,500	
	１７７　５年国債	1,090,000,000	1,074,391,200	
	１７８　５年国債	1,050,000,000	1,028,433,000	
	１７９　５年国債	1,160,000,000	1,133,180,800	
	１８１　５年国債	1,320,000,000	1,303,354,800	
	１８２　５年国債	650,000,000	644,722,000	
	１８３　５年国債	620,000,000	619,442,000	
	１　４０年国債	40,000,000	35,378,800	
	２　４０年国債	242,000,000	203,132,380	
	３　４０年国債	185,000,000	152,774,850	
	４　４０年国債	247,000,000	199,842,760	
	５　４０年国債	235,000,000	178,423,750	
	６　４０年国債	240,000,000	176,548,800	
	７　４０年国債	265,000,000	184,758,000	
	８　４０年国債	310,000,000	197,532,000	
	９　４０年国債	608,000,000	271,210,560	

１０　４０年国債	550,000,000	293,062,000	
１１　４０年国債	460,000,000	232,589,800	
１２　４０年国債	460,000,000	200,863,600	
１３　４０年国債	635,000,000	275,024,850	
１４　４０年国債	555,000,000	257,070,450	
１５　４０年国債	640,000,000	326,784,000	
１６　４０年国債	620,000,000	344,800,600	
１７　４０年国債	590,000,000	429,720,600	
１８　４０年国債	290,000,000	266,240,300	
３４８　１０年国債	145,000,000	142,598,800	
３４９　１０年国債	650,000,000	637,175,500	
３５０　１０年国債	510,000,000	498,310,800	
３５１　１０年国債	50,000,000	48,680,500	
３５２　１０年国債	150,000,000	145,518,000	
３５３　１０年国債	180,000,000	173,907,000	
３５４　１０年国債	265,000,000	254,903,500	
３５５　１０年国債	160,000,000	153,232,000	
３５６　１０年国債	130,000,000	123,914,700	
３５７　１０年国債	390,000,000	369,938,400	
３５８　１０年国債	670,000,000	632,480,000	
３５９　１０年国債	1,210,000,000	1,136,698,200	
３６０　１０年国債	960,000,000	897,350,400	
３６１　１０年国債	1,440,000,000	1,338,897,600	
３６２　１０年国債	970,000,000	897,424,600	
３６３　１０年国債	920,000,000	846,998,000	
３６４　１０年国債	1,050,000,000	961,873,500	
３６５　１０年国債	1,040,000,000	947,918,400	
３６６　１０年国債	1,480,000,000	1,350,233,600	
３６７　１０年国債	1,440,000,000	1,306,814,400	
３６８　１０年国債	1,590,000,000	1,435,181,700	
３６９　１０年国債	1,420,000,000	1,302,125,800	
３７０　１０年国債	1,240,000,000	1,132,368,000	
３７１　１０年国債	1,280,000,000	1,153,843,200	
３７２　１０年国債	1,250,000,000	1,155,400,000	
３７３　１０年国債	1,330,000,000	1,204,301,700	
３７４　１０年国債	1,350,000,000	1,236,019,500	
３７５　１０年国債	1,530,000,000	1,429,096,500	
３７６　１０年国債	1,580,000,000	1,444,199,000	
３７７　１０年国債	1,360,000,000	1,269,736,800	
３７８　１０年国債	1,480,000,000	1,400,997,600	
３７９　１０年国債	1,070,000,000	1,017,912,400	
３８０　１０年国債	1,610,000,000	1,553,650,000	

３８１　１０年国債	640,000,000	638,176,000	
２　３０年国債	440,000,000	455,210,800	
４　３０年国債	340,000,000	360,070,200	
５　３０年国債	290,000,000	297,917,000	
７　３０年国債	474,000,000	489,642,000	
９　３０年国債	240,000,000	233,944,800	
１０　３０年国債	95,000,000	90,511,250	
１１　３０年国債	430,000,000	425,833,300	
１２　３０年国債	520,000,000	528,294,000	
１４　３０年国債	392,000,000	405,582,800	
１６　３０年国債	205,000,000	213,132,350	
１８　３０年国債	190,000,000	193,931,100	
１９　３０年国債	170,000,000	173,192,600	
２１　３０年国債	345,000,000	350,192,250	
２２　３０年国債	315,000,000	324,535,050	
２３　３０年国債	349,000,000	358,869,720	
２４　３０年国債	340,000,000	348,904,600	
２５　３０年国債	260,000,000	261,245,400	
２６　３０年国債	253,000,000	255,909,500	
２７　３０年国債	90,000,000	91,437,300	
２８　３０年国債	96,000,000	96,989,760	
２９　３０年国債	197,000,000	195,768,750	
３０　３０年国債	212,000,000	207,003,160	
３１　３０年国債	235,000,000	225,449,600	
３２　３０年国債	360,000,000	347,079,600	
３３　３０年国債	258,000,000	237,981,780	
３４　３０年国債	87,000,000	81,681,690	
３５　３０年国債	260,000,000	235,768,000	
３６　３０年国債	90,000,000	81,072,900	
３７　３０年国債	225,000,000	198,139,500	
３８　３０年国債	220,000,000	189,329,800	
３９　３０年国債	240,000,000	208,941,600	
４０　３０年国債	260,000,000	221,785,200	
４１　３０年国債	260,000,000	217,198,800	
４２　３０年国債	280,000,000	232,828,400	
４３　３０年国債	295,000,000	243,873,550	
４４　３０年国債	310,000,000	255,213,700	
４５　３０年国債	315,000,000	249,287,850	
４６　３０年国債	315,000,000	248,179,050	
４７　３０年国債	370,000,000	295,411,700	
４８　３０年国債	370,000,000	283,172,100	
４９　３０年国債	395,000,000	300,705,600	

５０　３０年国債	425,000,000	283,662,000	
５１　３０年国債	405,000,000	237,775,500	
５２　３０年国債	343,000,000	210,084,070	
５３　３０年国債	387,000,000	241,039,080	
５４　３０年国債	235,000,000	152,484,450	
５５　３０年国債	215,000,000	138,518,050	
５６　３０年国債	430,000,000	275,071,000	
５７　３０年国債	395,000,000	250,900,050	
５８　３０年国債	410,000,000	258,443,500	
５９　３０年国債	380,000,000	231,674,600	
６０　３０年国債	490,000,000	312,174,100	
６１　３０年国債	480,000,000	288,048,000	
６２　３０年国債	290,000,000	163,197,500	
６３　３０年国債	260,000,000	140,670,400	
６４　３０年国債	275,000,000	147,345,000	
６５　３０年国債	345,000,000	183,070,800	
６６　３０年国債	350,000,000	184,051,000	
６７　３０年国債	300,000,000	166,134,000	
６８　３０年国債	360,000,000	197,510,400	
６９　３０年国債	415,000,000	232,507,900	
７０　３０年国債	225,000,000	124,848,000	
７１　３０年国債	390,000,000	214,312,800	
７２　３０年国債	400,000,000	217,680,000	
７３　３０年国債	400,000,000	215,588,000	
７４　３０年国債	400,000,000	234,836,000	
７５　３０年国債	420,000,000	267,372,000	
７６　３０年国債	390,000,000	254,120,100	
７７　３０年国債	490,000,000	335,409,900	
７８　３０年国債	440,000,000	284,807,600	
７９　３０年国債	220,000,000	134,222,000	
８０　３０年国債	410,000,000	293,051,600	
８１　３０年国債	460,000,000	311,926,000	
８２　３０年国債	380,000,000	270,689,200	
８３　３０年国債	370,000,000	289,824,700	
８４　３０年国債	380,000,000	290,293,400	
８５　３０年国債	490,000,000	391,838,300	
８６　３０年国債	330,000,000	269,903,700	
８７　３０年国債	350,000,000	312,280,500	
８８　３０年国債	350,000,000	338,425,500	
８９　３０年国債	90,000,000	90,401,400	
９７　２０年国債	327,000,000	332,339,910	
９９　２０年国債	153,000,000	155,510,730	

１００　２０年国債	207,000,000	211,156,560	
１０１　２０年国債	355,000,000	363,566,150	
１０２　２０年国債	457,000,000	469,009,960	
１０５　２０年国債	370,000,000	377,681,200	
１０６　２０年国債	370,000,000	378,606,200	
１０７　２０年国債	378,000,000	386,100,540	
１０９　２０年国債	40,000,000	40,638,400	
１１１　２０年国債	386,000,000	395,954,940	
１１３　２０年国債	27,000,000	27,611,820	
１１４　２０年国債	163,000,000	166,724,550	
１１８　２０年国債	200,000,000	203,734,000	
１１９　２０年国債	295,000,000	298,053,250	
１２０　２０年国債	200,000,000	200,404,000	
１２１　２０年国債	55,000,000	55,763,950	
１２２　２０年国債	130,000,000	131,222,000	
１２３　２０年国債	70,000,000	71,569,400	
１２５　２０年国債	205,000,000	210,528,850	
１２６　２０年国債	180,000,000	183,123,000	
１２７　２０年国債	145,000,000	146,800,900	
１２８　２０年国債	65,000,000	65,796,250	
１３０　２０年国債	155,000,000	155,988,900	
１３１　２０年国債	80,000,000	80,081,600	
１３２　２０年国債	450,000,000	450,000,000	
１３３　２０年国債	190,000,000	191,058,300	
１３４　２０年国債	200,000,000	200,880,000	
１３５　２０年国債	155,000,000	154,786,100	
１３６　２０年国債	120,000,000	119,140,800	
１３７　２０年国債	185,000,000	184,472,750	
１３９　２０年国債	100,000,000	99,116,000	
１４０　２０年国債	220,000,000	219,025,400	
１４１　２０年国債	260,000,000	258,416,600	
１４２　２０年国債	240,000,000	240,072,000	
１４３　２０年国債	150,000,000	147,883,500	
１４４　２０年国債	170,000,000	166,482,700	
１４５　２０年国債	110,000,000	108,934,100	
１４６　２０年国債	195,000,000	192,605,400	
１４７　２０年国債	840,000,000	821,410,800	
１４８　２０年国債	359,000,000	347,357,630	
１４９　２０年国債	625,000,000	602,893,750	
１５０　２０年国債	691,000,000	658,695,750	
１５１　２０年国債	680,000,000	634,868,400	
１５２　２０年国債	620,000,000	576,569,000	

１５３　２０年国債	617,000,000	576,456,930	
１５４　２０年国債	500,000,000	460,790,000	
１５５　２０年国債	470,000,000	423,037,600	
１５６　２０年国債	400,000,000	336,436,000	
１５７　２０年国債	445,000,000	363,498,250	
１５８　２０年国債	360,000,000	301,888,800	
１５９　２０年国債	488,000,000	410,886,240	
１６０　２０年国債	565,000,000	478,001,300	
１６１　２０年国債	850,000,000	705,831,500	
１６２　２０年国債	570,000,000	469,765,500	
１６３　２０年国債	620,000,000	507,333,600	
１６４　２０年国債	635,000,000	509,136,650	
１６５　２０年国債	400,000,000	318,144,000	
１６６　２０年国債	745,000,000	603,911,900	
１６７　２０年国債	580,000,000	454,058,800	
１６８　２０年国債	600,000,000	459,498,000	
１６９　２０年国債	770,000,000	576,406,600	
１７０　２０年国債	595,000,000	441,662,550	
１７１　２０年国債	655,000,000	482,106,200	
１７２　２０年国債	730,000,000	541,316,900	
１７３　２０年国債	825,000,000	606,977,250	
１７４　２０年国債	810,000,000	590,943,600	
１７５　２０年国債	695,000,000	511,130,800	
１７６　２０年国債	730,000,000	532,498,500	
１７７　２０年国債	750,000,000	533,182,500	
１７８　２０年国債	980,000,000	703,032,400	
１７９　２０年国債	800,000,000	569,416,000	
１８０　２０年国債	660,000,000	492,089,400	
１８１　２０年国債	650,000,000	489,905,000	
１８２　２０年国債	680,000,000	527,000,000	
１８３　２０年国債	580,000,000	470,153,800	
１８４　２０年国債	600,000,000	459,834,000	
１８５　２０年国債	620,000,000	472,210,600	
１８６　２０年国債	660,000,000	535,557,000	
１８７　２０年国債	620,000,000	483,507,000	
１８８　２０年国債	490,000,000	400,432,900	
１８９　２０年国債	540,000,000	461,824,200	
１９０　２０年国債	460,000,000	385,397,200	
１９１　２０年国債	510,000,000	440,410,500	
１９２　２０年国債	340,000,000	312,215,200	
１９３　２０年国債	390,000,000	362,809,200	
１９４　２０年国債	510,000,000	488,110,800	

	１９５　２０年国債	230,000,000	236,601,000	
	国債証券　小計		114,430,924,220	
地方債証券	１　東京都３０年	100,000,000	101,661,700	
	８　東京都３０年	400,000,000	384,383,200	
	１３　東京都３０年	500,000,000	437,925,500	
	１９　東京都３０年	100,000,000	54,686,000	
	５　東京都３０年	200,000,000	105,712,000	
	３０－８　北海道公債	200,000,000	194,457,000	
	３０－１８　北海道公債	200,000,000	192,296,000	
	２２６　神奈川県公債	200,000,000	198,005,400	
	７　神奈川県２０年	100,000,000	101,166,600	
	１３　神奈川県２０年	100,000,000	102,370,900	
	２９　神奈川県２０年	200,000,000	184,817,000	
	８９　神奈川県５年	200,000,000	198,936,800	
	４８４　大阪府公債	200,000,000	184,728,800	
	１　大阪府２０年	200,000,000	204,535,200	
	１９３　大阪府５年	300,000,000	296,262,600	
	２９－４　京都府公債	100,000,000	98,692,900	
	４　兵庫県公債１５年	100,000,000	100,052,300	
	５　兵庫県公債１５年	300,000,000	299,874,600	
	１０兵庫県公債２０年	100,000,000	102,442,700	
	２１兵庫県公債２０年	100,000,000	95,913,400	
	３－６　静岡県公債	100,000,000	91,601,000	
	７　静岡県３０年	100,000,000	86,602,900	
	２２－８　愛知県２０年	200,000,000	201,927,000	
	２－１０　愛知県公債	100,000,000	93,294,200	
	３－８　愛知県公債	100,000,000	91,049,700	
	６－２　広島県公債	100,000,000	92,780,900	
	２　埼玉県公債	300,000,000	274,767,300	
	５　埼玉県２０年	100,000,000	102,137,000	
	１－１　福岡県公債	200,000,000	190,528,800	
	１－３　福岡県３０年	100,000,000	52,536,000	
	２８－１　千葉県公債	100,000,000	99,794,700	
	１－９　千葉県公債	200,000,000	187,626,400	
	９　千葉県２０年	200,000,000	201,404,400	
	１７０　共同発行地方	400,000,000	395,076,800	
	１７２　共同発行地方	500,000,000	493,092,000	
	１７９　共同発行地方	100,000,000	97,904,700	
	１８３　共同発行地方	600,000,000	584,418,600	
	１８４　共同発行地方	300,000,000	291,629,700	
	１９９　共同発行地方	100,000,000	94,655,800	
	２２７　共同発行地方	100,000,000	90,976,500	

	１７　大阪市２０年	100,000,000	98,726,600	
	３３　名古屋市５年	300,000,000	291,579,600	
	５　名古屋市２０年	100,000,000	100,792,600	
	１　京都市３０年	100,000,000	100,830,500	
	７　京都市２０年	100,000,000	102,568,600	
	６－１　神戸市５年	200,000,000	193,925,200	
	１　横浜市３０年	100,000,000	103,938,700	
	１４　横浜市２０年	100,000,000	102,078,400	
	２－７　札幌市公債	100,000,000	92,623,800	
	３－３　札幌市公債	200,000,000	183,202,000	
	９４　川崎市公債	100,000,000	91,081,300	
	６－１　北九州市５年	100,000,000	96,682,200	
	１４　北九州市２０年	200,000,000	197,725,600	
	２０１９－１０福岡市公	100,000,000	93,780,900	
	１－２　岡山県公債	100,000,000	94,450,100	
	地方債証券　小計		9,396,711,100	
特殊債券	４７日本政策投資ＣＯ	100,000,000	98,019,900	
	９７日本政策投資ＣＯ	200,000,000	155,922,000	
	１２４　日本政策投資	100,000,000	93,889,400	
	８０　政保政策投資Ｃ	200,000,000	187,860,800	
	３６　日本政策投資Ｂ	100,000,000	101,275,100	
	１８　道路機構	100,000,000	93,501,900	
	２２　道路機構	300,000,000	270,417,000	
	２７　道路機構	100,000,000	101,701,700	
	３７　道路機構	300,000,000	307,097,100	
	４７　道路機構	200,000,000	205,496,400	
	１３５　道路機構	200,000,000	196,088,400	
	２５０　道路機構	100,000,000	52,294,200	
	７４　政保道路機構	100,000,000	101,394,300	
	７９　政保道路機構	200,000,000	204,040,000	
	８１　政保道路機構	200,000,000	204,056,800	
	８８　政保道路機構	100,000,000	95,883,600	
	９０　政保道路機構	500,000,000	510,092,500	
	９９　政保道路機構	100,000,000	102,394,600	
	１２７　政保道路機構	200,000,000	202,882,400	
	１７６　政保道路機構	100,000,000	98,619,300	
	１９６　政保道路機構	100,000,000	98,843,800	
	２０５　政保道路機構	100,000,000	96,705,600	
	２１０　政保道路機構	200,000,000	193,188,400	
	２８８　政保道路機構	189,000,000	187,916,652	
	３９６　政保道路機構	100,000,000	51,106,100	
	９　道路債券	100,000,000	105,769,200	

	２　地方公営２０年	100,000,000	102,380,500	
	４　地方公共団２０年	100,000,000	101,808,600	
	１８　地方公共団２０	300,000,000	298,780,200	
	Ｆ９６　地方公共団体	100,000,000	100,384,800	
	Ｆ１４３地方公共団体	100,000,000	100,109,800	
	Ｆ２２８地方公共団体	200,000,000	194,837,200	
	８５　地方公共団体	100,000,000	99,706,000	
	５３　地方公共団２０	100,000,000	79,720,400	
	１０１　地方公共団体	100,000,000	98,207,500	
	１０６　地方公共団体	200,000,000	195,287,600	
	２９　地方公共団５年	300,000,000	298,791,000	
	１７　公営企業２０年	100,000,000	100,146,600	
	２０　公営企業２０年	100,000,000	101,157,500	
	２２　公営企業２０年	100,000,000	101,438,000	
	２４　公営企業２０年	200,000,000	203,952,400	
	８９　都市再生	100,000,000	98,852,200	
	９３　都市再生	100,000,000	98,573,400	
	１１７　都市再生	100,000,000	95,663,800	
	１５３　都市再生	200,000,000	107,666,200	
	３３　政保中部空港	200,000,000	195,787,400	
	５２　住宅支援機構	100,000,000	101,270,500	
	８１　住宅支援機構	200,000,000	200,847,800	
	９３　住宅支援機構	100,000,000	100,373,200	
	１２４　住宅支援機構	100,000,000	100,191,700	
	１３０　住宅支援機構	200,000,000	197,232,600	
	２２６　住宅支援機構	100,000,000	98,036,300	
	２６３　住宅支援機構	100,000,000	55,258,300	
	１９　住宅機構ＲＭＢＳ	10,410,000	10,462,050	
	２４　住宅機構ＲＭＢＳ	20,928,000	21,057,753	
	２６　住宅機構ＲＭＢＳ	33,339,000	33,572,373	
	２７　住宅機構ＲＭＢＳ	11,792,000	11,874,544	
	２８　住宅機構ＲＭＢＳ	14,119,000	14,172,652	
	２９　住宅機構ＲＭＢＳ	14,987,000	15,048,446	
	３０　住宅機構ＲＭＢＳ	14,804,000	14,873,578	
	３２　住宅機構ＲＭＢＳ	28,840,000	28,834,232	
	３５　住宅機構ＲＭＢＳ	14,911,000	14,981,081	
	３６　住宅機構ＲＭＢＳ	13,916,000	13,974,447	
	４３　住宅機構ＲＭＢＳ	18,431,000	18,204,298	
	４６　住宅機構ＲＭＢＳ	14,184,000	14,273,359	
	４８　住宅機構ＲＭＢＳ	27,046,000	27,243,435	
	４９　住宅機構ＲＭＢＳ	13,855,000	13,910,420	
	５１　住宅機構ＲＭＢＳ	30,076,000	30,042,916	

	５５　住宅機構ＲＭＢＳ	40,294,000	39,463,943	
	５７　住宅機構ＲＭＢＳ	19,463,000	19,124,343	
	５８　住宅機構ＲＭＢＳ	21,868,000	21,290,684	
	５９　住宅機構ＲＭＢＳ	41,712,000	40,844,390	
	６０　住宅機構ＲＭＢＳ	62,616,000	61,006,768	
	６１　住宅機構ＲＭＢＳ	21,054,000	20,422,380	
	６７　住宅機構ＲＭＢＳ	27,520,000	25,978,880	
	６９　住宅機構ＲＭＢＳ	58,106,000	55,282,048	
	７０　住宅機構ＲＭＢＳ	49,468,000	47,420,024	
	７３　住宅機構ＲＭＢＳ	28,279,000	26,927,263	
	９９　住宅機構ＲＭＢＳ	44,741,000	39,143,900	
	１２３　住宅機構ＲＭＢＳ	61,582,000	48,945,373	
	１２４　住宅機構ＲＭＢＳ	61,075,000	48,292,002	
	１２５　住宅機構ＲＭＢＳ	60,801,000	48,075,350	
	１２７　住宅機構ＲＭＢＳ	63,622,000	50,025,978	
	１２８　住宅機構ＲＭＢＳ	61,710,000	48,553,428	
	１２９　住宅機構ＲＭＢＳ	63,846,000	50,285,109	
	１３７　住宅機構ＲＭＢＳ	65,594,000	51,156,760	
	１６７　住宅機構ＲＭＢＳ	76,917,000	57,918,501	
	１８３　住宅機構ＲＭＢＳ	165,372,000	124,095,148	
	１８６　住宅機構ＲＭＢＳ	84,672,000	64,807,948	
	１９８　住宅機構ＲＭＢＳ	175,290,000	139,355,550	
	２１６　住宅機構ＲＭＢＳ	192,612,000	161,274,026	
	特殊債券　小計		9,315,134,032	
社債券	８６　東日本高速道	200,000,000	198,214,600	
	１１４　東日本高速道	100,000,000	97,193,100	
	１０７　中日本高速道	300,000,000	291,482,100	
	１１２　中日本高速道	100,000,000	98,071,700	
	８４　西日本高速道	200,000,000	194,481,000	
	８７　西日本高速道	200,000,000	194,586,000	
	１００　西日本高速道	100,000,000	98,094,400	
	２６　大林組	100,000,000	95,914,500	
	１３　大和ハウス	100,000,000	98,681,300	
	１７　アサヒグループＨＤ	200,000,000	197,362,800	
	２　日清食品ＨＤ	100,000,000	93,999,500	
	３０　東レ	100,000,000	98,609,200	
	１２　旭化成	200,000,000	189,556,600	
	２４三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	97,534,900	
	２１富士フイルムホールデイ	100,000,000	97,215,300	
	１５　ブリヂストン	200,000,000	194,627,000	
	３２　住友電工	100,000,000	95,905,500	
	１６　小松製作所	100,000,000	97,197,500	

	２２　日立製作所	100,000,000	94,876,100	
	９　ＴＤＫ	100,000,000	95,984,200	
	３９　三菱重工業	100,000,000	90,949,300	
	６３　三井物産	100,000,000	101,190,300	
	８　みずほコーポレート	100,000,000	101,551,400	
	８　住友信託　劣後	100,000,000	100,982,600	
	３１　三井住友ＴＢ	300,000,000	290,010,300	
	９　みずほ銀行劣後	100,000,000	101,001,900	
	１７　ＮＴＴファイナンス	200,000,000	195,354,800	
	１８　ＮＴＴファイナンス	200,000,000	185,834,400	
	１０１　トヨタファイナンス	200,000,000	194,953,000	
	２　三菱ＨＣキヤピタル	200,000,000	197,464,000	
	５８　三菱地所	100,000,000	104,842,200	
	１３５　三菱地所	200,000,000	182,785,800	
	１０　東急	100,000,000	90,417,300	
	３８　京王電鉄	100,000,000	98,026,800	
	７８東日本旅客鉄道	100,000,000	100,441,500	
	１１０東日本旅客鉄	100,000,000	77,924,400	
	１６６東日本旅客鉄	100,000,000	52,947,800	
	１６９　東日本旅客鉄	200,000,000	181,866,000	
	２６　西日本旅客鉄	100,000,000	101,867,100	
	６０　西日本旅客鉄	200,000,000	187,386,600	
	４１　東海旅客鉄道	100,000,000	101,633,400	
	４２　東海旅客鉄道	100,000,000	102,110,000	
	４５　東京地下鉄	200,000,000	185,751,600	
	６４　阪急阪神ＨＬＤＧ	100,000,000	99,130,900	
	１５　九州旅客鉄道	200,000,000	194,202,400	
	３１　ＫＤＤＩ	200,000,000	196,535,600	
	５４６　中部電力	200,000,000	181,225,000	
	５５３　中部電力	200,000,000	197,982,200	
	５５０　関西電力	300,000,000	296,490,300	
	５６０　関西電力	200,000,000	185,647,000	
	５０８　東北電力	200,000,000	192,308,400	
	５４７　東北電力	100,000,000	95,984,400	
	４９６　九州電力	300,000,000	271,622,100	
	６２　電源開発	200,000,000	163,858,400	
	５６　東京電力ＰＧ	200,000,000	197,914,200	
	６６　東京電力ＰＧ	100,000,000	90,735,000	
	４１　大阪瓦斯	200,000,000	182,888,600	
	７　フアーストリテイリング	100,000,000	97,411,800	
	社債券　小計		8,490,816,100	
合　計			141,633,585,452	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2026年2月18日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	19,897,112,211
金銭信託	13,113,738
コール・ローン	2,480,561,187
株式	1,181,661,424,623
投資証券	20,686,027,263
派生商品評価勘定	169,200,077
未収入金	33,175,332
未収配当金	805,790,498
差入委託証拠金	7,572,482,941
流動資産合計	1,233,318,887,870
資産合計	1,233,318,887,870
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	259,174,262
未払解約金	2,318,721,652
流動負債合計	2,577,895,914
負債合計	2,577,895,914
純資産の部	
元本等	
元本	101,964,014,436
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,128,776,977,520
元本等合計	1,230,740,991,956
純資産合計	1,230,740,991,956
負債純資産合計	1,233,318,887,870

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．　デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2026 年 2 月 18 日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	101,964,014,436 口
２．　１単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額　12.0703 円 （１万口当たりの純資産額 120,703 円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2025 年 2 月 19 日 至 2026 年 2 月 18 日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、新株予約権証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引

	当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2026年2月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026年2月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	S&P 500 EMINI FUT MAR26	22,755,562,668	－	22,497,884,628	△257,678,040
	SPI 200 FUTURES MAR26	781,609,248	－	796,603,896	14,994,648
	FTSE 100 IDX FUT MAR26	1,123,775,292	－	1,180,080,187	56,304,895
	EURO STOXX 50 MAR26	4,000,893,971	－	4,097,295,477	96,401,506
	小計	28,661,841,179	－	28,571,864,188	△89,976,991
合　計		28,661,841,179	－	28,571,864,188	△89,976,991

(注) 1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	429,766,118	－	429,768,924	2,806
	小計	429,766,118	－	429,768,924	2,806
合　計		429,766,118	－	429,768,924	2,806

(注) 1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2026年2月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	95,961,877,478円
同期中における追加設定元本額	13,597,985,068円
同期中における一部解約元本額	7,595,848,110円
2026年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国株式インデックスファンドＳ	48,744,278,250円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	229,141,996円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	946,178,793円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	817,850,788円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	31,380,783円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	540,311円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	1,852,936円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	6,606,077円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	23,008,030円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	29,951,054円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	82,655,583円
外国株式指数ファンド	1,259,572,588円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	28,509,442,684円

アセットアロケーション・ファンド（安定型）	38,438,448円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	70,241,378円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	43,343,899円
イオン・バランス戦略ファンド	15,073,776円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	44,387,905円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	153,094,658円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	161,817,902円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	670,690,544円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	439,026,366円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	645,580,770円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	90,684,691円
三井住友ＤＳ・外国株式インデックス年金ファンド	4,415,424,295円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	11,392,426円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	70,636,598円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	69,638,122円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	14,138,649円
ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	4,619,102,149円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	136,669,728円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	4,535,207,529円
三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド	251,299,880円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	26,022,687円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	16,081,397円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	17,655,843円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	13,977,064円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	11,640,162円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	76,601円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	11,689,538円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	154,858,790円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	233,047,217円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	162,972,714円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	446,148円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	1,876,055円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	3,493,499円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	5,881,321円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	8,633,854円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	248,398円
ＳＭＡＭ・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	150,361,784円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,038,187円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	4,318,072円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	110,177,610円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	318,804,466円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,517,183,644円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	4,614,973円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	24,056,350円

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	269,694,560円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	19,501,321円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	42,251,623円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	221,685,621円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	130,027,244円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	279,894,514円
三井住友・外国株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	148,210,735円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	22,986,547円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,388,830円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,216,327円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	2,649,732円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	5,626,508円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	20,499,239円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	47,423,801円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	14,900,805円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	74,887,292円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	24,543,089円
ＳＭＡＭ・外国株式インデックスファンドＳＡ＜適格機関投資家限定＞	487,204,296円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	21,585,730円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	1,043,937円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	15,547,829円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	92,947,896円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	38,791,000円
合　計	101,964,014,436円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通　貨	銘　柄	株　数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BAKER HUGHES CO	98,862	59.860	5,917,879.32	
	CHENIERE ENERGY INC	21,482	219.010	4,704,772.82	
	CHEVRON CORP	191,654	180.550	34,603,129.70	
	CONOCOPHILLIPS	121,258	108.780	13,190,445.24	
	COTERRA ENERGY INC	73,375	31.070	2,279,761.25	
	DEVON ENERGY CORP	54,844	44.040	2,415,329.76	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	17,520	168.590	2,953,696.80	
	EOG RESOURCES INC	53,473	119.750	6,403,391.75	
	EQT CORP	61,722	57.750	3,564,445.50	
	EXPAND ENERGY CORP	23,953	102.750	2,461,170.75	

	EXXON MOBIL CORP	423,685	146.190	61,938,510.15	
	HALLIBURTON CO	76,654	33.710	2,584,006.34	
	KINDER MORGAN INC	203,845	32.130	6,549,539.85	
	MARATHON PETROLEUM CORP	30,431	200.540	6,102,632.74	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	76,973	45.940	3,536,139.62	
	ONEOK INC	58,849	85.610	5,038,062.89	
	PHILLIPS 66	39,040	158.160	6,174,566.40	
	SLB LTD	152,931	49.840	7,622,081.04	
	TARGA RESOURCES CORP	20,984	224.290	4,706,501.36	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	5,973	426.420	2,547,006.66	
	VALERO ENERGY CORP	31,441	197.340	6,204,566.94	
	WILLIAMS COS INC	117,726	71.960	8,471,562.96	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	22,109	277.690	6,139,448.21	
	AMCOR PLC	42,441	49.560	2,103,375.96	
	AMRIZE LTD	53,641	57.390	3,078,456.99	
	AVERY DENNISON CORP	6,759	194.390	1,313,882.01	
	BALL CORP	28,423	66.550	1,891,550.65	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	18,315	93.790	1,717,763.85	
	CORTEVA INC	66,394	75.550	5,016,066.70	
	CRH PLC	66,769	122.020	8,147,153.38	
	DOW INC	68,728	31.420	2,159,433.76	
	DUPONT DE NEMOURS INC	38,827	50.870	1,975,129.49	
	ECOLAB INC	24,675	303.800	7,496,265.00	
	FREEPORT-MCMORAN INC	143,646	61.090	8,775,334.14	
	INTERNATIONAL PAPER CO	45,665	49.050	2,239,868.25	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	25,024	82.740	2,070,485.76	
	LINDE PLC	46,515	482.220	22,430,463.30	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	22,165	55.980	1,240,796.70	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	6,149	666.530	4,098,492.97	
	NEWMONT CORP	110,099	122.310	13,466,208.69	
	NUCOR CORP	23,883	183.640	4,385,874.12	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	8,569	240.370	2,059,730.53	
	PPG INDUSTRIES INC	21,291	129.180	2,750,371.38	
	RELIANCE INC	5,040	340.300	1,715,112.00	
	RPM INTERNATIONAL INC	13,006	117.600	1,529,505.60	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	23,297	367.940	8,571,898.18	
	SMURFIT WESTROCK PLC	47,029	50.820	2,390,013.78	
	STEEL DYNAMICS INC	15,272	191.920	2,931,002.24	
	VULCAN MATERIALS CO	12,521	302.220	3,784,096.62	
	3M CO	54,035	167.620	9,057,346.70	
	AECOM	13,635	91.230	1,243,921.05	
	AERCAP HOLDINGS NV	18,294	152.560	2,790,932.64	

ALLEGION PLC	9,593	162.670	1,560,493.31	
AMETEK INC	22,997	233.330	5,365,890.01	
AXON ENTERPRISE INC	7,134	431.940	3,081,459.96	
BLOOM ENERGY CORP- A	24,042	145.320	3,493,783.44	
BOEING CO/THE	75,993	244.040	18,545,331.72	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,801	114.630	1,123,488.63	
CARLISLE COS INC	4,354	408.060	1,776,693.24	
CARRIER GLOBAL CORP	76,871	66.430	5,106,540.53	
CATERPILLAR INC	46,284	764.760	35,396,151.84	
CNH INDUSTRIAL NV	87,561	13.090	1,146,173.49	
COMFORT SYSTEMS USA INC	3,730	1,337.750	4,989,807.50	
CUMMINS INC	13,892	595.660	8,274,908.72	
DEERE & CO	25,871	600.840	15,544,331.64	
DOVER CORP	12,242	233.250	2,855,446.50	
EATON CORP PLC	38,048	391.490	14,895,411.52	
EMCOR GROUP INC	4,293	797.500	3,423,667.50	
EMERSON ELECTRIC CO	56,670	148.850	8,435,329.50	
FASTENAL CO	115,347	45.690	5,270,204.43	
FERGUSON ENTERPRISES INC	20,226	259.670	5,252,085.42	
FORTIVE CORP	34,421	56.810	1,955,457.01	
GE VERNOVA INC	26,577	819.150	21,770,549.55	
GENERAL DYNAMICS CORP	22,471	342.520	7,696,766.92	
GENERAL ELECTRIC	105,626	327.080	34,548,152.08	
GRACO INC	15,068	94.300	1,420,912.40	
HEICO CORP	4,483	337.210	1,511,712.43	
HEICO CORP-CLASS A	6,593	254.250	1,676,270.25	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	63,443	242.650	15,394,443.95	
HOWMET AEROSPACE INC	38,986	252.550	9,845,914.30	
HUBBELL INC	4,737	524.250	2,483,372.25	
IDEX CORP	8,193	209.210	1,714,057.53	
ILLINOIS TOOL WORKS	27,259	297.420	8,107,371.78	
INGERSOLL-RAND INC	38,066	98.760	3,759,398.16	
JARDINE MATHESON HOLDINGS	16,600	78.140	1,297,124.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	63,476	142.210	9,026,921.96	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	17,821	346.590	6,176,580.39	
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,750	565.500	1,555,125.00	
LOCKHEED MARTIN CORP	21,122	649.580	13,720,428.76	
MASCO CORP	19,187	76.170	1,461,473.79	
NORDSON CORP	5,282	296.930	1,568,384.26	
NORTHROP GRUMMAN CORP	13,101	701.120	9,185,373.12	
OTIS WORLDWIDE CORP	39,859	92.440	3,684,565.96	
PACCAR INC	51,708	126.520	6,542,096.16	

PARKER HANNIFIN CORP	12,793	1,009.930	12,920,034.49	
PENTAIR PLC	15,664	99.760	1,562,640.64	
QUANTA SERVICES INC	14,555	525.130	7,643,267.15	
ROCKET LAB CORP	47,116	69.890	3,292,937.24	
ROCKWELL AUTOMATION INC	11,329	388.470	4,400,976.63	
RTX CORP	132,125	203.500	26,887,437.50	
SNAP-ON INC	5,235	381.690	1,998,147.15	
TEXTRON INC	20,110	99.700	2,004,967.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	22,337	470.420	10,507,771.54	
TRANSDIGM GROUP INC	5,722	1,302.110	7,450,673.42	
UNITED RENTALS INC	6,163	863.280	5,320,394.64	
VERTIV HOLDINGS CO-A	36,686	243.530	8,934,141.58	
WABTEC CORP	17,242	259.690	4,477,574.98	
WATSCO INC	3,112	422.830	1,315,846.96	
WW GRAINGER INC	4,595	1,132.220	5,202,550.90	
XYLEM INC	22,408	128.180	2,872,257.44	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	39,239	213.080	8,361,046.12	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	10,637	76.420	812,879.54	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	10,783	174.130	1,877,643.79	
CINTAS CORP	35,326	194.920	6,885,743.92	
COPART INC	92,288	37.520	3,462,645.76	
EQUIFAX INC	12,025	192.700	2,317,217.50	
JACOBS SOLUTIONS INC	10,393	136.460	1,418,228.78	
LEIDOS HOLDINGS INC	11,403	161.530	1,841,926.59	
PAYCHEX INC	30,408	93.270	2,836,154.16	
PAYCOM SOFTWARE INC	5,427	122.320	663,830.64	
REPUBLIC SERVICES INC	21,592	221.190	4,775,934.48	
ROLLINS INC	25,137	60.080	1,510,230.96	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	21,724	71.450	1,552,179.80	
TRANSUNION	18,291	75.310	1,377,495.21	
VERALTO CORP	26,247	92.200	2,419,973.40	
VERISK ANALYTICS INC	14,027	177.300	2,486,987.10	
WASTE CONNECTIONS INC	24,689	161.280	3,981,841.92	
WASTE MANAGEMENT INC	39,630	235.220	9,321,768.60	
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	12,525	177.380	2,221,684.50	
CSX CORP	179,500	41.030	7,364,885.00	
DELTA AIR LINES INC	14,192	70.850	1,005,503.20	
EXPEDITORS INTL WASH INC	13,237	147.160	1,947,956.92	
FEDEX CORP	22,526	375.300	8,454,007.80	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	248,630	4.270	1,061,650.10	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	8,550	223.510	1,911,010.50	
NORFOLK SOUTHERN CORP	21,798	316.120	6,890,783.76	

OLD DOMINION FREIGHT LINE	18,170	193.320	3,512,624.40	
UBER TECHNOLOGIES INC	196,651	70.530	13,869,795.03	
UNION PACIFIC CORP	58,684	262.800	15,422,155.20	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	8,414	114.020	959,364.28	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	74,249	115.510	8,576,501.99	
APTIV PLC	23,575	82.770	1,951,302.75	
FORD MOTOR CO	367,930	14.130	5,198,850.90	
GENERAL MOTORS CO	97,272	81.220	7,900,431.84	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	72,072	16.470	1,187,025.84	
TESLA INC	280,093	410.630	115,014,588.59	
DECKERS OUTDOOR CORP	13,320	117.350	1,563,102.00	
DR HORTON INC	26,159	166.290	4,349,980.11	
GARMIN LTD	15,526	216.980	3,368,831.48	
LENNAR CORP-A	21,335	121.440	2,590,922.40	
LULULEMON ATHLETICA INC	10,287	177.720	1,828,205.64	
NIKE INC -CL B	118,060	64.820	7,652,649.20	
NVR INC	297	7,421.000	2,204,037.00	
PULTEGROUP INC	21,256	141.580	3,009,424.48	
TAPESTRY INC	22,506	153.850	3,462,548.10	
AIRBNB INC-CLASS A	41,722	124.230	5,183,124.06	
BOOKING HOLDINGS INC	3,174	4,140.150	13,140,836.10	
CARNIVAL CORP	100,720	32.680	3,291,529.60	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	126,190	37.880	4,780,077.20	
DARDEN RESTAURANTS INC	11,771	218.660	2,573,846.86	
DOMINO'S PIZZA INC	3,549	373.500	1,325,551.50	
DOORDASH INC - A	38,912	162.340	6,316,974.08	
DRAFTKINGS INC-CL A	38,324	22.590	865,739.16	
EXPEDIA GROUP INC	12,455	200.420	2,496,231.10	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	17,840	123.910	2,210,554.40	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	23,335	317.820	7,416,329.70	
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,371	169.590	571,687.89	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	14,491	146.100	2,117,135.10	
LAS VEGAS SANDS CORP	32,745	57.520	1,883,492.40	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	22,599	359.940	8,134,284.06	
MCDONALD'S CORP	70,664	327.620	23,150,939.68	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	25,246	323.730	8,172,887.58	
STARBUCKS CORP	111,833	95.390	10,667,749.87	
YUM! BRANDS INC	27,201	161.190	4,384,529.19	
AMAZON.COM INC	950,321	201.150	191,157,069.15	
AUTOZONE INC	1,622	3,742.000	6,069,524.00	
BEST BUY CO INC	19,353	66.100	1,279,233.30	
BURLINGTON STORES INC	6,047	312.900	1,892,106.30	

CARVANA CO	13,653	350.940	4,791,383.82	
DICK'S SPORTING GOODS INC	7,620	206.150	1,570,863.00	
EBAY INC	46,827	79.950	3,743,818.65	
GENUINE PARTS CO	12,304	125.740	1,547,104.96	
HOME DEPOT INC	97,618	383.040	37,391,598.72	
LOWE'S COS INC	54,364	281.160	15,284,982.24	
MERCADOLIBRE INC	4,402	1,975.510	8,696,195.02	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	84,285	92.600	7,804,791.00	
ROSS STORES INC	32,569	198.210	6,455,501.49	
SEA LTD-ADR	38,005	108.510	4,123,922.55	
TJX COMPANIES INC	109,292	156.970	17,155,565.24	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	51,884	52.690	2,733,767.96	
ULTA BEAUTY INC	4,748	706.820	3,355,981.36	
WILLIAMS-SONOMA INC	10,952	211.820	2,319,852.64	
COSTCO WHOLESALE CORP	43,532	1,012.050	44,056,560.60	
DOLLAR GENERAL CORP	23,072	149.680	3,453,416.96	
DOLLAR TREE INC	21,255	128.520	2,731,692.60	
KROGER CO	62,609	69.660	4,361,342.94	
SYSCO CORP	44,624	89.700	4,002,772.80	
TARGET CORP	45,985	116.540	5,359,091.90	
WALMART INC	433,698	128.850	55,881,987.30	
ALTRIA GROUP INC	168,049	66.540	11,181,980.46	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	50,471	68.570	3,460,796.47	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	18,548	29.260	542,714.48	
BUNGE GLOBAL SA	12,343	121.880	1,504,364.84	
COCA-COLA CO/THE	406,727	79.560	32,359,200.12	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	22,358	104.470	2,335,740.26	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	15,993	152.700	2,442,131.10	
GENERAL MILLS INC	52,744	44.960	2,371,370.24	
HERSHEY CO/THE	15,188	219.400	3,332,247.20	
HORMEL FOODS CORP	25,536	23.440	598,563.84	
JM SMUCKER CO/THE	11,618	106.220	1,234,063.96	
KEURIG DR PEPPER INC	119,704	29.130	3,486,977.52	
KRAFT HEINZ CO/THE	82,333	23.780	1,957,878.74	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	22,009	69.190	1,522,802.71	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	125,639	59.860	7,520,750.54	
MONSTER BEVERAGE CORP	71,420	82.900	5,920,718.00	
PEPSICO INC	135,624	161.920	21,960,238.08	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	155,391	183.650	28,537,557.15	
TYSON FOODS INC-CL A	25,497	62.900	1,603,761.30	
CHURCH & DWIGHT CO INC	23,694	99.890	2,366,793.66	
CLOROX COMPANY	10,423	122.960	1,281,612.08	

COLGATE-PALMOLIVE CO	74,201	95.650	7,097,325.65	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	25,303	112.140	2,837,478.42	
KENVUE INC	193,385	18.410	3,560,217.85	
KIMBERLY-CLARK CORP	31,626	107.520	3,400,427.52	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	230,801	159.550	36,824,299.55	
ABBOTT LABORATORIES	171,896	112.260	19,297,044.96	
BAXTER INTERNATIONAL INC	51,487	20.740	1,067,840.38	
BECTON DICKINSON AND CO	27,772	177.380	4,926,197.36	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	144,524	76.290	11,025,735.96	
CARDINAL HEALTH INC	24,244	225.580	5,468,961.52	
CENCORA INC	18,446	359.970	6,640,006.62	
CENTENE CORP	48,406	41.230	1,995,779.38	
COOPER COS INC/THE	17,340	81.940	1,420,839.60	
CVS HEALTH CORP	123,792	78.200	9,680,534.40	
DEXCOM INC	38,418	70.430	2,705,779.74	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	57,871	78.450	4,539,979.95	
ELEVANCE HEALTH INC	22,074	344.780	7,610,673.72	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	44,527	81.610	3,633,848.47	
HCA HEALTHCARE INC	16,666	534.780	8,912,643.48	
HOLOGIC INC	19,730	75.150	1,482,709.50	
HUMANA INC	12,502	184.990	2,312,744.98	
IDEXX LABORATORIES INC	8,207	626.170	5,138,977.19	
INSULET CORP	6,832	246.340	1,682,994.88	
INTUITIVE SURGICAL INC	35,851	493.350	17,687,090.85	
LABCORP HOLDINGS INC	7,903	276.670	2,186,523.01	
MCKESSON CORP	12,314	946.470	11,654,831.58	
MEDTRONIC PLC	129,095	96.410	12,446,048.95	
QUEST DIAGNOSTICS INC	12,264	205.490	2,520,129.36	
RESMED INC	14,203	255.820	3,633,411.46	
SOLVENTUM CORP	15,984	73.730	1,178,500.32	
STERIS PLC	9,126	245.410	2,239,611.66	
STRYKER CORP	34,210	369.180	12,629,647.80	
THE CIGNA GROUP	26,262	290.710	7,634,626.02	
UNITEDHEALTH GROUP INC	88,876	289.090	25,693,162.84	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	5,785	235.120	1,360,169.20	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	15,192	176.820	2,686,249.44	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	18,219	97.150	1,769,975.85	
ABBVIE INC	173,888	232.860	40,491,559.68	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	27,798	123.870	3,443,338.26	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	12,470	332.610	4,147,646.70	
AMGEN INC	52,558	373.360	19,623,054.88	
BIOGEN INC	14,339	195.620	2,804,995.18	

BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	200,419	60.350	12,095,286.65	
DANAHER CORP	64,057	206.360	13,218,802.52	
ELI LILLY & CO	79,567	1,036.050	82,435,390.35	
GILEAD SCIENCES INC	124,469	155.270	19,326,301.63	
ILLUMINA INC	14,966	116.510	1,743,688.66	
INCYTE CORP	15,899	101.160	1,608,342.84	
INSMED INC	22,006	150.520	3,312,343.12	
IQVIA HOLDINGS INC	17,319	164.440	2,847,936.36	
JOHNSON & JOHNSON	239,299	243.330	58,228,625.67	
MERCK & CO. INC.	248,212	121.570	30,175,132.84	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	2,098	1,353.240	2,839,097.52	
NATERA INC	12,829	211.250	2,710,126.25	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8,744	127.760	1,117,133.44	
PFIZER INC	555,442	27.370	15,202,447.54	
REGENERON PHARMACEUTICALS	10,206	793.530	8,098,767.18	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	41,090	45.410	1,865,896.90	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	115,351	34.410	3,969,227.91	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	37,714	501.590	18,916,965.26	
UNITED THERAPEUTICS CORP	4,719	482.420	2,276,539.98	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	24,860	477.320	11,866,175.20	
WATERS CORP	10,240	321.430	3,291,443.20	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	6,204	243.190	1,508,750.76	
ZOETIS INC	43,973	125.560	5,521,249.88	
BANK OF AMERICA CORP	701,199	52.740	36,981,235.26	
CITIGROUP INC	181,841	113.780	20,689,868.98	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	44,955	64.390	2,894,652.45	
FIFTH THIRD BANCORP	88,992	53.060	4,721,915.52	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	845	1,990.690	1,682,133.05	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	170,013	17.470	2,970,127.11	
JPMORGAN CHASE & CO	272,689	307.130	83,750,972.57	
KEYCORP	84,828	21.690	1,839,919.32	
M & T BANK CORP	16,764	228.360	3,828,227.04	
PINNACLE FINANCIAL PARTNERS	14,859	96.440	1,433,001.96	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	38,709	231.240	8,951,069.16	
REGIONS FINANCIAL CORP	79,089	29.780	2,355,270.42	
TRUIST FINANCIAL CORP	132,884	52.200	6,936,544.80	
US BANCORP	149,057	58.170	8,670,645.69	
WELLS FARGO & CO	314,319	87.400	27,471,480.60	
AFFIRM HOLDINGS INC	26,200	51.600	1,351,920.00	
AMERICAN EXPRESS CO	54,846	344.530	18,896,092.38	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	8,870	468.780	4,158,078.60	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	44,321	125.150	5,546,773.15	

ARES MANAGEMENT CORP - A	20,857	130.410	2,719,961.37	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	71,455	118.800	8,488,854.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	136,790	503.410	68,861,453.90	
BLACKROCK INC	14,403	1,072.670	15,449,666.01	
BLACKSTONE INC	72,677	131.390	9,549,031.03	
BLOCK INC	57,131	50.810	2,902,826.11	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	62,642	206.740	12,950,607.08	
CARLYLE GROUP INC/THE	24,269	54.240	1,316,350.56	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	10,247	284.200	2,912,197.40	
CME GROUP INC	35,443	303.230	10,747,380.89	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	19,653	166.020	3,262,791.06	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	19,925	30.910	615,881.75	
CORPAY INC	6,278	342.510	2,150,277.78	
EQUITABLE HOLDINGS INC	31,450	45.250	1,423,112.50	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	53,520	47.520	2,543,270.40	
FISERV INC	54,943	63.450	3,486,133.35	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	6,660	148.940	991,940.40	
GLOBAL PAYMENTS INC	24,460	69.770	1,706,574.20	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	30,296	916.040	27,752,347.84	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	44,120	73.290	3,233,554.80	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	56,511	153.440	8,671,047.84	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	6,120	158.590	970,570.80	
KKR & CO INC	60,463	102.550	6,200,480.65	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	7,385	322.190	2,379,373.15	
MASTERCARD INC - A	84,729	521.930	44,222,606.97	
MOODY'S CORP	15,529	423.220	6,572,183.38	
MORGAN STANLEY	118,201	171.540	20,276,199.54	
MSCI INC	7,510	521.330	3,915,188.30	
NASDAQ INC	48,004	80.240	3,851,840.96	
NORTHERN TRUST CORP	19,037	147.230	2,802,817.51	
PAYPAL HOLDINGS INC	91,070	40.810	3,716,566.70	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	18,756	158.030	2,964,010.68	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	74,616	75.440	5,629,031.04	
ROCKET COS INC-CLASS A	89,101	18.370	1,636,785.37	
S&P GLOBAL INC	30,652	410.450	12,581,113.40	
SCHWAB (CHARLES) CORP	168,914	93.080	15,722,515.12	
SOFI TECHNOLOGIES INC	126,815	19.510	2,474,160.65	
STATE STREET CORP	29,765	128.000	3,809,920.00	
SYNCHRONY FINANCIAL	38,295	72.310	2,769,111.45	
T ROWE PRICE GROUP INC	20,577	93.810	1,930,328.37	
TOAST INC-CLASS A	47,543	27.660	1,315,039.38	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	11,810	114.320	1,350,119.20	

VISA INC-CLASS A SHARES	167,433	319.500	53,494,843.50	
AFLAC INC	48,525	115.420	5,600,755.50	
ALLSTATE CORP	25,179	212.320	5,346,005.28	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	7,655	131.100	1,003,570.50	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	57,558	79.400	4,570,105.20	
AON PLC-CLASS A	20,075	325.960	6,543,647.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	37,734	98.880	3,731,137.92	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	25,242	214.000	5,401,788.00	
BROWN & BROWN INC	31,278	68.830	2,152,864.74	
CHUBB LTD	36,979	331.890	12,272,960.31	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	16,118	166.070	2,676,716.26	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,244	283.850	636,959.40	
EVEREST GROUP LTD	3,547	346.030	1,227,368.41	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	24,937	57.460	1,432,880.02	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	28,990	143.530	4,160,934.70	
LOEWS CORP	16,971	110.490	1,875,125.79	
MARKEL GROUP INC	1,175	2,084.460	2,449,240.50	
MARSH & MCLENNAN COS	48,376	175.830	8,505,952.08	
METLIFE INC	58,173	78.580	4,571,234.34	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	19,458	91.980	1,789,746.84	
PROGRESSIVE CORP	57,247	207.900	11,901,651.30	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	34,642	103.270	3,577,479.34	
TRAVELERS COS INC/THE	23,051	299.230	6,897,550.73	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	9,703	295.500	2,867,236.50	
WR BERKLEY CORP	27,229	71.040	1,934,348.16	
ACCENTURE PLC-CL A	61,790	219.890	13,587,003.10	
ADOBE INC	41,362	260.450	10,772,732.90	
APPLOVIN CORP-CLASS A	22,370	376.380	8,419,620.60	
ATLASSIAN CORP-CL A	14,770	82.150	1,213,355.50	
AUTODESK INC	21,691	225.320	4,887,416.12	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	15,779	33.280	525,125.12	
CADENCE DESIGN SYS INC	27,341	283.460	7,750,079.86	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	9,227	165.020	1,522,639.54	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	30,265	193.680	5,861,725.20	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	46,873	65.180	3,055,182.14	
COREWEAVE INC-CL A	20,006	91.000	1,820,546.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	24,324	414.285	10,077,068.34	
DATADOG INC - CLASS A	31,644	122.560	3,878,288.64	
DOCUSIGN INC	17,164	45.210	775,984.44	
DYNATRACE INC	29,487	36.630	1,080,108.81	
FAIR ISAAC CORP	2,399	1,351.600	3,242,488.40	
FORTINET INC	63,597	81.690	5,195,238.93	

GARTNER INC	7,286	156.300	1,138,801.80	
GEN DIGITAL INC	55,784	22.810	1,272,433.04	
GODADDY INC - CLASS A	14,339	91.200	1,307,716.80	
HUBSPOT INC	4,936	247.310	1,220,722.16	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	92,130	258.310	23,798,100.30	
INTUIT INC	27,222	379.170	10,321,765.74	
MICROSOFT CORP	698,867	396.860	277,352,357.62	
MONDAY.COM LTD	4,235	74.340	314,829.90	
MONGODB INC	8,711	354.360	3,086,829.96	
NEBIUS GROUP NV	20,980	97.520	2,045,969.60	
NUTANIX INC - A	24,582	40.950	1,006,632.90	
OKTA INC	13,914	82.460	1,147,348.44	
ORACLE CORP	170,165	153.970	26,200,305.05	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	226,425	133.020	30,119,053.50	
PALO ALTO NETWORKS INC	78,077	163.500	12,765,589.50	
PTC INC	11,347	153.070	1,736,885.29	
ROPER TECHNOLOGIES INC	10,175	315.530	3,210,517.75	
SALESFORCE INC	93,393	184.290	17,211,395.97	
SAMSARA INC-CL A	27,933	26.160	730,727.28	
SERVICENOW INC	104,230	105.910	11,038,999.30	
SNOWFLAKE INC	31,571	177.100	5,591,224.10	
STRATEGY INC	26,153	128.670	3,365,106.51	
SYNOPSYS INC	18,501	421.950	7,806,496.95	
TRIMBLE INC	20,783	65.630	1,363,988.29	
TWILIO INC - A	15,028	108.490	1,630,387.72	
TYLER TECHNOLOGIES INC	4,283	312.480	1,338,351.84	
VERISIGN INC	8,301	216.250	1,795,091.25	
WIX.COM LTD	5,381	68.070	366,284.67	
WORKDAY INC-CLASS A	20,263	143.120	2,900,040.56	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	23,688	88.650	2,099,941.20	
ZSCALER INC	10,231	172.590	1,765,768.29	
AMPHENOL CORP-CL A	119,096	148.570	17,694,092.72	
APPLE INC	1,468,599	263.880	387,533,904.12	
ARISTA NETWORKS INC	105,499	142.580	15,042,047.42	
CDW CORP/DE	12,480	125.145	1,561,809.60	
CIENA CORP	15,137	302.330	4,576,369.21	
CISCO SYSTEMS INC	392,536	76.850	30,166,391.60	
CORNING INC	82,927	130.520	10,823,632.04	
DELL TECHNOLOGIES -C	32,862	116.090	3,814,949.58	
F5 INC	4,939	270.580	1,336,394.62	
FLEX LTD	40,828	64.420	2,630,139.76	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	128,411	21.970	2,821,189.67	

HP INC	85,880	18.490	1,587,921.20	
IONQ INC	33,886	33.180	1,124,337.48	
JABIL INC	9,808	257.400	2,524,579.20	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	15,964	234.390	3,741,801.96	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	16,561	457.760	7,580,963.36	
NETAPP INC	21,213	101.070	2,143,997.91	
PURE STORAGE INC - CLASS A	28,039	72.690	2,038,154.91	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	22,133	415.940	9,206,000.02	
SUPER MICRO COMPUTER INC	47,438	30.110	1,428,358.18	
TE CONNECTIVITY PLC	28,578	235.900	6,741,550.20	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	4,328	649.350	2,810,386.80	
WESTERN DIGITAL CORP	35,767	284.110	10,161,762.37	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	5,097	260.760	1,329,093.72	
ADVANCED MICRO DEVICES	160,618	203.080	32,618,303.44	
ANALOG DEVICES INC	47,881	337.510	16,160,316.31	
APPLIED MATERIALS INC	78,251	359.130	28,102,281.63	
ASTERA LABS INC	14,729	123.690	1,821,830.01	
BROADCOM INC	444,336	332.540	147,759,493.44	
CREDO TECHNOLOGY GROUP HOLDI	16,978	124.800	2,118,854.40	
ENTEGRIS INC	12,569	129.560	1,628,439.64	
FIRST SOLAR INC	10,966	226.050	2,478,864.30	
INTEL CORP	446,980	46.180	20,641,536.40	
KLA CORP	13,013	1,470.190	19,131,582.47	
LAM RESEARCH CORP	126,106	235.580	29,708,051.48	
MARVELL TECHNOLOGY INC	87,351	79.010	6,901,602.51	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	50,967	78.940	4,023,334.98	
MICRON TECHNOLOGY INC	111,016	399.780	44,381,976.48	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,760	1,173.180	5,584,336.80	
NVIDIA CORP	2,404,552	184.970	444,769,983.44	
NXP SEMICONDUCTORS NV	24,211	245.090	5,933,873.99	
ON SEMICONDUCTOR	35,773	71.960	2,574,225.08	
QNITY ELECTRONICS INC	19,413	111.940	2,173,091.22	
QUALCOMM INC	106,867	142.630	15,242,440.21	
TERADYNE INC	14,950	305.530	4,567,673.50	
TEXAS INSTRUMENTS INC	88,821	225.690	20,046,011.49	
AT&T INC	704,144	28.680	20,194,849.92	
COMCAST CORP-CLASS A	367,400	31.550	11,591,470.00	
T-MOBILE US INC	50,864	219.610	11,170,243.04	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	417,008	48.930	20,404,201.44	
ALLIANT ENERGY CORP	27,975	71.100	1,989,022.50	
AMEREN CORPORATION	26,701	110.540	2,951,528.54	
AMERICAN ELECTRIC POWER	51,985	130.240	6,770,526.40	

AMERICAN WATER WORKS CO INC	17,778	133.510	2,373,540.78	
ATMOS ENERGY CORP	16,586	180.240	2,989,460.64	
CENTERPOINT ENERGY INC	67,050	42.650	2,859,682.50	
CMS ENERGY CORP	27,913	76.040	2,122,504.52	
CONSOLIDATED EDISON INC	37,397	113.920	4,260,266.24	
CONSTELLATION ENERGY	30,318	303.010	9,186,657.18	
DOMINION ENERGY INC	88,086	65.650	5,782,845.90	
DTE ENERGY COMPANY	18,974	144.690	2,745,348.06	
DUKE ENERGY CORP	76,654	126.710	9,712,828.34	
EDISON INTERNATIONAL	36,846	71.420	2,631,541.32	
ENTERGY CORP	46,111	104.440	4,815,832.84	
ESSENTIAL UTILITIES INC	25,795	39.600	1,021,482.00	
EVERGY INC	22,411	81.510	1,826,720.61	
EVERSOURCE ENERGY	37,018	73.030	2,703,424.54	
EXELON CORP	94,691	48.040	4,548,955.64	
FIRSTENERGY CORP	55,255	49.350	2,726,834.25	
NEXTERA ENERGY INC	206,329	92.710	19,128,761.59	
NISOURCE INC	43,994	46.710	2,054,959.74	
NRG ENERGY INC	18,864	173.450	3,271,960.80	
OKLO INC	10,949	67.640	740,590.36	
P G & E CORP	223,574	18.020	4,028,803.48	
PPL CORP	73,979	37.570	2,779,391.03	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	47,097	86.950	4,095,084.15	
SEMPRA	62,872	92.940	5,843,323.68	
SOUTHERN CO/THE	107,860	92.000	9,923,120.00	
VISTRA CORP	34,348	173.680	5,965,560.64	
WEC ENERGY GROUP INC	33,812	115.450	3,903,595.40	
XCEL ENERGY INC	57,263	80.750	4,623,987.25	
ALPHABET INC-CL A	576,086	302.020	173,989,493.72	
ALPHABET INC-CL C	483,606	302.820	146,445,568.92	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	8,667	237.010	2,054,165.67	
ECHOSTAR CORP-A	13,919	113.000	1,572,847.00	
ELECTRONIC ARTS INC	23,684	199.530	4,725,668.52	
FOX CORP - CLASS A	23,886	56.430	1,347,886.98	
FOX CORP - CLASS B	16,679	51.600	860,636.40	
LIBERTY MEDIA CORP-FORMULA-C	20,572	86.740	1,784,415.28	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	15,302	157.530	2,410,524.06	
META PLATFORMS INC-CLASS A	214,981	639.290	137,435,203.49	
NETFLIX INC	418,260	77.000	32,206,020.00	
NEWS CORP - CLASS A	34,405	23.190	797,851.95	
OMNICOM GROUP	31,626	67.980	2,149,935.48	
PINTEREST INC- CLASS A	60,239	15.510	934,306.89	

	REDDIT INC-CL A	11,167	139.230	1,554,781.41	
	ROBLOX CORP -CLASS A	55,485	63.000	3,495,555.00	
	SNAP INC - A	86,463	4.730	408,969.99	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	15,595	462.820	7,217,677.90	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	17,220	193.870	3,338,441.40	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	43,633	25.260	1,102,169.58	
	WALT DISNEY CO/THE	179,961	105.440	18,975,087.84	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	226,653	28.750	6,516,273.75	
	CBRE GROUP INC - A	30,480	141.240	4,304,995.20	
	COSTAR GROUP INC	43,322	45.740	1,981,548.28	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	136,600	8.510	1,162,466.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	14,561	43.970	640,247.17	
アメリカ・ドル小計		36,408,594		5,799,280,270.76 (888,681,708,691)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	62,147	24.630	1,530,680.61	
	CAMECO CORP	45,239	154.060	6,969,520.34	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	208,260	55.380	11,533,438.80	
	CENOVUS ENERGY INC	152,070	29.440	4,476,940.80	
	ENBRIDGE INC	217,892	70.210	15,298,197.32	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	159.740	2,598,490.58	
	KEYERA CORP	19,802	51.250	1,014,852.50	
	PEMBINA PIPELINE CORP	56,661	59.410	3,366,230.01	
	SUNCOR ENERGY INC	120,305	75.200	9,046,936.00	
	TC ENERGY CORP	100,466	84.910	8,530,568.06	
	TOURMALINE OIL CORP	34,280	61.450	2,106,506.00	
	WHITECAP RESOURCES INC	116,361	13.110	1,525,492.71	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	48,692	290.420	14,141,130.64	
	ALAMOS GOLD INC-CLASS A	40,555	59.080	2,395,989.40	
	BARRICK MINING CORP	174,340	63.640	11,094,997.60	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	13,268	87.680	1,163,338.24	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	68,446	35.530	2,431,886.38	
	FRANCO-NEVADA CORP	18,349	340.360	6,245,265.64	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	80,624	16.080	1,296,433.92	
	KINROSS GOLD CORP	128,663	45.760	5,887,618.88	
	LUNDIN GOLD INC	12,362	105.620	1,305,674.44	
	LUNDIN MINING CORP	78,936	33.980	2,682,245.28	
	NUTRIEN LTD	49,178	95.360	4,689,614.08	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	36,364	76.460	2,780,391.44	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	40,547	78.970	3,201,996.59	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	45,466	193.980	8,819,494.68	
	ATKINSREALIS GROUP INC	19,484	92.620	1,804,608.08	
	BOMBARDIER INC-B	8,707	254.010	2,211,665.07	

	CAE INC	27,474	41.350	1,136,049.90	
	STANTEC INC	9,939	118.770	1,180,455.03	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	9,630	206.520	1,988,787.60	
	WSP GLOBAL INC	12,764	222.730	2,842,925.72	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	33.240	1,086,083.76	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	21,852	59.050	1,290,360.60	
	RB GLOBAL INC	19,325	141.900	2,742,217.50	
	THOMSON REUTERS CORP	15,347	113.480	1,741,577.56	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	53,467	147.890	7,907,234.63	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	89,141	114.370	10,195,056.17	
	TFI INTERNATIONAL INC	6,995	164.900	1,153,475.50	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	22,436	91.110	2,044,143.96	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	17,915	98.810	1,770,181.15	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	28,570	92.960	2,655,867.20	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	4,737	182.410	864,076.17	
	DOLLARAMA INC	27,090	193.320	5,237,038.80	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	76,041	83.540	6,352,465.14	
	EMPIRE CO LTD 'A'	17,348	49.430	857,511.64	
	LOBLAW COMPANIES LTD	56,228	68.490	3,851,055.72	
	METRO INC/CN	18,929	98.210	1,859,017.09	
	WESTON (GEORGE) LTD	14,952	103.010	1,540,205.52	
	SAPUTO INC	34,523	42.260	1,458,941.98	
	BANK OF MONTREAL	71,092	192.930	13,715,779.56	
	BANK OF NOVA SCOTIA	119,355	104.030	12,416,500.65	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	92,081	131.740	12,130,750.94	
	NATIONAL BANK OF CANADA	37,412	172.830	6,465,915.96	
	ROYAL BANK OF CANADA	137,992	230.990	31,874,772.08	
	TORONTO-DOMINION BANK	168,939	130.400	22,029,645.60	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	42,975	71.100	3,055,522.50	
	BROOKFIELD CORP	203,674	65.140	13,267,324.36	
	IGM FINANCIAL INC	4,949	66.940	331,286.06	
	TMX GROUP LTD	26,034	44.600	1,161,116.40	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,991	2,365.000	4,708,715.00	
	GREAT-WEST LIFECO INC	32,412	63.150	2,046,817.80	
	IA FINANCIAL CORP INC	8,268	170.060	1,406,056.08	
	INTACT FINANCIAL CORP	17,844	262.060	4,676,198.64	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	169,946	50.730	8,621,360.58	
	POWER CORP OF CANADA	59,784	65.260	3,901,503.84	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	53,341	92.470	4,932,442.27	
	CGI INC	18,609	100.040	1,861,644.36	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,935	2,258.180	4,369,578.30	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	9,063	89.010	806,697.63	

	OPEN TEXT CORP	21,507	33.160	713,172.12	
	SHOPIFY INC - CLASS A	122,385	154.800	18,945,198.00	
	CELESTICA INC	11,862	390.870	4,636,499.94	
	BCE INC	10,153	35.200	357,385.60	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	39,463	52.450	2,069,834.35	
	TELUS CORP	15,222	18.620	283,433.64	
	ALTAGAS LTD	27,309	44.860	1,225,081.74	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	11,200	60.510	677,712.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	20,193	46.380	936,551.34	
	EMERA INC	30,820	70.550	2,174,351.00	
	FORTIS INC	50,042	77.710	3,888,763.82	
	HYDRO ONE LTD	33,037	57.340	1,894,341.58	
	FIRSTSERVICE CORP	3,669	210.250	771,407.25	
カナダ・ドル小計		4,305,666		394,258,293.42 (44,283,091,517)	
オーストラリア・ドル	SANTOS LTD	313,144	6.670	2,088,670.48	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	193,850	25.830	5,007,145.50	
	BHP GROUP LTD	496,724	52.740	26,197,223.76	
	EVOLUTION MINING LTD	193,113	14.910	2,879,314.83	
	FORTESCUE LTD	160,779	20.100	3,231,657.90	
	LYNAS RARE EARTHS LTD	111,588	15.050	1,679,399.40	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	144,808	28.230	4,087,929.84	
	RIO TINTO LTD	36,597	163.030	5,966,408.91	
	SOUTH32 LTD	394,239	4.440	1,750,421.16	
	SGH LTD	16,425	46.820	769,018.50	
	BRAMBLES LTD	145,008	23.630	3,426,539.04	
	COMPUTERSHARE LTD	50,853	30.590	1,555,593.27	
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	10.560	826,066.56	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	57,777	49.530	2,861,694.81	
	LOTTERY CORP LTD/THE	224,832	5.160	1,160,133.12	
	WESFARMERS LTD	112,766	88.980	10,033,918.68	
	COLES GROUP LTD	128,623	22.050	2,836,137.15	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	117,922	31.960	3,768,787.12	
	COCHLEAR LTD	6,946	199.810	1,387,880.26	
	PRO MEDICUS LTD	5,586	125.960	703,612.56	
	SIGMA HEALTHCARE LTD	474,038	3.020	1,431,594.76	
	SONIC HEALTHCARE LTD	37,362	21.430	800,667.66	
	CSL LTD	49,342	151.560	7,478,273.52	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	292,698	39.360	11,520,593.28	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	165,723	178.030	29,503,665.69	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	303,478	45.340	13,759,692.52	
	WESTPAC BANKING CORP	337,714	40.740	13,758,468.36	

	ASX LTD	15,385	54.630	840,482.55	
	MACQUARIE GROUP LTD	34,425	218.360	7,517,043.00	
	WASHINGTON H SOUL PATTINSON	43,195	37.290	1,610,741.55	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	229,744	6.860	1,576,043.84	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	309,998	4.520	1,401,190.96	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	153,791	19.820	3,048,137.62	
	SUNCORP GROUP LTD	99,768	15.980	1,594,292.64	
	WISETECH GLOBAL LTD	18,731	47.340	886,725.54	
	XERO LTD	16,682	78.500	1,309,537.00	
	TELSTRA GROUP LTD	367,025	4.950	1,816,773.75	
	ORIGIN ENERGY LTD	177,211	11.810	2,092,861.91	
	CAR GROUP LTD	35,130	25.610	899,679.30	
	REA GROUP LTD	4,909	162.420	797,319.78	
オーストラリア・ドル小計		6,156,155		185,861,338.08 (20,162,237,955)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	264,424	63.600	16,817,366.40	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	79.700	2,151,900.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	132,500	122.800	16,271,000.00	
	MTR CORP	118,500	36.660	4,344,210.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	160,000	30.240	4,838,400.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	176,000	43.080	7,582,080.00	
	SANDS CHINA LTD	238,000	19.000	4,522,000.00	
	WH GROUP LTD	953,500	9.900	9,439,650.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	347,000	43.400	15,059,800.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	117,200	408.800	47,911,360.00	
	AIA GROUP LTD	1,031,400	82.350	84,935,790.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	62,000	65.000	4,030,000.00	
	CLP HOLDINGS LTD	142,100	76.500	10,870,650.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,186,389	7.750	9,194,514.75	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	145,000	62.250	9,026,250.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	214,924	47.240	10,153,009.76	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	140,384	32.700	4,590,556.80	
	SINO LAND CO	530,200	12.590	6,675,218.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	135,500	134.700	18,251,850.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	113,000	25.840	2,919,920.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	28.760	3,595,000.00	
香港・ドル小計		6,360,021		293,180,525.71 (5,746,338,304)	
シンガポール・ドル	KEPPEL LTD	115,000	12.860	1,478,900.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	173,300	10.060	1,743,398.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	258,100	3.470	895,607.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	156,966	7.000	1,098,762.00	

	WILMAR INTERNATIONAL LTD	159,600	3.540	564,984.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	206,470	56.890	11,746,078.30	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	347,000	21.110	7,325,170.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	124,300	38.390	4,771,877.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	94,600	17.980	1,700,908.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	760,215	4.840	3,679,440.60	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	89,200	6.300	561,960.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	220,100	3.120	686,712.00	
シンガポール・ドル小計		2,704,851		36,253,796.90 (4,397,948,102)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	158,769	8.410	1,335,247.29	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	54,258	35.680	1,935,925.44	
	INFRATIL LTD	83,472	10.740	896,489.28	
	CONTACT ENERGY LTD	77,377	9.200	711,868.40	
	MERIDIAN ENERGY LTD	195,054	5.600	1,092,302.40	
ニュージーランド・ドル小計		568,930		5,971,832.81 (553,290,310)	
イギリス・ポンド	BP PLC	1,522,067	4.604	7,007,596.46	
	SHELL PLC	577,838	28.670	16,566,615.46	
	ANGLO AMERICAN PLC	110,687	34.990	3,872,938.13	
	ANTOFAGASTA PLC	45,018	36.170	1,628,301.06	
	ENDEAVOUR MINING PLC	19,102	45.100	861,500.20	
	FRESNILLO PLC	21,633	37.340	807,776.22	
	GLENCORE PLC	971,910	4.860	4,723,482.60	
	RIO TINTO PLC	112,128	71.160	7,979,028.48	
	ASHTEAD GROUP PLC	43,201	51.200	2,211,891.20	
	BAE SYSTEMS PLC	290,478	20.290	5,893,798.62	
	BUNZL PLC	35,202	21.200	746,282.40	
	DCC PLC	10,153	52.300	531,001.90	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	119,456	6.698	800,116.28	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	846,583	12.970	10,980,181.51	
	SMITHS GROUP PLC	36,853	26.360	971,445.08	
	SPIRAX GROUP PLC	5,904	77.700	458,740.80	
	EXPERIAN PLC	87,189	25.300	2,205,881.70	
	INTERTEK GROUP PLC	17,824	44.660	796,019.84	
	RELX PLC	178,158	22.250	3,964,015.50	
	RENTOKIL INITIAL PLC	263,366	4.510	1,187,780.66	
	BARRATT REDROW PLC	139,211	3.856	536,797.61	
	COMPASS GROUP PLC	163,059	21.110	3,442,175.49	
	ENTAIN PLC	69,295	5.766	399,554.97	
	PEARSON PLC	46,942	9.298	436,466.71	
	WHITBREAD PLC	16,522	27.380	452,372.36	

	JD SPORTS FASHION PLC	251,482	0.795	199,928.19	
	KINGFISHER PLC	179,593	3.611	648,510.32	
	NEXT PLC	12,208	129.950	1,586,429.60	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	180,525	3.948	712,712.70	
	SAINSBURY (J) PLC	220,253	3.540	779,695.62	
	TESCO PLC	623,187	4.945	3,081,659.71	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	30,992	19.495	604,189.04	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	220,324	43.240	9,526,809.76	
	COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	47.240	843,989.84	
	DIAGEO PLC	220,347	17.960	3,957,432.12	
	IMPERIAL BRANDS PLC	80,191	32.350	2,594,178.85	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	60,917	64.460	3,926,709.82	
	UNILEVER PLC	214,448	54.130	11,608,070.24	
	NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
	SMITH & NEPHEW PLC	85,977	13.165	1,131,887.20	
	ASTRAZENECA PLC	151,745	155.220	23,553,858.90	
	GSK PLC	403,626	22.390	9,037,186.14	
	HALEON PLC	897,099	4.089	3,668,237.81	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	16.000	233,440.00	
	BARCLAYS PLC	1,409,761	4.739	6,680,857.37	
	HSBC HOLDINGS PLC	1,710,868	12.702	21,731,445.33	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	5,664,640	1.027	5,817,585.28	
	NATWEST GROUP PLC	792,583	6.142	4,868,044.78	
	STANDARD CHARTERED PLC	206,587	17.665	3,649,359.35	
	3I GROUP PLC	97,475	34.300	3,343,392.50	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	44,339	75.720	3,357,349.08	
	M&G PLC	217,201	3.164	687,223.96	
	SCHRODERS PLC	61,711	5.860	361,626.46	
	WISE PLC - A	66,680	8.780	585,450.40	
	ADMIRAL GROUP PLC	19,808	28.420	562,943.36	
	AVIVA PLC	299,151	6.340	1,896,617.34	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	561,409	2.753	1,545,558.97	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	7.595	450,277.17	
	PRUDENTIAL PLC	267,761	11.020	2,950,726.22	
	SAGE GROUP PLC/THE	90,085	7.978	718,698.13	
	HALMA PLC	40,840	39.040	1,594,393.60	
	BT GROUP PLC	540,623	2.084	1,126,658.33	
	VODAFONE GROUP PLC	1,981,261	1.156	2,290,337.71	
	CENTRICA PLC	527,715	1.964	1,036,432.26	
	NATIONAL GRID PLC	490,704	13.765	6,754,540.56	
	SEVERN TRENT PLC	31,254	32.200	1,006,378.80	
	SSE PLC	111,630	26.500	2,958,195.00	

	UNITED UTILITIES GROUP PLC	77,666	13.655	1,060,529.23	
	AUTOTRADER GROUP PLC	77,901	4.631	360,759.53	
	INFORMA PLC	130,979	8.210	1,075,337.59	
イギリス・ポンド小計		25,199,007		235,627,444.81 (48,972,808,129)	
イスラエル・シュケル	ICL GROUP LTD	67,143	17.810	1,195,816.83	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,735	2,120.000	5,798,200.00	
	BANK HAPOALIM BM	127,980	82.690	10,582,666.20	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	135,088	78.840	10,650,337.92	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	118,638	40.380	4,790,602.44	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	17,234	253.700	4,372,265.80	
	PHOENIX FINANCIAL LTD	26,911	168.000	4,521,048.00	
	NICE LTD	4,458	307.000	1,368,606.00	
	NOVA LTD	3,713	1,361.300	5,054,506.90	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	468.900	1,653,810.30	
イスラエル・シュケル小計		507,427		49,987,860.39 (2,473,244,370)	
スイス・フラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	625.500	336,519.00	
	GIVAUDAN-REG	900	3,052.000	2,746,800.00	
	HOLCIM LTD	50,564	70.920	3,585,998.88	
	SIKA AG-REG	15,686	153.950	2,414,859.70	
	ABB LTD-REG	156,461	69.800	10,920,977.80	
	BELIMO HOLDING AG-REG	1,159	885.000	1,025,715.00	
	GEBERIT AG-REG	3,493	640.800	2,238,314.40	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,766	283.000	499,778.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	4,092	297.000	1,215,324.00	
	VAT GROUP AG	2,969	521.000	1,546,849.00	
	SGS SA-REG	14,405	94.380	1,359,543.90	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	4,194	170.550	715,286.70	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	52,896	158.700	8,394,595.20	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	2,619	197.350	516,859.65	
	AVOLTA AG	8,656	52.400	453,574.40	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	382	1,417.000	541,294.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	97	12,500.000	1,212,500.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	10	125,600.000	1,256,000.00	
	NESTLE SA-REG	254,075	79.020	20,077,006.50	
	ALCON INC	51,552	61.900	3,191,068.80	
	SONOVA HOLDING AG-REG	5,194	196.500	1,020,621.00	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	11,159	96.320	1,074,834.88	
	GALDERMA GROUP AG	15,294	154.000	2,355,276.00	
	LONZA GROUP AG-REG	7,129	536.200	3,822,569.80	
	NOVARTIS AG-REG	188,639	128.380	24,217,474.82	

	ROCHE HOLDING AG-BR	2,584	377.800	976,235.20	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	70,068	369.200	25,869,105.60	
	SANDOZ GROUP AG	38,614	67.160	2,593,316.24	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,006	110.600	332,463.60	
	JULIUS BAER GROUP LTD	19,127	64.300	1,229,866.10	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,417	943.400	2,280,197.80	
	UBS GROUP AG-REG	315,732	32.510	10,264,447.32	
	HELVETIA BALOISE HOLDING AG	8,066	194.400	1,568,030.40	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,811	858.400	2,412,962.40	
	SWISS RE AG	30,215	130.550	3,944,568.25	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	14,158	564.000	7,985,112.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	17,191	69.060	1,187,210.46	
	SWISSCOM AG-REG	2,373	707.000	1,677,711.00	
	BKW AG	1,385	148.700	205,949.50	
	SWISS PRIME SITE-REG	7,190	139.700	1,004,443.00	
スイス・フラン小計		1,388,866		160,271,260.30 (31,895,583,512)	
デンマーク・クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	35,879	386.500	13,867,233.50	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	13,931	220.100	3,066,213.10	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	102,046	157.350	16,056,938.10	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	292	15,300.000	4,467,600.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	412	15,360.000	6,328,320.00	
	DSV A/S	19,123	1,648.000	31,514,704.00	
	PANDORA A/S	7,823	535.200	4,186,869.60	
	CARLSBERG AS-B	8,080	985.200	7,960,416.00	
	COLOPLAST-B	10,365	484.700	5,023,915.50	
	DEMANT A/S	8,178	189.400	1,548,913.20	
	GENMAB A/S	6,634	1,953.500	12,959,519.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	321,003	309.900	99,478,829.70	
	DANSKE BANK A/S	66,521	337.300	22,437,533.30	
	TRYG A/S	35,873	153.800	5,517,267.40	
	ORSTED A/S	48,239	152.450	7,354,035.55	
デンマーク・クローネ小計		684,399		241,768,307.95 (5,874,969,883)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	27,948	266.900	7,459,321.20	
	EQUINOR ASA	77,381	259.300	20,064,893.30	
	NORSK HYDRO ASA	159,461	82.020	13,078,991.22	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	445.000	5,659,510.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	39,113	376.350	14,720,177.55	
	MOWI ASA	49,017	228.800	11,215,089.60	
	ORKLA ASA	63,195	129.800	8,202,711.00	
	SALMAR ASA	6,204	579.000	3,592,116.00	

	DNB BANK ASA	94,975	298.900	28,388,027.50	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,691	267.200	4,994,235.20	
	TELENOR ASA	60,256	176.300	10,623,132.80	
ノルウェー・クローネ小計		608,959		127,998,205.37 (2,056,931,160)	
スウェーデン・クローナ	BOLIDEN AB	27,135	628.400	17,051,634.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	360.000	2,528,640.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	65,313	120.900	7,896,341.70	
	ADDTECH AB-B SHARES	27,319	317.000	8,660,123.00	
	ALFA LAVAL AB	31,110	516.400	16,065,204.00	
	ASSA ABLOY AB-B	102,919	376.100	38,707,835.90	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	254,022	193.750	49,216,762.50	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	147,186	168.100	24,741,966.60	
	BEIJER REF AB	48,188	135.200	6,515,017.60	
	EPIROC AB-A	56,566	255.800	14,469,582.80	
	EPIROC AB-B	33,182	221.000	7,333,222.00	
	INDUTRADE AB	27,951	223.400	6,244,253.40	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	19,067	220.700	4,208,086.90	
	LIFCO AB-B SHS	24,912	314.000	7,822,368.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	183,495	39.980	7,336,130.10	
	SAAB AB-B	35,370	627.600	22,198,212.00	
	SANDVIK AB	102,321	372.900	38,155,500.90	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	269.400	7,250,901.00	
	SKF AB-B SHARES	31,715	254.100	8,058,781.50	
	TRELLEBORG AB-B SHS	21,827	394.200	8,604,203.40	
	VOLVO AB-B SHS	150,503	341.000	51,321,523.00	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	155.000	6,356,550.00	
	EVOLUTION AB	14,444	528.800	7,637,987.20	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	188.350	9,833,753.50	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	61,047	283.500	17,306,824.50	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	410.800	5,551,140.40	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	150,072	193.600	29,053,939.20	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	155,608	142.600	22,189,700.80	
	SWEDBANK AB - A SHARES	79,069	348.200	27,531,825.80	
	EQT AB	55,543	294.700	16,368,522.10	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	10,598	478.600	5,072,202.80	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	14,289	477.700	6,825,855.30	
	INVESTOR AB-B SHS	185,161	362.000	67,028,282.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	545.500	3,317,185.50	
	ERICSSON LM-B SHS	253,908	99.880	25,360,331.04	
	HEXAGON AB-B SHS	207,482	96.020	19,922,421.64	
	TELE2 AB-B SHS	58,043	189.650	11,007,854.95	

	TELIA CO AB	187,675	44.680	8,385,319.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	84,849	65.220	5,533,851.78	
	SAGAX AB-B	25,260	173.000	4,369,980.00	
スウェーデン・クローナ小計		3,079,902		653,039,817.81 (11,160,450,486)	
ユーロ	BOLLORE SE	69,288	4.696	325,376.44	
	ENI SPA	201,031	18.126	3,643,887.90	
	GALP ENERGIA SGPS SA	30,995	17.995	557,755.02	
	NESTE OYJ	49,566	20.500	1,016,103.00	
	OMV AG	11,756	54.700	643,053.20	
	REPSOL SA	119,400	17.150	2,047,710.00	
	TENARIS SA	41,201	20.730	854,096.73	
	TOTALENERGIES SE	196,658	64.570	12,698,207.06	
	AIR LIQUIDE SA	55,673	170.260	9,478,884.98	
	AKZO NOBEL N.V.	14,109	61.000	860,649.00	
	ARCELORMITTAL	50,937	53.680	2,734,298.16	
	BASF SE	87,436	50.620	4,426,010.32	
	BUZZI SPA	8,279	47.200	390,768.80	
	DSM-FIRMENICH AG	18,403	60.200	1,107,860.60	
	EVONIK INDUSTRIES AG	17,669	15.520	274,222.88	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	12,541	194.950	2,444,867.95	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	71,937	11.385	819,002.74	
	SYENSQO SA	8,379	78.820	660,432.78	
	SYMRISE AG	13,622	74.680	1,017,290.96	
	UPM-KYMMENE OYJ	50,585	27.110	1,371,359.35	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	19,741	101.800	2,009,633.80	
	AIRBUS SE	58,384	196.500	11,472,456.00	
	ALSTOM	25,574	29.380	751,364.12	
	BOUYGUES SA	17,123	49.960	855,465.08	
	BRENNTAG SE	12,153	57.460	698,311.38	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	43,605	89.300	3,893,926.50	
	CSG NV	19,903	28.910	575,395.73	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	44,374	41.900	1,859,270.60	
	DASSAULT AVIATION SA	1,720	340.400	585,488.00	
	EIFFAGE	6,641	140.000	929,740.00	
	FERROVIAL SE	49,252	61.660	3,036,878.32	
	GEA GROUP AG	17,874	65.250	1,166,278.50	
	HENSOLDT AG	8,376	79.900	669,242.40	
	HOCHTIEF AG	2,232	385.400	860,212.80	
	IMCD NV	4,340	88.860	385,652.40	
	KINGSPAN GROUP PLC	14,816	77.750	1,151,944.00	
	KNORR-BREMSE AG	7,217	105.800	763,558.60	

KONE OYJ-B	35,383	63.700	2,253,897.10	
LEGRAND SA	26,893	149.850	4,029,916.05	
LEONARDO SPA	42,162	55.500	2,339,991.00	
METSO CORP	63,849	16.435	1,049,358.31	
MTU AERO ENGINES AG	4,961	400.000	1,984,400.00	
PRYSMIAN SPA	28,932	98.700	2,855,588.40	
RATIONAL AG	350	737.000	257,950.00	
REXEL SA	23,491	36.480	856,951.68	
RHEINMETALL AG	4,403	1,611.500	7,095,434.50	
SAFRAN SA	36,264	340.900	12,362,397.60	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	54,515	254.350	13,865,890.25	
SIEMENS AG-REG	75,158	235.750	17,718,498.50	
SIEMENS ENERGY AG	78,419	161.050	12,629,379.95	
THALES SA	8,928	248.900	2,222,179.20	
VINCI SA	49,531	137.350	6,803,082.85	
WARTSILA OYJ ABP	45,125	35.270	1,591,558.75	
BUREAU VERITAS SA	30,794	27.280	840,060.32	
RANDSTAD NV	8,946	27.580	246,730.68	
WOLTERS KLUWER	22,774	62.140	1,415,176.36	
ADP	3,679	122.900	452,149.10	
AENA SME SA	71,950	28.810	2,072,879.50	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50,885	9.268	471,602.18	
DHL GROUP	90,860	49.470	4,494,844.20	
GETLINK SE	30,428	18.150	552,268.20	
INPOST SA	24,153	15.280	369,057.84	
INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	119,865	5.086	609,633.39	
RYANAIR HOLDINGS PLC	89,416	27.490	2,458,045.84	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	27,028	90.560	2,447,655.68	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	6,498	90.000	584,820.00	
CONTINENTAL AG	12,741	73.120	931,621.92	
DR ING HC F PORSCHE AG	8,498	41.610	353,601.78	
FERRARI NV	11,968	318.300	3,809,414.40	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	73,329	58.860	4,316,144.94	
MICHELIN (CGDE)	67,666	34.000	2,300,644.00	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	14,142	35.760	505,717.92	
RENAULT SA	21,493	32.620	701,101.66	
STELLANTIS NV	190,785	6.571	1,253,648.23	
VOLKSWAGEN AG-PREF	19,688	103.950	2,046,567.60	
ADIDAS AG	16,621	156.450	2,600,355.45	
HERMES INTERNATIONAL	3,128	2,072.000	6,481,216.00	
KERING	8,017	272.900	2,187,839.30	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	24,847	527.700	13,111,761.90	

MONCLER SPA	23,797	50.260	1,196,037.22	
ACCOR SA	16,469	49.780	819,826.82	
AMADEUS IT GROUP SA	43,447	46.640	2,026,368.08	
DELIVERY HERO SE	22,884	20.600	471,410.40	
FDJ UNITED	5,785	22.940	132,707.90	
SODEXO SA	6,960	47.200	328,512.00	
D'IETEREN GROUP	2,947	189.100	557,277.70	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	110,369	57.040	6,295,447.76	
PROSUS NV	129,021	43.255	5,580,803.35	
ZALANDO SE	17,418	21.560	375,532.08	
CARREFOUR SA	49,914	15.395	768,426.03	
JERONIMO MARTINS	27,047	21.360	577,723.92	
KESKO OYJ-B SHS	33,890	21.320	722,534.80	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	94,202	39.670	3,736,993.34	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	98,133	67.060	6,580,798.98	
DANONE	60,824	72.440	4,406,090.56	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	48,521	6.518	316,259.87	
HEINEKEN HOLDING NV	13,521	71.300	964,047.30	
HEINEKEN NV	27,519	77.320	2,127,769.08	
JDE PEET'S NV	13,317	31.660	421,616.22	
KERRY GROUP PLC-A	15,918	73.450	1,169,177.10	
LOTUS BAKERIES	42	10,160.000	426,720.00	
MAGNUM ICE CREAM CO NV/THE	48,427	13.242	641,270.33	
PERNOD RICARD SA	21,371	84.760	1,811,405.96	
BEIERSDORF AG	9,941	106.000	1,053,746.00	
HENKEL AG & CO KGAA	12,505	75.900	949,129.50	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	15,381	82.500	1,268,932.50	
L'OREAL	23,995	390.450	9,368,847.75	
BIOMERIEUX	5,932	92.500	548,710.00	
ESSILORLUXOTTICA	29,460	243.100	7,161,726.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	24,639	41.360	1,019,069.04	
FRESENIUS SE & CO KGAA	41,370	52.120	2,156,204.40	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	80,518	26.210	2,110,376.78	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	37,005	40.830	1,510,914.15	
ARGENX SE	5,810	710.200	4,126,262.00	
BAYER AG-REG	97,644	49.315	4,815,313.86	
EUROFINS SCIENTIFIC	14,665	66.020	968,183.30	
FINANCIERE DE TUBIZE	2,685	245.000	657,825.00	
GRIFOLS SA	31,144	11.260	350,681.44	
IPSEN	3,380	155.600	525,928.00	
MERCK KGAA	11,293	127.000	1,434,211.00	
ORION OYJ-CLASS B	10,542	68.600	723,181.20	

QIAGEN N.V.	19,350	41.350	800,122.50	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	12,539	47.340	593,596.26	
SANOFI	109,557	78.130	8,559,688.41	
SARTORIUS AG-VORZUG	2,164	225.600	488,198.40	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,207	170.650	376,624.55	
UCB SA	12,015	283.500	3,406,252.50	
ABN AMRO BANK NV-CVA	60,573	28.610	1,732,993.53	
AIB GROUP PLC	196,550	8.680	1,706,054.00	
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	193,221	8.428	1,628,466.58	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	560,117	19.540	10,944,686.18	
BANCO BPM SPA	108,163	12.010	1,299,037.63	
BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	879,553	0.876	770,488.42	
BANCO DE SABADELL SA	515,705	3.196	1,648,193.18	
BANCO SANTANDER SA	1,456,770	10.414	15,170,802.78	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	94,274	16.025	1,510,740.85	
BANKINTER SA	70,844	13.580	962,061.52	
BNP PARIBAS	100,435	92.370	9,277,180.95	
BPER BANCA SPA	161,961	11.770	1,906,280.97	
CAIXABANK SA	398,379	10.275	4,093,344.22	
COMMERZBANK AG	75,354	33.320	2,510,795.28	
CREDIT AGRICOLE SA	111,034	18.050	2,004,163.70	
ERSTE GROUP BANK AG	31,617	104.800	3,313,461.60	
FINECOBANK SPA	60,333	19.525	1,178,001.82	
ING GROEP NV	297,353	24.475	7,277,714.67	
INTESA SANPAOLO	1,393,783	5.724	7,978,013.89	
KBC GROUP NV	22,111	116.200	2,569,298.20	
NORDEA BANK ABP	302,981	16.535	5,009,790.83	
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONA	13,884	41.800	580,351.20	
SOCIETE GENERALE SA	68,477	70.480	4,826,258.96	
UNICREDIT SPA	135,203	73.160	9,891,451.48	
ADYEN NV	2,430	956.900	2,325,267.00	
AMUNDI SA	3,955	76.900	304,139.50	
BANCA MEDIOLANUM SPA	14,420	17.730	255,666.60	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	21,438	12.450	266,903.10	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	188,965	30.315	5,728,473.97	
DEUTSCHE BOERSE AG	18,466	216.100	3,990,502.60	
EDENRED	20,297	17.975	364,838.57	
EURONEXT NV	7,818	126.500	988,977.00	
EXOR NV	8,669	71.700	621,567.30	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	7,933	83.800	664,785.40	
NEXI SPA	57,060	3.159	180,252.54	
POSTE ITALIANE SPA	34,720	23.040	799,948.80	

SOFINA	1,314	242.800	319,039.20	
AEGON LTD	127,748	6.620	845,691.76	
AGEAS	15,700	62.400	979,680.00	
ALLIANZ SE-REG	38,034	372.400	14,163,861.60	
ASR NEDERLAND NV	14,593	61.360	895,426.48	
AXA SA	173,445	38.760	6,722,728.20	
GENERALI	88,834	35.680	3,169,597.12	
HANNOVER RUECK SE	5,315	247.800	1,317,057.00	
MAPFRE SA	91,373	3.890	355,440.97	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	13,083	536.600	7,020,337.80	
NN GROUP NV	26,955	68.680	1,851,269.40	
SAMPO OYJ-A SHS	239,695	9.006	2,158,693.17	
TALANX AG	5,345	106.200	567,639.00	
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	49,021	19.480	954,929.08	
CAPGEMINI SE	15,953	103.700	1,654,326.10	
DASSAULT SYSTEMES SE	67,200	16.730	1,124,256.00	
NEMETSCHEK SE	5,941	65.700	390,323.70	
SAP SE	102,565	169.640	17,399,126.60	
NOKIA OYJ	498,412	6.016	2,998,446.59	
ASM INTERNATIONAL NV	4,547	690.600	3,140,158.20	
ASML HOLDING NV	38,575	1,199.200	46,259,140.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,286	180.100	1,132,108.60	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	131,482	44.580	5,861,467.56	
STMICROELECTRONICS NV	67,591	27.715	1,873,284.56	
CELLNEX TELECOM SA	48,577	30.500	1,481,598.50	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	365,502	33.360	12,193,146.72	
ELISA OYJ	12,225	42.760	522,741.00	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	28,190	8.895	250,750.05	
KONINKLIJKE KPN NV	367,935	4.649	1,710,529.81	
ORANGE	175,379	17.150	3,007,749.85	
TELECOM ITALIA SPA	1,266,466	0.656	830,801.69	
TELEFONICA SA	375,409	3.663	1,375,123.16	
ACCIONA SA	2,664	196.800	524,275.20	
E.ON SE	224,555	18.640	4,185,705.20	
EDP RENOVAVEIS SA	27,294	13.320	363,556.08	
EDP SA	349,045	4.348	1,517,647.66	
ELIA GROUP SA/NV	4,734	132.000	624,888.00	
ENDESA SA	34,017	32.030	1,089,564.51	
ENEL SPA	787,583	9.226	7,266,240.75	
ENGIE	176,212	26.540	4,676,666.48	
FORTUM OYJ	42,339	19.600	829,844.40	
IBERDROLA SA	622,748	20.090	12,511,007.32	

	NATURGY ENERGY GROUP SA	19,607	26.500	519,585.50	
	REDEIA CORP SA	34,539	16.160	558,150.24	
	RWE AG	63,614	51.700	3,288,843.80	
	SNAM SPA	226,175	6.352	1,436,663.60	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	139,628	10.075	1,406,752.10	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	66,183	33.710	2,231,028.93	
	VERBUND AG	6,748	58.600	395,432.80	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	6,099	65.550	399,789.45	
	PUBLICIS GROUPE	24,509	70.680	1,732,296.12	
	SCOUT24 SE	8,708	68.450	596,062.60	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	112,335	19.460	2,186,039.10	
	LEG IMMOBILIEN SE	7,909	68.600	542,557.40	
	VONOVIA SE	74,260	27.430	2,036,951.80	
ユーロ小計		19,883,878		635,723,143.30 (115,402,822,203)	
合　計		107,856,655		1,181,661,424,623 (1,181,661,424,623)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	526銘柄	72.2%	75.2%
カナダ・ドル	株式	83銘柄	3.6%	3.7%
オーストラリア・ドル	株式	40銘柄	1.6%	1.7%
香港・ドル	株式	21銘柄	0.5%	0.5%
シンガポール・ドル	株式	12銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランド・ドル	株式	5銘柄	0.0%	0.0%
イギリス・ポンド	株式	70銘柄	4.0%	4.1%
イスラエル・シュケル	株式	10銘柄	0.2%	0.2%
スイス・フラン	株式	40銘柄	2.6%	2.7%
デンマーク・クローネ	株式	15銘柄	0.5%	0.5%
ノルウェー・クローネ	株式	11銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	株式	40銘柄	0.9%	0.9%
ユーロ	株式	218銘柄	9.4%	9.8%

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC-CW40	1,480.00	-	
	カナダ・ドル小計		1,480.00	- (-)	
新株予約権証券合計				-	

				(-)	
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	13,343.00	725,992.63	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	36,596.00	1,152,774.00	
		AMERICAN TOWER CORP	44,990.00	8,687,119.10	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	73,874.00	1,697,624.52	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	13,579.00	2,412,309.35	
		BXP INC	13,802.00	837,229.32	
		CROWN CASTLE INC	43,966.00	4,038,716.76	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	35,137.00	6,320,794.93	
		EQUINIX INC	9,657.00	9,193,174.29	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	20,290.00	1,377,488.10	
		EQUITY RESIDENTIAL	35,805.00	2,272,901.40	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	7,116.00	1,802,838.60	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	20,142.00	2,977,793.28	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	22,625.00	1,069,483.75	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	65,292.00	1,124,328.24	
		INVITATION HOMES INC	55,309.00	1,501,086.26	
		IRON MOUNTAIN INC	26,844.00	2,920,358.76	
		KIMCO REALTY CORP	57,934.00	1,341,172.10	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	11,954.00	1,606,737.14	
		PROLOGIS INC	93,678.00	13,280,730.06	
		PUBLIC STORAGE	15,268.00	4,610,936.00	
		REALTY INCOME CORP	92,063.00	6,121,268.87	
		REGENCY CENTERS CORP	17,959.00	1,386,255.21	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	10,393.00	2,111,026.16	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	31,942.00	6,452,603.42	
		SUN COMMUNITIES INC	12,887.00	1,694,253.89	
		UDR INC	27,406.00	1,041,428.00	
		VENTAS INC	47,378.00	4,116,674.42	
		VICI PROPERTIES INC	107,469.00	3,209,024.34	
		WELLTOWER INC	67,253.00	14,491,676.44	
		WEYERHAEUSER CO	65,282.00	1,754,780.16	
		WP CAREY INC	23,349.00	1,731,561.84	
		アメリカ・ドル小計	1,220,582.00	115,062,141.34 (17,632,122,539)	
	オーストラリア・ドル	APA GROUP	108,912.00	994,366.56	
		GOODMAN GROUP	197,180.00	6,065,256.80	
		SCENTRE GROUP	566,881.00	2,142,810.18	
		STOCKLAND	239,045.00	1,223,910.40	
		TRANSURBAN GROUP	324,303.00	4,546,728.06	
		VICINITY CENTRES	372,431.00	957,147.67	
		オーストラリア・ドル小計	1,808,752.00	15,930,219.67	

				(1,728,110,230)	
	香港・ドル	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	437,000.00	5,309,550.00	
		LINK REIT	238,500.00	8,853,120.00	
		香港・ドル小計	675,500.00	14,162,670.00 (277,588,332)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	322,200.00	873,162.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	594,956.00	1,439,793.52	
		シンガポール・ドル小計	917,156.00	2,312,955.52 (280,584,634)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	398,647.62	
		SEGRO PLC	115,483.00	921,554.34	
		イギリス・ポンド小計	175,340.00	1,320,201.96 (274,390,774)	
	ユーロ	COVIVIO	7,110.00	402,781.50	
		GECINA SA	5,053.00	383,775.35	
		KLEPIERRE	18,172.00	624,753.36	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	12,610.00	1,305,765.50	
		ユーロ小計	42,945.00	2,717,075.71 (493,230,754)	
投資証券合計				20,686,027,263 (20,686,027,263)	
合　計				20,686,027,263 (20,686,027,263)	

(注) 金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入 新株予約権証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	32銘柄	-	1.4%	85.2%
カナダ・ドル	新株予約権証券	1銘柄	-	-	-
オーストラリア・ドル	投資証券	6銘柄	-	0.1%	8.4%
香港・ドル	投資証券	2銘柄	-	0.0%	1.3%
シンガポール・ドル	投資証券	2銘柄	-	0.0%	1.4%
イギリス・ポンド	投資証券	2銘柄	-	0.0%	1.3%
ユーロ	投資証券	4銘柄	-	0.0%	2.4%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

	(2026年2月18日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	738,209,573
金銭信託	2,359,322
コール・ローン	446,283,271
国債証券	211,710,307,033
未収入金	134,912,294
未収利息	1,781,115,394
前払費用	115,550,709
流動資産合計	214,928,737,596
資産合計	214,928,737,596
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	675,455
未払解約金	234,421,701
流動負債合計	235,097,156
負債合計	235,097,156
純資産の部	
元本等	
元本	83,736,188,591
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	130,957,451,849
元本等合計	214,693,640,440
純資産合計	214,693,640,440
負債純資産合計	214,928,737,596

（2）注記表

(重要な会計方針の注記)

項　目	自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価

	額により評価しております。
2．　デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 　「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

　会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（2026年2月18日現在）
1．　当計算期間の末日における受益権の総数	83,736,188,591口
2．　1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.5639円 （1万口当たりの純資産額25,639円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 　当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 　当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 　当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 　有価証券およびデリバティブ取引等 　当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお

	よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（2026年2月18日現在）
1．　貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2026年2月18日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等		時　価	評価損益
			うち		

			１年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 オフショア・人民元	136,108,540	－	136,783,995	△675,455
	小計	136,108,540	－	136,783,995	△675,455
合　計		136,108,540	－	136,783,995	△675,455

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2025年2月19日 至 2026年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2026年2月18日現在）	
開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	86,893,730,348円
同期中における追加設定元本額	14,665,756,826円
同期中における一部解約元本額	17,823,298,583円
2026年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンドＳ	29,845,098,986円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	1,079,084,317円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	2,878,042,740円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	1,915,165,009円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	161,063,675円

三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	5,153,827 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	17,809,794 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	59,240,931 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	224,101,972 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	198,101,000 円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	350,584,536 円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	14,409,546 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	41,942,408 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	84,106,708 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	53,774,499 円
イオン・バランス戦略ファンド	72,025,488 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	86,342,648 円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	463,810,109 円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	304,956,637 円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	1,061,209,891 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	365,382,063 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	205,294,463 円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	432,899,681 円
三井住友ＤＳ・外国債券インデックス年金ファンド	2,125,744,697 円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	54,656,945 円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	225,869,326 円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	166,717,008 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	26,736,593 円
日興ＦＷＳ・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	5,526,706,559 円
三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド	332,021,638 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	55,583,283 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	33,317,648 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	35,128,587 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	26,659,546 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	22,478,927 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	2,348,465 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	76,211,698 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	97,401,608 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	109,686,193 円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	63,055,870 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	100,266 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	136,046 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	311,063 円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	544,316 円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	473,701 円
ＳＭＡＭ・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	8,438,735,052 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	10,006,149 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	1,844,822,877 円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	2,855,189,291 円

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	7,270,200,844円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	21,841,820円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	56,657,958円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	645,190,428円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	89,546,171円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	671,073,368円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,025,484,447円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	930,760,294円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	2,634,336,429円
ＳＭＡＭ・外国債券パッシブファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	4,541,507,536円
三井住友・外国債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	261,045,036円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	74,334,151円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	34,510,331円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	15,345,114円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	12,253,626円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	40,308,878円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	231,142,329円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	40,939,268円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	22,153,096円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	5,515,115円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	548,778,227円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	368,053,068円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	384,628,953円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	173,436,482円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	138,108,411円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	187,081,126円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	8,330,483円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	125,884,208円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ＜適格機関投資家限定＞	757,664,929円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	369,832,185円
合　計	83,736,188,591円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 0.375 07/31/27	900,000.00	861,147.00	
		T 0.375 09/30/27	1,000,000.00	952,240.00	

		T 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,158,504.00	
		T 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,407,800.00	
		T 0.5 06/30/27	2,600,000.00	2,498,366.00	
		T 0.5 08/31/27	1,800,000.00	1,721,484.00	
		T 0.5 10/31/27	950,000.00	904,295.50	
		T 0.625 03/31/27	400,000.00	387,592.00	
		T 0.625 05/15/30	4,000,000.00	3,539,520.00	
		T 0.625 08/15/30	4,800,000.00	4,214,208.00	
		T 0.625 11/30/27	1,600,000.00	1,523,056.00	
		T 0.625 12/31/27	3,100,000.00	2,944,008.00	
		T 0.75 01/31/28	4,200,000.00	3,989,496.00	
		T 0.875 11/15/30	4,900,000.00	4,320,967.00	
		T 1 07/31/28	2,900,000.00	2,734,874.00	
		T 1.125 02/15/31	4,400,000.00	3,905,748.00	
		T 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,951,680.00	
		T 1.125 05/15/40	2,250,000.00	1,463,985.00	
		T 1.125 08/15/40	1,700,000.00	1,095,072.00	
		T 1.125 08/31/28	3,500,000.00	3,304,420.00	
		T 1.25 04/30/28	3,500,000.00	3,339,000.00	
		T 1.25 05/15/50	1,600,000.00	794,560.00	
		T 1.25 05/31/28	3,000,000.00	2,856,720.00	
		T 1.25 06/30/28	3,000,000.00	2,851,980.00	
		T 1.25 08/15/31	5,200,000.00	4,574,648.00	
		T 1.25 09/30/28	3,000,000.00	2,835,750.00	
		T 1.375 08/15/50	3,500,000.00	1,785,105.00	
		T 1.375 10/31/28	3,000,000.00	2,840,310.00	
		T 1.375 11/15/31	4,900,000.00	4,310,236.00	
		T 1.375 11/15/40	2,500,000.00	1,664,100.00	
		T 1.375 12/31/28	1,000,000.00	943,570.00	
		T 1.5 02/15/30	2,100,000.00	1,941,954.00	
		T 1.5 11/30/28	4,500,000.00	4,268,025.00	
		T 1.625 05/15/31	5,500,000.00	4,970,075.00	
		T 1.625 08/15/29	3,250,000.00	3,051,815.00	
		T 1.625 11/15/50	3,200,000.00	1,739,744.00	
		T 1.75 01/31/29	3,300,000.00	3,141,831.00	
		T 1.75 08/15/41	1,570,000.00	1,086,392.90	
		T 1.75 11/15/29	1,300,000.00	1,220,193.00	
		T 1.875 02/15/32	4,700,000.00	4,231,974.00	
		T 1.875 02/15/41	3,300,000.00	2,361,876.00	
		T 1.875 02/15/51	3,800,000.00	2,197,236.00	
		T 1.875 02/28/27	3,400,000.00	3,343,798.00	
		T 1.875 02/28/29	2,800,000.00	2,671,788.00	

		T 1.875 11/15/51	3,300,000.00	1,887,435.00	
		T 2 02/15/50	2,800,000.00	1,696,940.00	
		T 2 08/15/51	2,900,000.00	1,718,627.00	
		T 2 11/15/41	2,800,000.00	2,003,568.00	
		T 2.25 02/15/27	3,200,000.00	3,160,704.00	
		T 2.25 02/15/52	3,200,000.00	2,006,112.00	
		T 2.25 05/15/41	1,000,000.00	753,080.00	
		T 2.25 08/15/27	2,200,000.00	2,161,522.00	
		T 2.25 08/15/46	1,950,000.00	1,321,807.50	
		T 2.25 08/15/49	1,500,000.00	970,305.00	
		T 2.25 11/15/27	1,900,000.00	1,861,962.00	
		T 2.375 02/15/42	1,800,000.00	1,357,758.00	
		T 2.375 03/31/29	3,100,000.00	2,999,126.00	
		T 2.375 05/15/27	3,000,000.00	2,960,190.00	
		T 2.375 05/15/29	2,400,000.00	2,318,184.00	
		T 2.375 05/15/51	3,900,000.00	2,536,521.00	
		T 2.375 11/15/49	1,900,000.00	1,258,522.00	
		T 2.5 02/15/45	1,400,000.00	1,019,648.00	
		T 2.5 02/15/46	1,000,000.00	716,660.00	
		T 2.5 03/31/27	1,740,000.00	1,721,295.00	
		T 2.5 05/15/46	1,000,000.00	713,900.00	
		T 2.625 02/15/29	1,800,000.00	1,756,998.00	
		T 2.625 05/31/27	2,800,000.00	2,770,348.00	
		T 2.625 07/31/29	1,100,000.00	1,068,694.00	
		T 2.75 02/15/28	3,800,000.00	3,749,726.00	
		T 2.75 04/30/27	1,600,000.00	1,586,432.00	
		T 2.75 05/31/29	1,400,000.00	1,367,898.00	
		T 2.75 07/31/27	2,400,000.00	2,375,904.00	
		T 2.75 08/15/32	4,200,000.00	3,950,352.00	
		T 2.75 08/15/42	1,000,000.00	791,560.00	
		T 2.75 08/15/47	1,800,000.00	1,323,486.00	
		T 2.75 11/15/42	300,000.00	236,271.00	
		T 2.75 11/15/47	1,500,000.00	1,099,380.00	
		T 2.875 04/30/29	3,500,000.00	3,435,530.00	
		T 2.875 05/15/28	3,500,000.00	3,457,860.00	
		T 2.875 05/15/32	5,700,000.00	5,418,420.00	
		T 2.875 05/15/43	1,200,000.00	955,212.00	
		T 2.875 05/15/49	1,400,000.00	1,033,970.00	
		T 2.875 05/15/52	3,200,000.00	2,304,608.00	
		T 2.875 08/15/28	2,000,000.00	1,973,080.00	
		T 2.875 08/15/45	800,000.00	616,776.00	
		T 2.875 11/15/46	1,000,000.00	759,570.00	

		T 3 02/15/47	1,500,000.00	1,161,495.00	
		T 3 02/15/48	1,400,000.00	1,071,756.00	
		T 3 02/15/49	2,300,000.00	1,743,400.00	
		T 3 05/15/42	800,000.00	659,496.00	
		T 3 05/15/45	900,000.00	711,027.00	
		T 3 05/15/47	1,000,000.00	771,990.00	
		T 3 08/15/48	2,000,000.00	1,523,740.00	
		T 3 08/15/52	3,000,000.00	2,214,360.00	
		T 3 11/15/44	1,000,000.00	794,640.00	
		T 3 11/15/45	800,000.00	628,000.00	
		T 3.125 02/15/42	1,000,000.00	842,180.00	
		T 3.125 02/15/43	1,800,000.00	1,492,722.00	
		T 3.125 05/15/48	2,400,000.00	1,874,616.00	
		T 3.125 08/15/44	700,000.00	569,268.00	
		T 3.125 08/31/27	2,200,000.00	2,189,000.00	
		T 3.125 08/31/29	2,700,000.00	2,664,927.00	
		T 3.125 11/15/28	2,900,000.00	2,875,118.00	
		T 3.125 11/15/41	1,000,000.00	845,780.00	
		T 3.25 05/15/42	2,200,000.00	1,877,084.00	
		T 3.25 06/30/27	2,300,000.00	2,293,560.00	
		T 3.25 06/30/29	3,000,000.00	2,975,850.00	
		T 3.375 05/15/33	4,700,000.00	4,559,000.00	
		T 3.375 05/15/44	500,000.00	423,570.00	
		T 3.375 08/15/42	2,000,000.00	1,730,780.00	
		T 3.375 09/15/27	2,500,000.00	2,496,725.00	
		T 3.375 09/15/28	3,800,000.00	3,792,552.00	
		T 3.375 11/15/48	2,100,000.00	1,707,636.00	
		T 3.375 11/30/27	3,000,000.00	2,996,400.00	
		T 3.5 01/15/29	3,700,000.00	3,703,589.00	
		T 3.5 01/31/28	1,000,000.00	1,001,190.00	
		T 3.5 01/31/30	2,500,000.00	2,495,050.00	
		T 3.5 02/15/33	4,200,000.00	4,115,580.00	
		T 3.5 02/15/39	200,000.00	185,328.00	
		T 3.5 04/30/28	3,000,000.00	3,003,750.00	
		T 3.5 04/30/30	2,500,000.00	2,492,900.00	
		T 3.5 09/30/29	3,100,000.00	3,097,024.00	
		T 3.5 10/15/28	2,350,000.00	2,352,326.50	
		T 3.5 10/31/27	2,250,000.00	2,251,755.00	
		T 3.5 11/15/28	2,600,000.00	2,602,522.00	
		T 3.5 11/30/30	2,700,000.00	2,686,905.00	
		T 3.5 12/15/28	2,200,000.00	2,202,310.00	
		T 3.625 02/15/44	300,000.00	264,126.00	

		T 3.625 02/15/53	2,700,000.00	2,248,587.00	
		T 3.625 03/31/28	3,000,000.00	3,011,700.00	
		T 3.625 03/31/30	1,200,000.00	1,202,544.00	
		T 3.625 05/15/53	2,900,000.00	2,412,771.00	
		T 3.625 05/31/28	2,000,000.00	2,007,880.00	
		T 3.625 08/15/28	1,000,000.00	1,004,310.00	
		T 3.625 08/15/43	500,000.00	442,225.00	
		T 3.625 08/31/29	2,500,000.00	2,508,425.00	
		T 3.625 08/31/30	3,900,000.00	3,904,251.00	
		T 3.625 09/30/30	1,050,000.00	1,050,997.50	
		T 3.625 09/30/31	2,000,000.00	1,992,800.00	
		T 3.625 10/31/30	1,700,000.00	1,701,190.00	
		T 3.625 12/31/30	2,100,000.00	2,100,483.00	
		T 3.75 04/15/28	3,000,000.00	3,018,780.00	
		T 3.75 04/30/27	4,100,000.00	4,112,546.00	
		T 3.75 05/15/28	3,000,000.00	3,019,860.00	
		T 3.75 05/31/30	3,000,000.00	3,020,190.00	
		T 3.75 06/30/27	4,100,000.00	4,115,375.00	
		T 3.75 06/30/30	1,900,000.00	1,912,616.00	
		T 3.75 08/15/27	2,500,000.00	2,510,575.00	
		T 3.75 08/15/41	1,100,000.00	1,012,858.00	
		T 3.75 08/31/31	2,800,000.00	2,808,232.00	
		T 3.75 10/31/32	700,000.00	697,662.00	
		T 3.75 11/15/43	700,000.00	628,355.00	
		T 3.75 11/30/32	500,000.00	498,200.00	
		T 3.75 12/31/28	3,200,000.00	3,224,928.00	
		T 3.75 12/31/30	2,400,000.00	2,413,296.00	
		T 3.875 02/15/43	1,600,000.00	1,472,432.00	
		T 3.875 03/15/28	2,000,000.00	2,017,680.00	
		T 3.875 03/31/27	4,000,000.00	4,016,400.00	
		T 3.875 04/30/30	3,000,000.00	3,035,250.00	
		T 3.875 05/15/43	2,200,000.00	2,019,908.00	
		T 3.875 05/31/27	6,450,000.00	6,481,734.00	
		T 3.875 06/15/28	1,800,000.00	1,817,712.00	
		T 3.875 06/30/30	4,050,000.00	4,097,344.50	
		T 3.875 07/15/28	3,900,000.00	3,938,064.00	
		T 3.875 07/31/27	2,000,000.00	2,011,660.00	
		T 3.875 07/31/30	1,000,000.00	1,011,690.00	
		T 3.875 08/15/33	5,000,000.00	5,002,100.00	
		T 3.875 08/15/34	5,870,000.00	5,836,951.90	
		T 3.875 08/15/40	500,000.00	472,410.00	
		T 3.875 08/31/32	700,000.00	703,430.00	

		T 3.875 09/30/29	2,300,000.00	2,326,887.00	
		T 3.875 09/30/32	4,000,000.00	4,018,480.00	
		T 3.875 10/15/27	2,800,000.00	2,819,068.00	
		T 3.875 11/30/27	1,800,000.00	1,813,356.00	
		T 3.875 11/30/29	1,900,000.00	1,922,116.00	
		T 3.875 12/31/27	2,200,000.00	2,217,138.00	
		T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,517,535.00	
		T 3.875 12/31/32	2,000,000.00	2,006,860.00	
		T 4 01/31/29	2,900,000.00	2,942,746.00	
		T 4 02/15/34	5,100,000.00	5,131,161.00	
		T 4 02/28/30	3,100,000.00	3,150,654.00	
		T 4 02/29/28	2,000,000.00	2,021,740.00	
		T 4 03/31/30	3,000,000.00	3,049,440.00	
		T 4 04/30/32	1,400,000.00	1,418,662.00	
		T 4 05/31/30	2,500,000.00	2,541,650.00	
		T 4 06/30/28	3,000,000.00	3,038,670.00	
		T 4 06/30/32	2,950,000.00	2,988,025.50	
		T 4 07/31/29	2,500,000.00	2,539,775.00	
		T 4 07/31/30	2,200,000.00	2,237,070.00	
		T 4 07/31/32	1,250,000.00	1,265,687.50	
		T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,625,680.00	
		T 4 11/15/35	5,000,000.00	4,981,250.00	
		T 4 11/15/42	2,000,000.00	1,873,740.00	
		T 4 11/15/52	2,600,000.00	2,317,848.00	
		T 4 12/15/27	2,600,000.00	2,625,584.00	
		T 4.125 02/15/27	3,650,000.00	3,671,170.00	
		T 4.125 02/28/27	2,000,000.00	2,011,800.00	
		T 4.125 02/29/32	1,000,000.00	1,020,680.00	
		T 4.125 03/31/29	3,000,000.00	3,056,640.00	
		T 4.125 03/31/31	2,000,000.00	2,044,320.00	
		T 4.125 03/31/32	1,000,000.00	1,020,580.00	
		T 4.125 05/31/32	2,450,000.00	2,499,000.00	
		T 4.125 07/31/28	1,000,000.00	1,015,990.00	
		T 4.125 07/31/31	2,000,000.00	2,044,060.00	
		T 4.125 08/15/44	1,000,000.00	940,190.00	
		T 4.125 08/15/53	3,100,000.00	2,820,504.00	
		T 4.125 08/31/30	1,700,000.00	1,736,873.00	
		T 4.125 09/30/27	2,100,000.00	2,121,924.00	
		T 4.125 10/31/27	2,000,000.00	2,022,060.00	
		T 4.125 10/31/29	2,900,000.00	2,958,725.00	
		T 4.125 10/31/31	2,900,000.00	2,962,060.00	
		T 4.125 11/15/27	3,200,000.00	3,236,288.00	

		T 4.125 11/15/32	5,600,000.00	5,704,888.00	
		T 4.125 11/30/29	4,300,000.00	4,387,978.00	
		T 4.125 11/30/31	2,000,000.00	2,042,500.00	
		T 4.25 01/15/28	1,600,000.00	1,623,680.00	
		T 4.25 01/31/30	3,500,000.00	3,589,110.00	
		T 4.25 02/15/28	3,000,000.00	3,046,680.00	
		T 4.25 02/15/54	3,500,000.00	3,252,095.00	
		T 4.25 02/28/29	2,500,000.00	2,555,175.00	
		T 4.25 02/28/31	2,000,000.00	2,056,080.00	
		T 4.25 03/15/27	3,900,000.00	3,930,537.00	
		T 4.25 05/15/35	5,900,000.00	6,009,091.00	
		T 4.25 05/15/39	100,000.00	99,699.00	
		T 4.25 06/30/29	3,700,000.00	3,787,357.00	
		T 4.25 06/30/31	2,100,000.00	2,158,884.00	
		T 4.25 08/15/35	3,700,000.00	3,765,305.00	
		T 4.25 08/15/54	3,220,000.00	2,991,637.60	
		T 4.25 11/15/34	5,550,000.00	5,662,054.50	
		T 4.25 11/15/40	600,000.00	590,082.00	
		T 4.375 01/31/32	1,800,000.00	1,861,452.00	
		T 4.375 05/15/34	5,500,000.00	5,671,435.00	
		T 4.375 05/15/40	900,000.00	901,125.00	
		T 4.375 05/15/41	300,000.00	298,146.00	
		T 4.375 07/15/27	3,750,000.00	3,796,650.00	
		T 4.375 08/15/43	2,000,000.00	1,953,660.00	
		T 4.375 08/31/28	1,000,000.00	1,022,120.00	
		T 4.375 11/15/39	300,000.00	301,251.00	
		T 4.375 11/30/28	1,900,000.00	1,945,524.00	
		T 4.375 11/30/30	1,900,000.00	1,962,624.00	
		T 4.375 12/31/29	2,500,000.00	2,574,200.00	
		T 4.5 02/15/44	2,100,000.00	2,078,097.00	
		T 4.5 04/15/27	1,700,000.00	1,719,312.00	
		T 4.5 05/15/27	2,700,000.00	2,732,616.00	
		T 4.5 05/15/38	400,000.00	413,108.00	
		T 4.5 05/31/29	1,500,000.00	1,546,200.00	
		T 4.5 08/15/39	300,000.00	305,775.00	
		T 4.5 11/15/33	4,800,000.00	4,995,744.00	
		T 4.5 11/15/54	3,300,000.00	3,196,974.00	
		T 4.5 12/31/31	2,800,000.00	2,914,240.00	
		T 4.625 02/15/35	5,750,000.00	6,025,137.50	
		T 4.625 02/15/40	1,000,000.00	1,029,020.00	
		T 4.625 02/15/55	2,600,000.00	2,571,192.00	
		T 4.625 04/30/29	2,500,000.00	2,585,425.00	

		T 4.625 04/30/31	1,000,000.00	1,045,760.00	
		T 4.625 05/15/44	1,700,000.00	1,706,936.00	
		T 4.625 05/15/54	3,000,000.00	2,965,650.00	
		T 4.625 05/31/31	770,000.00	805,319.90	
		T 4.625 06/15/27	3,000,000.00	3,044,160.00	
		T 4.625 09/30/28	2,500,000.00	2,572,800.00	
		T 4.625 09/30/30	1,500,000.00	1,564,620.00	
		T 4.625 11/15/44	2,000,000.00	2,003,980.00	
		T 4.625 11/15/45	1,000,000.00	999,210.00	
		T 4.625 11/15/55	1,400,000.00	1,385,664.00	
		T 4.75 02/15/41	900,000.00	933,462.00	
		T 4.75 02/15/45	1,900,000.00	1,933,174.00	
		T 4.75 05/15/55	2,900,000.00	2,926,593.00	
		T 4.75 08/15/55	3,100,000.00	3,130,256.00	
		T 4.75 11/15/43	2,200,000.00	2,249,566.00	
		T 4.75 11/15/53	1,800,000.00	1,814,760.00	
		T 4.875 08/15/45	1,270,000.00	1,311,363.90	
		T 4.875 10/31/28	1,400,000.00	1,450,610.00	
		T 5 05/15/45	1,800,000.00	1,888,578.00	
		T 5.25 11/15/28	500,000.00	523,280.00	
		T 5.375 02/15/31	320,000.00	345,299.20	
		T 6.125 11/15/27	1,000,000.00	1,045,030.00	
	アメリカ・ドル小計		661,560,000.00	625,408,134.90 (95,837,542,592)	
	カナダ・ドル	CAN 0.5 12/01/30	1,200,000.00	1,077,924.00	
		CAN 1 06/01/27	800,000.00	786,744.00	
		CAN 1.25 03/01/27	400,000.00	395,812.00	
		CAN 1.25 06/01/30	1,800,000.00	1,692,882.00	
		CAN 1.5 06/01/31	1,520,000.00	1,419,862.40	
		CAN 1.5 12/01/31	1,300,000.00	1,203,462.00	
		CAN 1.75 12/01/53	1,100,000.00	727,705.00	
		CAN 2 06/01/28	700,000.00	692,496.00	
		CAN 2 06/01/32	1,180,000.00	1,115,890.60	
		CAN 2 12/01/51	1,000,000.00	718,130.00	
		CAN 2.25 02/01/28	370,000.00	368,590.30	
		CAN 2.25 06/01/29	850,000.00	840,386.50	
		CAN 2.25 12/01/29	300,000.00	295,596.00	
		CAN 2.5 08/01/27	3,100,000.00	3,105,890.00	
		CAN 2.5 11/01/27	700,000.00	701,015.00	
		CAN 2.5 12/01/32	1,070,000.00	1,037,889.30	
		CAN 2.75 03/01/30	420,000.00	420,684.60	
		CAN 2.75 03/01/31	680,000.00	677,858.00	

		CAN 2.75 05/01/27	700,000.00	703,605.00	
		CAN 2.75 06/01/33	750,000.00	736,342.50	
		CAN 2.75 09/01/27	350,000.00	351,925.00	
		CAN 2.75 09/01/30	1,700,000.00	1,698,980.00	
		CAN 2.75 12/01/48	1,300,000.00	1,118,767.00	
		CAN 2.75 12/01/55	800,000.00	662,024.00	
		CAN 3 03/01/32	550,000.00	552,695.00	
		CAN 3 06/01/34	900,000.00	893,061.00	
		CAN 3.25 06/01/35	1,930,000.00	1,939,765.80	
		CAN 3.25 09/01/28	2,100,000.00	2,136,855.00	
		CAN 3.25 12/01/33	880,000.00	891,052.80	
		CAN 3.25 12/01/34	1,800,000.00	1,814,256.00	
		CAN 3.25 12/01/35	1,130,000.00	1,132,079.20	
		CAN 3.5 03/01/34	700,000.00	720,454.00	
		CAN 3.5 09/01/29	1,770,000.00	1,820,126.40	
		CAN 3.5 12/01/45	1,040,000.00	1,027,156.00	
		CAN 3.5 12/01/57	830,000.00	797,663.20	
		CAN 4 03/01/29	1,700,000.00	1,768,782.00	
		CAN 4 06/01/41	300,000.00	318,465.00	
		CAN 5 06/01/37	400,000.00	462,964.00	
		CAN 5.75 06/01/29	250,000.00	274,352.50	
		CAN 5.75 06/01/33	300,000.00	352,857.00	
		CANADA 2.75 12/01/64	700,000.00	563,080.00	
	カナダ・ドル小計		41,370,000.00	40,016,126.10 (4,494,611,284)	
	オーストラリア・ドル	ACGB 1 11/21/31	1,560,000.00	1,295,190.00	
		ACGB 1.25 05/21/32	1,700,000.00	1,409,130.00	
		ACGB 1.5 06/21/31	2,250,000.00	1,949,445.00	
		ACGB 1.75 06/21/51	500,000.00	258,035.00	
		ACGB 1.75 11/21/32	980,000.00	826,551.60	
		ACGB 2.25 05/21/28	1,300,000.00	1,246,505.00	
		ACGB 2.5 05/21/30	1,400,000.00	1,305,038.00	
		ACGB 2.75 05/21/41	600,000.00	460,788.00	
		ACGB 2.75 06/21/35	1,000,000.00	856,900.00	
		ACGB 2.75 11/21/27	2,300,000.00	2,245,605.00	
		ACGB 2.75 11/21/28	600,000.00	577,740.00	
		ACGB 2.75 11/21/29	1,400,000.00	1,328,558.00	
		ACGB 3 03/21/47	1,200,000.00	873,924.00	
		ACGB 3 11/21/33	1,190,000.00	1,071,499.80	
		ACGB 3.25 04/21/29	1,140,000.00	1,107,715.20	
		ACGB 3.25 06/21/39	2,000,000.00	1,688,780.00	
		ACGB 3.5 12/21/34	1,850,000.00	1,701,297.00	

	ACGB 3.75 04/21/37	1,100,000.00	1,006,412.00	
	ACGB 3.75 05/21/34	1,100,000.00	1,038,092.00	
	ACGB 4.25 03/21/36	800,000.00	772,352.00	
	ACGB 4.25 06/21/34	600,000.00	586,572.00	
	ACGB 4.25 10/21/36	730,000.00	701,982.60	
	ACGB 4.25 12/21/35	620,000.00	599,546.20	
	ACGB 4.5 04/21/33	1,050,000.00	1,051,134.00	
オーストラリア・ドル小計		28,970,000.00	25,958,792.40 (2,816,009,801)	
シンガポール・ドル	SIGB 1.625 07/01/31	300,000.00	301,164.00	
	SIGB 2.375 07/01/39	250,000.00	262,162.50	
	SIGB 2.5 04/01/30	70,000.00	72,844.80	
	SIGB 2.625 05/01/28	670,000.00	688,425.00	
	SIGB 2.625 08/01/32	420,000.00	445,053.00	
	SIGB 2.75 03/01/46	890,000.00	991,130.70	
	SIGB 2.75 04/01/42	550,000.00	605,935.00	
	SIGB 2.875 07/01/29	200,000.00	209,436.00	
	SIGB 2.875 08/01/28	200,000.00	207,340.00	
	SIGB 2.875 09/01/30	600,000.00	635,910.00	
	SIGB 3 04/01/29	100,000.00	104,744.00	
	SIGB 3.25 06/01/54	800,000.00	991,544.00	
	SIGB 3.375 05/01/34	200,000.00	224,360.00	
	SIGB 3.375 09/01/33	390,000.00	434,877.30	
	SIGB 3.5 03/01/27	630,000.00	644,042.70	
シンガポール・ドル小計		6,270,000.00	6,818,969.00 (827,209,129)	
ニュージーランド・ドル	NZGB 0.25 05/15/28	200,000.00	187,386.00	
	NZGB 1.5 05/15/31	1,250,000.00	1,109,387.50	
	NZGB 1.75 05/15/41	1,120,000.00	752,998.40	
	NZGB 2 05/15/32	1,120,000.00	994,806.40	
	NZGB 2.75 05/15/51	700,000.00	472,745.00	
	NZGB 3 04/20/29	1,000,000.00	986,340.00	
	NZGB 3.5 04/14/33	170,000.00	163,293.50	
	NZGB 4.25 05/15/34	270,000.00	270,153.90	
	NZGB 4.5 04/15/27	900,000.00	918,081.00	
	NZGB 4.5 05/15/30	720,000.00	742,701.60	
	NZGB 4.5 05/15/35	670,000.00	677,845.70	
ニュージーランド・ドル小計		8,120,000.00	7,275,739.00 (674,097,218)	
イギリス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	600,000.00	393,678.00	
	UKT 0.125 01/31/28	1,800,000.00	1,690,956.00	
	UKT 0.25 07/31/31	1,070,000.00	883,862.80	

		UKT 0.375 10/22/30	1,100,000.00	943,096.00	
		UKT 0.5 01/31/29	1,350,000.00	1,234,953.00	
		UKT 0.5 10/22/61	1,200,000.00	313,080.00	
		UKT 0.625 07/31/35	1,100,000.00	783,585.00	
		UKT 0.875 01/31/46	400,000.00	190,600.00	
		UKT 0.875 07/31/33	1,300,000.00	1,028,482.00	
		UKT 0.875 10/22/29	800,000.00	724,720.00	
		UKT 1 01/31/32	1,400,000.00	1,181,810.00	
		UKT 1.125 10/22/73	1,300,000.00	416,780.00	
		UKT 1.25 07/22/27	900,000.00	872,316.00	
		UKT 1.25 07/31/51	1,400,000.00	626,836.00	
		UKT 1.25 10/22/41	800,000.00	484,856.00	
		UKT 1.5 07/22/47	1,000,000.00	532,740.00	
		UKT 1.5 07/31/53	700,000.00	325,052.00	
		UKT 1.625 10/22/28	900,000.00	856,764.00	
		UKT 1.625 10/22/54	500,000.00	236,700.00	
		UKT 1.75 01/22/49	1,150,000.00	630,050.50	
		UKT 1.75 09/07/37	700,000.00	523,460.00	
		UKT 2.5 07/22/65	900,000.00	503,730.00	
		UKT 3.25 01/22/44	1,230,000.00	972,610.20	
		UKT 3.25 01/31/33	1,650,000.00	1,563,523.50	
		UKT 3.5 01/22/45	1,250,000.00	1,015,175.00	
		UKT 3.5 07/22/68	1,300,000.00	942,500.00	
		UKT 3.75 01/29/38	1,050,000.00	962,661.00	
		UKT 3.75 03/07/27	1,200,000.00	1,202,196.00	
		UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	959,124.00	
		UKT 3.75 10/22/53	1,300,000.00	1,028,287.00	
		UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,064,206.00	
		UKT 4 05/22/29	500,000.00	504,415.00	
		UKT 4 10/22/31	1,870,000.00	1,873,870.90	
		UKT 4 10/22/63	600,000.00	486,240.00	
		UKT 4.125 03/07/31	1,200,000.00	1,211,940.00	
		UKT 4.125 07/22/29	2,200,000.00	2,228,952.00	
		UKT 4.25 03/07/36	700,000.00	687,498.00	
		UKT 4.25 06/07/32	1,300,000.00	1,320,891.00	
		UKT 4.25 07/31/34	2,410,000.00	2,401,733.70	
		UKT 4.25 09/07/39	600,000.00	570,180.00	
		UKT 4.25 12/07/27	1,200,000.00	1,215,528.00	
		UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	563,100.00	
		UKT 4.25 12/07/46	800,000.00	714,840.00	
		UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	792,972.00	
		UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,467,576.00	

		UKT 4.375 01/31/40	1,310,000.00	1,254,704.90	
		UKT 4.375 03/07/28	1,920,000.00	1,949,222.40	
		UKT 4.375 03/07/30	1,600,000.00	1,634,864.00	
		UKT 4.375 07/31/54	530,000.00	467,301.00	
		UKT 4.5 03/07/35	1,950,000.00	1,969,285.50	
		UKT 4.5 06/07/28	1,150,000.00	1,172,379.00	
		UKT 4.5 09/07/34	600,000.00	609,138.00	
		UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	996,912.00	
		UKT 4.625 01/31/34	1,800,000.00	1,845,972.00	
		UKT 4.75 10/22/35	1,090,000.00	1,116,170.90	
		UKT 4.75 10/22/43	1,650,000.00	1,599,427.50	
		UKT 4.75 12/07/30	1,000,000.00	1,043,030.00	
		UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	1,005,870.00	
		UKT 5.25 01/31/41	500,000.00	520,645.00	
		UKT 5.375 01/31/56	500,000.00	516,840.00	
		UKT 6 12/07/28	650,000.00	692,503.50	
	イギリス・ポンド小計		68,730,000.00	59,522,392.30 (12,371,134,016)	
	イスラエル・シュケル	ILGOV 1 03/31/30	2,400,000.00	2,184,792.00	
		ILGOV 1.3 04/30/32	1,860,000.00	1,637,320.80	
		ILGOV 1.5 05/31/37	1,700,000.00	1,348,253.00	
		ILGOV 2 03/31/27	800,000.00	788,168.00	
		ILGOV 2.25 09/28/28	1,900,000.00	1,848,301.00	
		ILGOV 3.75 02/28/29	1,600,000.00	1,618,112.00	
		ILGOV 3.75 03/31/47	3,600,000.00	3,431,052.00	
		ILGOV 3.75 09/30/27	1,000,000.00	1,005,920.00	
		ILGOV 4 03/30/35	1,800,000.00	1,847,682.00	
		ILGOV 4.1 07/31/28	1,550,000.00	1,576,350.00	
		ILGOV 4.6 08/31/29	280,000.00	291,250.40	
	イスラエル・シュケル小計		18,490,000.00	17,577,201.20 (869,665,426)	
	デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/31	100,000.00	88,194.00	
		DGB 0.25 11/15/52	1,900,000.00	929,119.00	
		DGB 0.5 11/15/27	2,800,000.00	2,741,592.00	
		DGB 0.5 11/15/29	2,400,000.00	2,269,248.00	
		DGB 2.25 11/15/33	3,010,000.00	2,975,415.10	
		DGB 2.25 11/15/35	450,000.00	436,945.50	
		DGB 4.5 11/15/39	7,200,000.00	8,580,096.00	
	デンマーク・クローネ小計		17,860,000.00	18,020,609.60 (437,900,813)	
	ノルウェー・クロ	NGB 1.375 08/19/30	3,100,000.00	2,765,572.00	
		NGB 1.75 02/17/27	2,400,000.00	2,348,184.00	

ーネ	NGB 1.75 09/06/29	5,000,000.00	4,628,050.00	
	NGB 2 04/26/28	2,700,000.00	2,589,381.00	
	NGB 2.125 05/18/32	1,200,000.00	1,072,896.00	
	NGB 3 08/15/33	2,100,000.00	1,951,971.00	
	NGB 3.5 10/06/42	2,300,000.00	2,106,639.00	
	NGB 3.625 04/13/34	3,600,000.00	3,474,108.00	
	NGB 3.625 05/31/39	1,000,000.00	940,320.00	
	NGB 3.75 06/12/35	1,100,000.00	1,065,350.00	
ノルウェー・クローネ小計		24,500,000.00	22,942,471.00 (368,685,509)	
スウェーデン・クローナ	SGB 0.125 05/12/31	2,040,000.00	1,836,040.80	
	SGB 0.75 05/12/28	5,020,000.00	4,900,323.20	
	SGB 0.75 11/12/29	5,200,000.00	4,966,052.00	
	SGB 1.75 11/11/33	3,250,000.00	3,097,965.00	
	SGB 2.25 05/11/35	2,300,000.00	2,242,523.00	
	SGB 3.5 03/30/39	4,600,000.00	4,970,806.00	
スウェーデン・クローナ小計		22,410,000.00	22,013,710.00 (376,214,304)	
メキシコ・ペソ	MBONO 10 11/20/36	9,000,000.00	9,786,150.00	
	MBONO 5.5 03/04/27	14,000,000.00	13,792,520.00	
	MBONO 7.5 05/26/33	18,500,000.00	17,600,345.00	
	MBONO 7.5 06/03/27	19,500,000.00	19,609,005.00	
	MBONO 7.75 05/29/31	19,600,000.00	19,253,864.00	
	MBONO 7.75 11/23/34	31,000,000.00	29,429,230.00	
	MBONO 8 02/21/36	9,700,000.00	9,212,284.00	
	MBONO 8 04/29/55	4,900,000.00	4,305,238.00	
	MBONO 8 05/24/35	4,000,000.00	3,813,840.00	
	MBONO 8 07/31/53	2,000,000.00	1,765,880.00	
	MBONO 8 11/07/47	13,000,000.00	11,523,330.00	
	MBONO 8.5 02/28/30	6,900,000.00	7,019,301.00	
	MBONO 8.5 03/02/28	2,000,000.00	2,046,240.00	
	MBONO 8.5 05/31/29	37,000,000.00	37,787,360.00	
	MBONO 8.5 11/18/38	40,000,000.00	38,493,200.00	
メキシコ・ペソ小計		231,100,000.00	225,437,787.00 (2,016,022,498)	
オフショア・人民元	CGB 1.4 11/25/28	2,500,000.00	2,501,175.00	
	CGB 1.42 11/15/27	17,000,000.00	17,030,940.00	
	CGB 1.43 01/25/30	25,500,000.00	25,462,260.00	
	CGB 1.45 02/25/28	9,000,000.00	9,022,860.00	
	CGB 1.46 05/25/28	48,200,000.00	48,349,420.00	
	CGB 1.49 12/25/31	15,500,000.00	15,401,730.00	
	CGB 1.55 07/25/30	12,600,000.00	12,633,138.00	

		CGB 1.59 03/15/27	24,500,000.00	24,578,400.00	
		CGB 1.61 02/15/35	13,700,000.00	13,541,217.00	
		CGB 1.62 08/15/27	48,800,000.00	49,010,328.00	
		CGB 1.66 12/25/32	12,000,000.00	12,002,520.00	
		CGB 1.67 05/25/35	44,500,000.00	44,234,335.00	
		CGB 1.74 10/15/29	34,600,000.00	34,992,018.00	
		CGB 1.78 11/15/35	11,000,000.00	10,991,200.00	
		CGB 1.79 03/25/32	54,600,000.00	55,184,766.00	
		CGB 1.85 05/15/27	11,000,000.00	11,075,240.00	
		CGB 1.87 09/15/31	22,300,000.00	22,647,880.00	
		CGB 1.91 07/15/29	14,500,000.00	14,737,220.00	
		CGB 1.92 01/15/55	5,900,000.00	5,466,586.00	
		CGB 2.04 02/25/27	50,900,000.00	51,310,254.00	
		CGB 2.04 11/25/34	15,000,000.00	15,358,950.00	
		CGB 2.05 04/15/29	25,000,000.00	25,521,500.00	
		CGB 2.11 08/25/34	28,600,000.00	29,479,450.00	
		CGB 2.27 05/25/34	20,000,000.00	20,848,000.00	
		CGB 2.28 03/25/31	28,000,000.00	29,020,880.00	
		CGB 2.35 02/25/34	22,000,000.00	23,070,960.00	
		CGB 2.37 01/15/29	16,200,000.00	16,678,710.00	
		CGB 2.4 07/15/28	38,000,000.00	38,982,680.00	
		CGB 2.48 04/15/27	9,000,000.00	9,133,380.00	
		CGB 2.5 07/25/27	11,000,000.00	11,164,340.00	
		CGB 2.52 08/25/33	11,000,000.00	11,659,230.00	
		CGB 2.54 12/25/30	27,000,000.00	28,316,520.00	
		CGB 2.55 10/15/28	28,000,000.00	28,897,960.00	
		CGB 2.6 09/15/30	32,000,000.00	33,599,040.00	
		CGB 2.62 04/15/28	27,000,000.00	27,781,650.00	
		CGB 2.62 06/25/30	29,600,000.00	31,058,392.00	
		CGB 2.62 09/25/29	19,000,000.00	19,817,190.00	
		CGB 2.64 01/15/28	31,500,000.00	32,342,310.00	
		CGB 2.67 05/25/33	14,000,000.00	14,978,040.00	
		CGB 2.67 11/25/33	15,000,000.00	16,087,500.00	
		CGB 2.8 03/24/29	22,000,000.00	22,994,400.00	
		CGB 2.8 03/25/30	8,700,000.00	9,186,591.00	
		CGB 2.8 11/15/32	19,800,000.00	21,302,028.00	
		CGB 2.88 02/25/33	10,900,000.00	11,825,083.00	
		CGB 2.91 10/14/28	4,600,000.00	4,800,100.00	
		CGB 3 10/15/53	13,500,000.00	15,472,215.00	
		CGB 3.02 05/27/31	19,500,000.00	21,063,705.00	
		CGB 3.12 10/25/52	17,000,000.00	19,792,420.00	
		CGB 3.19 04/15/53	8,000,000.00	9,434,960.00	

	CGB 3.39 03/16/50	4,000,000.00	4,802,760.00	
	CGB 3.72 04/12/51	42,200,000.00	53,631,980.00	
オフショア・人民元小計		1,095,700,000.00	1,138,276,411.00 (25,323,918,281)	
マレーシア・リンギット	MGS 3.502 05/31/27	5,100,000.00	5,135,547.00	
	MGS 3.582 07/15/32	4,300,000.00	4,335,948.00	
	MGS 3.757 05/22/40	1,400,000.00	1,386,854.00	
	MGS 3.828 07/05/34	1,000,000.00	1,020,850.00	
	MGS 3.917 07/15/55	500,000.00	489,455.00	
	MGS 4.054 04/18/39	800,000.00	824,056.00	
	MGS 4.498 04/15/30	4,000,000.00	4,186,840.00	
	MGS 4.504 04/30/29	700,000.00	728,427.00	
	MGS 4.696 10/15/42	2,200,000.00	2,411,948.00	
	MGS 4.736 03/15/46	6,700,000.00	7,380,787.00	
マレーシア・リンギット小計		26,700,000.00	27,900,712.00 (1,096,288,726)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 0 01/25/28	3,900,000.00	3,657,147.00	
	POLGB 1.25 10/25/30	7,850,000.00	6,906,901.00	
	POLGB 2.75 04/25/28	4,000,000.00	3,946,320.00	
	POLGB 2.75 10/25/29	2,150,000.00	2,069,224.50	
	POLGB 4.5 01/25/31	600,000.00	607,674.00	
	POLGB 4.5 07/25/30	2,780,000.00	2,825,675.40	
	POLGB 4.75 07/25/29	2,500,000.00	2,570,775.00	
	POLGB 5 01/25/30	1,700,000.00	1,762,254.00	
	POLGB 5 10/25/34	2,700,000.00	2,738,826.00	
	POLGB 5 10/25/35	1,100,000.00	1,108,514.00	
	POLGB 5.75 04/25/29	1,600,000.00	1,692,288.00	
	POLGB 6 10/25/33	2,800,000.00	3,041,528.00	
	POLGB 7.5 07/25/28	2,750,000.00	3,001,102.50	
ポーランド・ズロチ小計		36,430,000.00	35,928,229.40 (1,546,487,521)	
ユーロ	BGB 0 10/22/27	390,000.00	377,153.40	
	BGB 0 10/22/31	720,000.00	622,072.80	
	BGB 0.1 06/22/30	700,000.00	633,997.00	
	BGB 0.35 06/22/32	800,000.00	691,408.00	
	BGB 0.4 06/22/40	440,000.00	281,622.00	
	BGB 0.65 06/22/71	400,000.00	122,372.00	
	BGB 0.8 06/22/27	800,000.00	787,848.00	
	BGB 0.8 06/22/28	700,000.00	679,322.00	
	BGB 0.9 06/22/29	900,000.00	861,003.00	
	BGB 1 06/22/31	700,000.00	645,848.00	
	BGB 1.25 04/22/33	900,000.00	811,035.00	

		BGB 1.45 06/22/37	540,000.00	443,723.40	
		BGB 1.6 06/22/47	650,000.00	429,689.00	
		BGB 1.7 06/22/50	1,000,000.00	636,950.00	
		BGB 1.9 06/22/38	550,000.00	464,871.00	
		BGB 2.15 06/22/66	500,000.00	300,050.00	
		BGB 2.25 06/22/57	500,000.00	329,985.00	
		BGB 2.6 10/22/30	380,000.00	382,025.40	
		BGB 2.7 10/22/29	450,000.00	455,742.00	
		BGB 2.75 04/22/39	610,000.00	561,681.90	
		BGB 2.85 10/22/34	840,000.00	828,324.00	
		BGB 3 06/22/33	900,000.00	908,874.00	
		BGB 3 06/22/34	200,000.00	200,384.00	
		BGB 3.1 06/22/35	600,000.00	598,722.00	
		BGB 3.3 06/22/54	200,000.00	171,814.00	
		BGB 3.45 06/22/42	200,000.00	192,652.00	
		BGB 3.45 06/22/43	500,000.00	478,250.00	
		BGB 3.5 06/22/55	60,000.00	53,169.00	
		BGB 3.75 06/22/45	600,000.00	590,274.00	
		BGB 4 03/28/32	300,000.00	322,533.00	
		BGB 4.25 03/28/41	680,000.00	726,437.20	
		BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,150,910.00	
		BGB 5.5 03/28/28	1,000,000.00	1,069,500.00	
		BKO 1.7 06/10/27	520,000.00	518,018.80	
		BKO 1.9 09/16/27	210,000.00	209,664.00	
		BKO 2.2 03/11/27	1,030,000.00	1,032,152.70	
		BTPS 0.45 02/15/29	750,000.00	710,527.50	
		BTPS 0.6 08/01/31	1,300,000.00	1,163,344.00	
		BTPS 0.9 04/01/31	2,000,000.00	1,834,760.00	
		BTPS 0.95 03/01/37	1,000,000.00	773,390.00	
		BTPS 0.95 06/01/32	1,800,000.00	1,608,102.00	
		BTPS 0.95 08/01/30	1,200,000.00	1,120,992.00	
		BTPS 0.95 09/15/27	800,000.00	786,416.00	
		BTPS 0.95 12/01/31	1,180,000.00	1,067,758.40	
		BTPS 1.1 04/01/27	1,500,000.00	1,484,745.00	
		BTPS 1.35 04/01/30	900,000.00	861,228.00	
		BTPS 1.45 03/01/36	400,000.00	336,572.00	
		BTPS 1.65 12/01/30	1,540,000.00	1,475,705.00	
		BTPS 1.7 09/01/51	1,000,000.00	617,220.00	
		BTPS 2 02/01/28	1,120,000.00	1,117,816.00	
		BTPS 2.05 08/01/27	600,000.00	600,078.00	
		BTPS 2.1 08/26/27	850,000.00	850,136.00	
		BTPS 2.2 06/01/27	900,000.00	902,295.00	

		BTPS 2.25 09/01/36	500,000.00	451,285.00	
		BTPS 2.35 01/15/29	1,000,000.00	1,001,510.00	
		BTPS 2.45 09/01/33	600,000.00	578,442.00	
		BTPS 2.45 09/01/50	1,300,000.00	967,577.00	
		BTPS 2.5 12/01/32	150,000.00	146,454.00	
		BTPS 2.55 02/25/27	1,200,000.00	1,205,868.00	
		BTPS 2.65 06/15/28	2,110,000.00	2,131,353.20	
		BTPS 2.65 12/01/27	400,000.00	403,836.00	
		BTPS 2.7 03/01/47	950,000.00	772,777.50	
		BTPS 2.7 10/01/30	800,000.00	804,256.00	
		BTPS 2.7 10/15/27	650,000.00	656,188.00	
		BTPS 2.8 03/01/67	700,000.00	510,496.00	
		BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	1,014,420.00	
		BTPS 2.8 12/01/28	1,300,000.00	1,320,540.00	
		BTPS 2.95 07/01/30	600,000.00	610,314.00	
		BTPS 2.95 09/01/38	1,000,000.00	939,930.00	
		BTPS 3 08/01/29	1,230,000.00	1,256,727.90	
		BTPS 3 10/01/29	1,450,000.00	1,479,435.00	
		BTPS 3.1 03/01/40	700,000.00	656,271.00	
		BTPS 3.15 03/15/33	600,000.00	607,182.00	
		BTPS 3.15 11/15/31	1,130,000.00	1,153,684.80	
		BTPS 3.25 03/01/38	800,000.00	779,144.00	
		BTPS 3.25 07/15/32	930,000.00	951,101.70	
		BTPS 3.25 09/01/46	1,100,000.00	984,313.00	
		BTPS 3.25 11/15/32	700,000.00	714,336.00	
		BTPS 3.35 03/01/35	1,120,000.00	1,135,232.00	
		BTPS 3.35 07/01/29	600,000.00	618,948.00	
		BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	914,080.00	
		BTPS 3.45 07/15/27	350,000.00	356,587.00	
		BTPS 3.45 07/15/31	790,000.00	819,711.90	
		BTPS 3.5 02/15/31	1,000,000.00	1,040,060.00	
		BTPS 3.5 03/01/30	1,000,000.00	1,040,740.00	
		BTPS 3.6 10/01/35	1,250,000.00	1,282,737.50	
		BTPS 3.65 08/01/35	970,000.00	1,000,603.50	
		BTPS 3.7 06/15/30	1,900,000.00	1,991,105.00	
		BTPS 3.8 08/01/28	1,250,000.00	1,297,100.00	
		BTPS 3.85 02/01/35	1,350,000.00	1,417,797.00	
		BTPS 3.85 07/01/34	1,120,000.00	1,178,956.80	
		BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.00	1,063,964.00	
		BTPS 3.85 10/01/40	500,000.00	506,480.00	
		BTPS 3.85 12/15/29	1,000,000.00	1,051,310.00	
		BTPS 4 02/01/37	2,000,000.00	2,112,840.00	

		BTPS 4 04/30/35	670,000.00	712,685.70	
		BTPS 4 10/30/31	600,000.00	640,734.00	
		BTPS 4.05 10/30/37	700,000.00	738,388.00	
		BTPS 4.1 02/01/29	1,500,000.00	1,576,815.00	
		BTPS 4.1 04/30/46	500,000.00	507,925.00	
		BTPS 4.15 10/01/39	300,000.00	315,834.00	
		BTPS 4.3 10/01/54	700,000.00	709,597.00	
		BTPS 4.4 05/01/33	1,190,000.00	1,300,634.30	
		BTPS 4.45 09/01/43	220,000.00	235,501.20	
		BTPS 4.5 10/01/53	200,000.00	209,596.00	
		BTPS 4.65 10/01/55	300,000.00	320,193.00	
		BTPS 4.75 09/01/28	950,000.00	1,008,843.00	
		BTPS 4.75 09/01/44	1,200,000.00	1,333,416.00	
		BTPS 5 08/01/34	1,570,000.00	1,788,544.00	
		BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	2,064,744.00	
		BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,949,152.00	
		BTPS 5.75 02/01/33	1,700,000.00	2,000,594.00	
		BTPS 6 05/01/31	1,200,000.00	1,395,252.00	
		BTPS 6.5 11/01/27	1,700,000.00	1,824,066.00	
		DBR 0 02/15/30	1,500,000.00	1,375,635.00	
		DBR 0 02/15/31	1,000,000.00	893,680.00	
		DBR 0 02/15/32	1,800,000.00	1,562,832.00	
		DBR 0 05/15/35	1,600,000.00	1,250,320.00	
		DBR 0 05/15/36	800,000.00	603,176.00	
		DBR 0 08/15/29	1,350,000.00	1,254,217.50	
		DBR 0 08/15/30	1,800,000.00	1,630,512.00	
		DBR 0 08/15/31	1,300,000.00	1,145,703.00	
		DBR 0 08/15/31	400,000.00	352,612.00	
		DBR 0 08/15/50	1,520,000.00	669,696.80	
		DBR 0 08/15/50	1,140,000.00	505,259.40	
		DBR 0 08/15/52	1,250,000.00	514,250.00	
		DBR 0 11/15/27	600,000.00	580,080.00	
		DBR 0 11/15/28	1,100,000.00	1,040,776.00	
		DBR 0.25 02/15/27	100,000.00	98,330.00	
		DBR 0.25 02/15/29	1,200,000.00	1,137,000.00	
		DBR 0.25 08/15/28	1,500,000.00	1,435,995.00	
		DBR 0.5 02/15/28	1,000,000.00	971,250.00	
		DBR 0.5 08/15/27	2,100,000.00	2,054,913.00	
		DBR 1 05/15/38	1,600,000.00	1,281,920.00	
		DBR 1.25 08/15/48	1,650,000.00	1,107,249.00	
		DBR 1.7 08/15/32	1,340,000.00	1,282,085.20	
		DBR 1.8 08/15/53	1,200,000.00	861,180.00	

		DBR 1.8 08/15/53	1,000,000.00	719,360.00	
		DBR 2.1 11/15/29	1,400,000.00	1,395,800.00	
		DBR 2.2 02/15/34	2,200,000.00	2,139,324.00	
		DBR 2.3 02/15/33	1,600,000.00	1,580,448.00	
		DBR 2.3 02/15/33	410,000.00	405,125.10	
		DBR 2.4 11/15/30	1,100,000.00	1,105,390.00	
		DBR 2.5 02/15/35	2,010,000.00	1,984,754.40	
		DBR 2.5 02/15/35	300,000.00	296,478.00	
		DBR 2.5 07/04/44	1,190,000.00	1,070,024.20	
		DBR 2.5 08/15/46	1,700,000.00	1,502,154.00	
		DBR 2.5 08/15/54	1,000,000.00	838,160.00	
		DBR 2.5 11/15/32	350,000.00	350,427.00	
		DBR 2.6 05/15/41	1,850,000.00	1,733,986.50	
		DBR 2.6 08/15/33	900,000.00	903,591.00	
		DBR 2.6 08/15/34	1,680,000.00	1,676,976.00	
		DBR 2.6 08/15/35	800,000.00	793,560.00	
		DBR 2.9 08/15/56	800,000.00	724,328.00	
		DBR 3.25 07/04/42	800,000.00	809,248.00	
		DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,442,857.00	
		DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	796,530.00	
		DBR 4.75 07/04/28	600,000.00	637,482.00	
		DBR 4.75 07/04/34	600,000.00	696,888.00	
		DBR 4.75 07/04/40	1,450,000.00	1,735,026.50	
		DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,031,526.00	
		DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,065,890.00	
		DBR 6.25 01/04/30	500,000.00	574,775.00	
		DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,060,550.00	
		FRANCE O.A.T. 0.75 05/25/53	250,000.00	110,402.50	
		FRTR 0 02/25/27	640,000.00	626,809.60	
		FRTR 0 05/25/32	2,670,000.00	2,242,586.40	
		FRTR 0 11/25/29	2,620,000.00	2,394,680.00	
		FRTR 0 11/25/30	3,000,000.00	2,657,790.00	
		FRTR 0 11/25/31	3,250,000.00	2,781,447.50	
		FRTR 0.5 05/25/29	2,400,000.00	2,262,456.00	
		FRTR 0.5 05/25/40	1,300,000.00	837,733.00	
		FRTR 0.5 05/25/72	500,000.00	131,555.00	
		FRTR 0.5 06/25/44	750,000.00	416,332.50	
		FRTR 0.75 02/25/28	3,700,000.00	3,598,805.00	
		FRTR 0.75 05/25/28	2,500,000.00	2,421,450.00	
		FRTR 0.75 05/25/52	1,940,000.00	883,010.40	
		FRTR 0.75 11/25/28	3,400,000.00	3,263,320.00	
		FRTR 1 05/25/27	2,000,000.00	1,973,480.00	

		FRTR 1.25 05/25/34	3,000,000.00	2,593,590.00	
		FRTR 1.25 05/25/36	1,850,000.00	1,511,024.50	
		FRTR 1.25 05/25/38	1,780,000.00	1,370,511.00	
		FRTR 1.5 05/25/31	2,650,000.00	2,501,626.50	
		FRTR 1.5 05/25/50	1,770,000.00	1,057,167.90	
		FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	412,504.00	
		FRTR 1.75 06/25/39	2,000,000.00	1,602,920.00	
		FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,392,620.00	
		FRTR 2 11/25/32	3,150,000.00	2,978,010.00	
		FRTR 2.4 09/24/28	2,600,000.00	2,609,932.00	
		FRTR 2.5 05/25/30	3,020,000.00	3,021,117.40	
		FRTR 2.5 05/25/43	1,100,000.00	908,149.00	
		FRTR 2.5 09/24/27	1,400,000.00	1,408,470.00	
		FRTR 2.7 02/25/31	1,960,000.00	1,966,644.40	
		FRTR 2.75 02/25/29	2,850,000.00	2,886,565.50	
		FRTR 2.75 02/25/30	2,440,000.00	2,465,888.40	
		FRTR 2.75 10/25/27	2,650,000.00	2,677,507.00	
		FRTR 3 05/25/33	1,600,000.00	1,602,432.00	
		FRTR 3 05/25/54	1,300,000.00	1,033,968.00	
		FRTR 3 06/25/49	570,000.00	476,103.90	
		FRTR 3 11/25/34	2,280,000.00	2,248,171.20	
		FRTR 3.2 05/25/35	2,730,000.00	2,718,970.80	
		FRTR 3.25 05/25/45	900,000.00	814,185.00	
		FRTR 3.25 05/25/55	900,000.00	747,873.00	
		FRTR 3.5 11/25/33	2,700,000.00	2,782,728.00	
		FRTR 3.5 11/25/35	900,000.00	913,635.00	
		FRTR 3.6 05/25/42	1,100,000.00	1,066,956.00	
		FRTR 3.75 05/25/56	900,000.00	817,767.00	
		FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,314,008.10	
		FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,320,046.00	
		FRTR 4 10/25/38	1,550,000.00	1,615,410.00	
		FRTR 4.5 04/25/41	1,900,000.00	2,063,001.00	
		FRTR 4.75 04/25/35	1,220,000.00	1,366,156.00	
		FRTR 5.5 04/25/29	1,650,000.00	1,808,779.50	
		FRTR 5.75 10/25/32	400,000.00	469,572.00	
		IRISH 0 10/18/31	360,000.00	313,365.60	
		IRISH 0.2 05/15/27	100,000.00	97,844.00	
		IRISH 0.4 05/15/35	260,000.00	207,539.80	
		IRISH 0.9 05/15/28	840,000.00	819,126.00	
		IRISH 1.1 05/15/29	500,000.00	483,120.00	
		IRISH 1.3 05/15/33	250,000.00	228,147.50	
		IRISH 1.35 03/18/31	400,000.00	380,996.00	

		IRISH 1.5 05/15/50	500,000.00	335,160.00	
		IRISH 1.7 05/15/37	300,000.00	261,504.00	
		IRISH 2 02/18/45	900,000.00	723,663.00	
		IRISH 2.4 05/15/30	600,000.00	601,872.00	
		IRISH 2.6 10/18/34	510,000.00	500,942.40	
		IRISH 3 10/18/43	130,000.00	123,700.20	
		IRISH 3.15 10/18/55	100,000.00	90,837.00	
		NETHER 0 01/15/29	450,000.00	423,157.50	
		NETHER 0 01/15/38	700,000.00	489,104.00	
		NETHER 0 07/15/30	1,500,000.00	1,356,510.00	
		NETHER 0.25 07/15/29	650,000.00	608,926.50	
		NETHER 0.5 01/15/40	970,000.00	684,286.50	
		NETHER 0.5 07/15/32	1,330,000.00	1,171,796.50	
		NETHER 0.75 07/15/28	1,600,000.00	1,551,024.00	
		NETHER 2 01/15/54	500,000.00	371,565.00	
		NETHER 2.5 01/15/30	150,000.00	151,327.50	
		NETHER 2.5 01/15/31	290,000.00	291,595.00	
		NETHER 2.5 01/15/33	600,000.00	597,624.00	
		NETHER 2.5 07/15/33	550,000.00	545,198.50	
		NETHER 2.5 07/15/34	590,000.00	580,335.80	
		NETHER 2.5 07/15/35	640,000.00	624,089.60	
		NETHER 2.75 01/15/47	2,070,000.00	1,887,032.70	
		NETHER 3.25 01/15/44	290,000.00	289,362.00	
		NETHER 3.5 01/15/56	180,000.00	181,378.80	
		NETHER 3.75 01/15/42	1,210,000.00	1,291,348.30	
		NETHER 4 01/15/37	300,000.00	330,030.00	
		NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	745,164.00	
		OBL 0 04/16/27	1,050,000.00	1,026,564.00	
		OBL 1.3 10/15/27	2,800,000.00	2,769,564.00	
		OBL 1.3 10/15/27	1,200,000.00	1,187,160.00	
		OBL 2.1 04/12/29	1,000,000.00	999,320.00	
		OBL 2.1 04/12/29	600,000.00	599,640.00	
		OBL 2.2 04/13/28	1,200,000.00	1,204,344.00	
		OBL 2.2 10/10/30	1,080,000.00	1,076,263.20	
		OBL 2.4 04/18/30	1,720,000.00	1,731,266.00	
		OBL 2.4 10/19/28	700,000.00	705,894.00	
		OBL 2.5 10/11/29	1,050,000.00	1,061,770.50	
		PGB 0.3 10/17/31	320,000.00	283,180.80	
		PGB 0.475 10/18/30	240,000.00	220,272.00	
		PGB 0.7 10/15/27	350,000.00	342,898.50	
		PGB 0.9 10/12/35	300,000.00	247,683.00	
		PGB 1 04/12/52	300,000.00	162,741.00	

		PGB 1.15 04/11/42	350,000.00	248,164.00	
		PGB 1.65 07/16/32	360,000.00	339,678.00	
		PGB 1.95 06/15/29	700,000.00	695,324.00	
		PGB 2.125 10/17/28	750,000.00	750,945.00	
		PGB 2.25 04/18/34	400,000.00	383,028.00	
		PGB 2.875 10/20/34	410,000.00	409,360.40	
		PGB 3 06/15/35	380,000.00	380,706.80	
		PGB 3.25 06/13/36	150,000.00	151,962.00	
		PGB 3.375 06/15/40	340,000.00	337,705.00	
		PGB 3.5 06/18/38	310,000.00	316,767.30	
		PGB 3.625 06/12/54	100,000.00	95,844.00	
		PGB 3.875 02/15/30	400,000.00	424,332.00	
		PGB 4.1 02/15/45	300,000.00	318,798.00	
		PGB 4.1 04/15/37	500,000.00	543,690.00	
		PGB 4.125 04/14/27	300,000.00	307,353.00	
		RAGB 0 02/20/30	800,000.00	728,936.00	
		RAGB 0 02/20/31	990,000.00	875,546.10	
		RAGB 0 10/20/28	260,000.00	245,663.60	
		RAGB 0 10/20/40	300,000.00	184,116.00	
		RAGB 0.25 10/20/36	420,000.00	312,786.60	
		RAGB 0.5 02/20/29	1,220,000.00	1,159,866.20	
		RAGB 0.5 04/20/27	520,000.00	511,087.20	
		RAGB 0.75 02/20/28	600,000.00	584,778.00	
		RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	473,760.00	
		RAGB 0.85 06/30/20	250,000.00	77,572.50	
		RAGB 0.9 02/20/32	600,000.00	543,606.00	
		RAGB 1.5 02/20/47	500,000.00	347,295.00	
		RAGB 1.5 11/02/86	200,000.00	96,392.00	
		RAGB 1.85 05/23/49	200,000.00	145,008.00	
		RAGB 2.4 05/23/34	647,000.00	626,729.49	
		RAGB 2.5 10/20/29	290,000.00	291,864.70	
		RAGB 2.8 09/20/32	320,000.00	322,566.40	
		RAGB 2.9 02/20/33	601,000.00	608,085.79	
		RAGB 2.9 02/20/34	626,000.00	629,743.48	
		RAGB 2.9 05/23/29	150,000.00	153,168.00	
		RAGB 2.95 02/20/35	666,000.00	667,292.04	
		RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	476,680.00	
		RAGB 3.15 10/20/53	350,000.00	317,023.00	
		RAGB 3.2 07/15/39	580,000.00	575,418.00	
		RAGB 3.45 10/20/30	200,000.00	208,980.00	
		RAGB 3.8 01/26/62	600,000.00	609,576.00	
		RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	329,790.00	

		RAGB 6.25 07/15/27	620,000.00	655,991.00	
		RFGB 0 09/15/30	400,000.00	358,380.00	
		RFGB 0.25 09/15/40	700,000.00	448,252.00	
		RFGB 0.5 09/15/27	700,000.00	683,466.00	
		RFGB 0.5 09/15/28	300,000.00	287,649.00	
		RFGB 0.5 09/15/29	300,000.00	281,709.00	
		RFGB 0.75 04/15/31	670,000.00	613,632.90	
		RFGB 1.375 04/15/47	640,000.00	427,532.80	
		RFGB 2.5 04/15/30	260,000.00	261,502.80	
		RFGB 2.625 07/04/42	700,000.00	627,529.00	
		RFGB 2.75 04/15/38	200,000.00	190,472.00	
		RFGB 2.75 07/04/28	200,000.00	203,264.00	
		RFGB 2.875 04/15/29	250,000.00	254,787.50	
		RFGB 2.95 04/15/55	140,000.00	119,784.00	
		RFGB 3 09/15/33	550,000.00	558,068.50	
		RFGB 3 09/15/34	580,000.00	584,239.80	
		RFGB 3 09/15/35	280,000.00	280,042.00	
		SPGB 0 01/31/28	1,500,000.00	1,441,095.00	
		SPGB 0.1 04/30/31	1,300,000.00	1,147,666.00	
		SPGB 0.5 04/30/30	1,600,000.00	1,480,544.00	
		SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,245,986.00	
		SPGB 0.6 10/31/29	150,000.00	140,926.50	
		SPGB 0.7 04/30/32	1,810,000.00	1,608,203.10	
		SPGB 0.8 07/30/27	1,100,000.00	1,080,651.00	
		SPGB 0.8 07/30/29	1,080,000.00	1,026,388.80	
		SPGB 0.85 07/30/37	500,000.00	383,505.00	
		SPGB 1 07/30/42	500,000.00	338,140.00	
		SPGB 1 10/31/50	800,000.00	435,736.00	
		SPGB 1.2 10/31/40	1,050,000.00	769,839.00	
		SPGB 1.25 10/31/30	1,600,000.00	1,514,320.00	
		SPGB 1.4 04/30/28	1,500,000.00	1,477,590.00	
		SPGB 1.4 07/30/28	1,200,000.00	1,178,796.00	
		SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	2,049,117.00	
		SPGB 1.45 10/31/27	810,000.00	801,851.40	
		SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	188,876.00	
		SPGB 1.5 04/30/27	450,000.00	447,210.00	
		SPGB 1.85 07/30/35	720,000.00	648,568.80	
		SPGB 1.95 07/30/30	700,000.00	686,329.00	
		SPGB 2.35 03/31/29	300,000.00	300,585.00	
		SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	677,257.00	
		SPGB 2.4 05/31/28	1,150,000.00	1,156,210.00	
		SPGB 2.5 05/31/27	1,400,000.00	1,407,602.00	

		SPGB 2.55 10/31/32	350,000.00	345,877.00	
		SPGB 2.7 01/31/30	1,230,000.00	1,244,354.10	
		SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	622,005.00	
		SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,484,576.00	
		SPGB 3.1 07/30/31	1,650,000.00	1,692,157.50	
		SPGB 3.15 04/30/33	1,550,000.00	1,583,092.50	
		SPGB 3.15 04/30/35	550,000.00	553,745.50	
		SPGB 3.2 10/31/35	780,000.00	785,374.20	
		SPGB 3.25 04/30/34	2,100,000.00	2,144,205.00	
		SPGB 3.3 04/30/36	700,000.00	708,001.00	
		SPGB 3.45 07/30/43	700,000.00	677,600.00	
		SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,143,844.00	
		SPGB 3.45 10/31/34	1,600,000.00	1,653,296.00	
		SPGB 3.5 01/31/41	350,000.00	346,395.00	
		SPGB 3.5 05/31/29	1,500,000.00	1,557,195.00	
		SPGB 3.55 10/31/33	1,200,000.00	1,254,180.00	
		SPGB 3.9 07/30/39	700,000.00	732,053.00	
		SPGB 4 10/31/54	580,000.00	580,498.80	
		SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,141,560.00	
		SPGB 4.7 07/30/41	900,000.00	1,018,566.00	
		SPGB 4.9 07/30/40	960,000.00	1,108,204.80	
		SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,615,170.00	
		SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,668,912.00	
		SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,179,500.00	
		SPGB 6 01/31/29	730,000.00	808,467.70	
	ユーロ小計		365,920,000.00	345,146,917.40 (62,654,519,916)	
国債証券合計				211,710,307,033 (211,710,307,033)	
合　計				211,710,307,033 (211,710,307,033)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通　貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	276 銘柄	44.6%	45.3%
カナダ・ドル	国債証券	41 銘柄	2.1%	2.1%
オーストラリア・ドル	国債証券	24 銘柄	1.3%	1.3%
シンガポール・ドル	国債証券	15 銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	11 銘柄	0.3%	0.3%
イギリス・ポンド	国債証券	61 銘柄	5.8%	5.8%
イスラエル・シュケル	国債証券	11 銘柄	0.4%	0.4%
デンマーク・クローネ	国債証券	7 銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券	10 銘柄	0.2%	0.2%

スウェーデン・クローナ	国債証券	6銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	15銘柄	0.9%	1.0%
オフショア・人民元	国債証券	51銘柄	11.8%	12.0%
マレーシア・リンギット	国債証券	10銘柄	0.5%	0.5%
ポーランド・ズロチ	国債証券	13銘柄	0.7%	0.7%
ユーロ	国債証券	372銘柄	29.2%	29.6%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）

2026年2月27日現在

Ⅰ　資産総額	28,062,857,663円
Ⅱ　負債総額	37,810,901円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	28,025,046,762円
Ⅳ　発行済口数	13,947,599,409口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	2.0093円 （20,093円）

三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）

2026年2月27日現在

Ⅰ　資産総額	78,001,899,423円
Ⅱ　負債総額	84,801,535円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	77,917,097,888円
Ⅳ　発行済口数	28,317,899,877口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	2.7515円 （27,515円）

三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）

2026年2月27日現在

Ⅰ　資産総額	52,640,654,735円
Ⅱ　負債総額	78,806,441円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	52,561,848,294円
Ⅳ　発行済口数	14,465,147,450口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	3.6337円 （36,337円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換

該当事項はありません。

ロ　受益者名簿

作成しません。

ハ　受益者に対する特典

ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ　償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

	2026年2月27日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

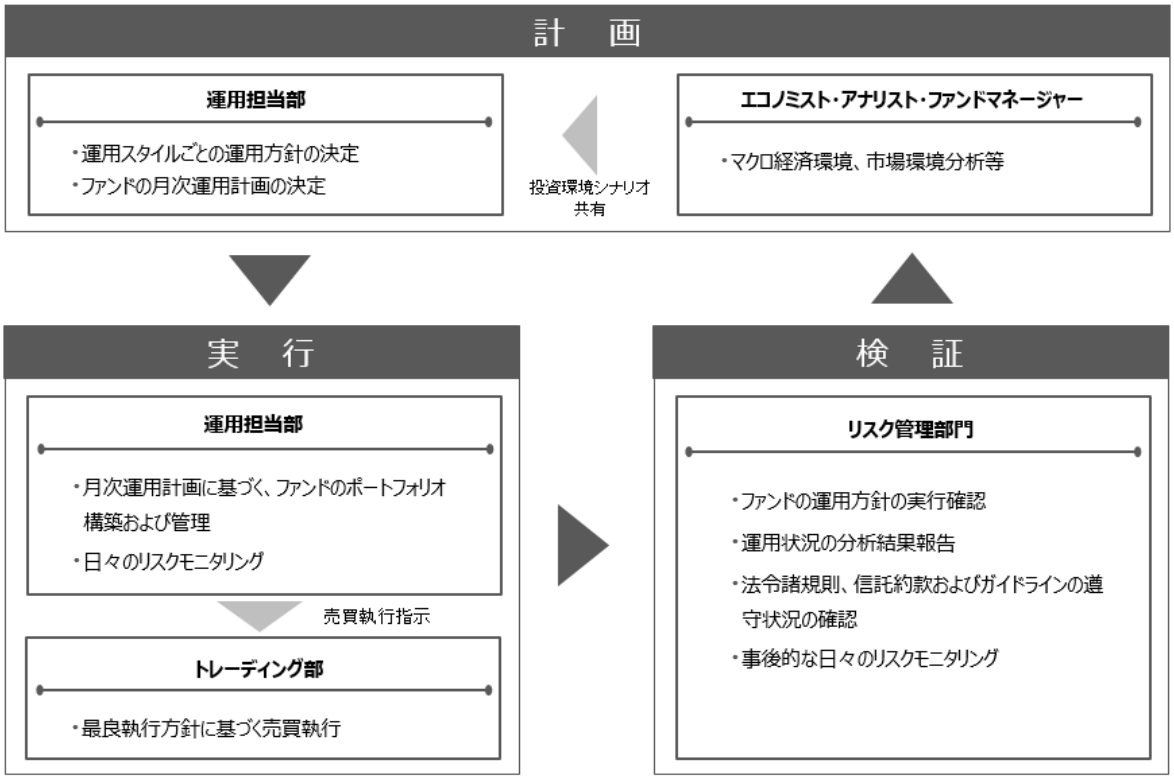

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026 年 2 月 27 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	652	17,060,990
単位型株式投資信託	67	612,380
追加型公社債投資信託	1	23,375
単位型公社債投資信託	105	145,597
合　計	825	17,842,344

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2　当社は、第 40 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 41 期中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　栄　裕
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深　井　康　治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深　井　康　治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹　内　知　明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年４月１日から2025年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年４月１日から2025年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告

書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		66,540,261	52,028,017
金銭の信託		23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託		300,051	500,353
前払費用		583,635	644,114
未収入金		193,837	250,860
未収委託者報酬		14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬		3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬		406,420	292,775
未収収益		84,166	79,998
未収還付法人税等		－	125,792
その他の流動資産		43,391	134,288
流動資産合計		109,410,202	106,105,936
固定資産			
有形固定資産	※1		
建物		1,265,924	1,157,214
器具備品		516,485	471,243
土地		710	710
リース資産		1,782	－
有形固定資産合計		1,784,901	1,629,168
無形固定資産			
ソフトウェア		2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定		101,101	511,487
のれん		2,740,868	2,436,327
顧客関連資産		9,332,065	7,218,790
電話加入権		12,706	12,706
商標権		30	24
無形固定資産合計		14,793,389	12,254,141
投資その他の資産			
投資有価証券		9,976,957	9,257,612
関係会社株式		1,927,221	1,740,365
長期差入保証金		1,361,654	1,360,241
長期前払費用		44,009	75,691
会員権		90,479	90,479
繰延税金資産		716,093	942,908
貸倒引当金		△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計		14,095,666	13,446,548
固定資産合計		30,673,957	27,329,857
資産合計		140,084,160	133,435,793

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	－
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
営業外収益			
受取配当金		11,021,392	388,907
受取利息		2,840	46,258
金銭の信託運用益		199,056	－
時効成立分配金・償還金		461	506
原稿・講演料		2,143	2,440
投資有価証券償還益		5,384	115
投資有価証券売却益		12,261	826
投資事業組合運用益		－	36,683
為替差益		－	75,948
不動産賃貸料		108,505	117,054
雑収入		20,632	41,618
営業外収益合計		11,372,678	710,359
営業外費用			
金銭の信託運用損		－	88,979
投資有価証券償還損		10,829	137,207
投資有価証券売却損		48,575	93
投資事業組合運用損		－	56,719
為替差損		4,701	－
雑損失		－	4,818
営業外費用合計		64,106	287,820
経常利益		17,680,450	10,814,585
特別利益			
子会社株式売却益	※1	14,096,622	672,682
特別利益合計		14,096,622	672,682
特別損失			
固定資産除却損	※2	12,385	76,933
固定資産売却損		－	204
投資有価証券評価損		－	3,191
特別損失合計		12,385	80,328
税引前当期純利益		31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税		7,802,794	3,062,795
法人税等調整額		△ 1,314,394	△ 162,825
法人税等合計		6,488,400	2,899,969
当期純利益		25,276,287	8,506,969

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

当事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)
1．重要な資産の評価基準及び評価方法
(1)有価証券
①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

②その他有価証券
市場価格のない株式等以外
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）
組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託
運用目的の金銭の信託：時価法

2．固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準
(1)貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金
従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
(1)委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬
運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬
投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)
前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。
この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた 129,137 千円は、「不動産賃貸料」108,505 千円、「雑収入」20,632 千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)
１．リースに関する会計基準等
・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日　企業会計基準委員会)
・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)

(1)概要
国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日
2028 年 3 月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響
「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

２．金融商品会計に関する実務指針
・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第 9 号　2025 年 3 月 11 日　企業会計基準委員会)

(1)概要
企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日
2027 年 3 月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響
「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	－千円

2　当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1　子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2　固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	－千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日　至 2024年3月31日)

1．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)

１．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	－	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（(注1) 参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	－
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	9,292,678	9,292,678	－
資産計	32,728,510	32,728,510	－

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	－
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	7,659,105	7,659,105	－
資産計	39,411,157	39,411,157	－

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	－	23,435,831	－	23,435,831
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	－	9,292,678	－	9,292,678
資産計	－	32,728,510	－	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	－	31,752,052	－	31,752,052
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	－	7,659,105	－	7,659,105
資産計	－	39,411,157	－	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 1,740,365 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日　至 2024年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日　至 2025年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	－
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	－	－
未認識過去勤務費用	－	－
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	－
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	－	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	－	△0.9
外国税額控除	－	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3．法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023 年4 月1 日　至 2024 年3 月31 日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	－%	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,642,605	未払手数料	1,630,250
親会社の子会社	SMBC 日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	－%	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,960,278	未払手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2．親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却（売却価格）	24,000,000	－	－
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% ―	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の子会社	SMBC 日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業(銀行持株会社)	% ―	―	子会社株式の売却（売却価格）	773,585	―	―
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第41期中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		53,937,844
金銭の信託		34,116,358
顧客分別金信託		500,882
前払費用		727,504
未収委託者報酬		16,723,420
未収運用受託報酬		4,851,189
未収投資助言報酬		163,473
未収収益		73,695
その他		330,074
流動資産合計		111,424,443
固定資産		
有形固定資産	※1	1,669,213
無形固定資産		
のれん		2,284,057
顧客関連資産		6,941,144
その他		2,453,625
無形固定資産合計		11,678,826
投資その他の資産		
投資有価証券		6,250,413
関係会社株式		1,740,365
繰延税金資産		1,238,016
その他		1,368,456
貸倒引当金		△20,750
投資その他の資産合計		10,576,501
固定資産合計		23,924,542
資産合計		135,348,985
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,874
顧客からの預り金		52,465
その他の預り金		110,106
未払金		7,687,091
未払費用		7,545,343
未払法人税等		2,519,710
賞与引当金		3,062,252
その他	※2	717,715
流動負債合計		21,696,560
固定負債		
リース債務		6,716
退職給付引当金		4,743,402

固定負債合計	4,750,119
負債合計	26,446,680
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	24,539,297
利益剰余金合計	24,823,542
株主資本合計	108,919,488
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△17,183
評価・換算差額等合計	△17,183
純資産合計	108,902,305
負債純資産合計	135,348,985

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		第41期中間会計期間 （自　2025年4月1日 至　2025年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		40,180,566
運用受託報酬		6,366,522
投資助言報酬		409,564
その他の営業収益		205,942
営業収益計		47,162,596
営業費用		30,813,556
一般管理費	※1	10,188,039
営業利益		6,161,000
営業外収益	※2	429,836
営業外費用	※3	109,517
経常利益		6,481,320
税引前中間純利益		6,481,320
法人税、住民税及び事業税		2,340,705
法人税等調整額		△328,236
法人税等合計		2,012,468
中間純利益		4,468,851

(3) 中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間（自　2025年4月1日　至　2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当中間期変動額						
剰余金の配当						△ 4,674,068
中間純利益						4,468,851
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△ 205,216
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,539,297

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059
当中間期変動額					
剰余金の配当	△ 4,674,068	△ 4,674,068			△ 4,674,068
中間純利益	4,468,851	4,468,851			4,468,851
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			71,463	71,463	71,463
当中間期変動額合計	△ 205,216	△ 205,216	71,463	71,463	△ 133,753
当中間期末残高	24,823,542	108,919,488	△ 17,183	△ 17,183	108,902,305

注記事項

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

⑴有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

⑵金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	3～15年

⑵無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

⑶リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

⑶退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

⑴委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

⑵運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

⑶投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

１．リースに関する会計基準等

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会)
・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

⑴概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

⑵適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

⑶当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

２．金融商品会計に関する実務指針

・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号　2025年3月11日　企業会計基準委員会)

⑴概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

⑵適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

⑶当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(中間貸借対照表関係)

第41期中間会計期間 (2025年9月30日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,181,838千円
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　－ 差引額　10,000,000千円

(中間損益計算書関係)

第41期中間会計期間 (自　2025年4月1日　至　2025年9月30日)	
※1. 一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	110,762千円
無形固定資産	761,620千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	102,246千円
金銭の信託運用益	127,829千円
為替差益	119,164千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	81,540千円
投資有価証券売却損	3,500千円
投資事業組合運用損	24,256千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第41期中間会計期間(自　2025年4月1日　至　2025年9月30日)

1．発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

第41期中間会計期間 (自　2025年4月1日　至　2025年9月30日)	
1．オペレーティング・リース取引	
(借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	1,129,267千円
1年超	3,952,434千円
合　計	5,081,701千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

第41期中間会計期間（2025年9月30日）

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	34,116,358	34,116,358	－
(2)投資有価証券			
その他有価証券	4,368,086	4,368,086	－
資産計	38,484,445	38,484,445	－

（注1）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1)非上場株式	40,356
(2)組合出資金等	1,841,970
合計	1,882,326
子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式	1,740,365
合計	1,740,365

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	－	34,116,358	－	34,116,358
(2)投資有価証券				
その他有価証券	－	4,368,086	－	4,368,086
資産計	－	38,484,445	－	38,484,445

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券　その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

第41期中間会計期間（2025年9月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,392,599	3,320,785	71,813
小計	3,392,599	3,320,785	71,813
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	975,487	1,082,919	△107,431
小計	975,487	1,082,919	△107,431
合計	4,368,086	4,403,705	△35,618

（注）組合出資金等（中間貸借対照表計上額　1,882,326千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第41期中間会計期間（自　2025年4月1日　至　2025年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第41期中間会計期間（自　2025年4月1日　至　2025年9月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	40,180,566	6,366,522	409,564	205,942	47,162,596

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第41期中間会計期間 （自　2025年4月1日　至　2025年9月30日）
1株当たり純資産額　3,215円29銭 1株当たり中間純利益　131円94銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友・ＤＣ年金バランス30（債券重点型）
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第20条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1.基本方針

この投資信託は、主として内外の株式および公社債に投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）」、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う「国内債券パッシブ・マザーファンド」、ＭＳＣＩコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う「外国株式インデックス・マザーファンド」、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。このほか、内外の株式・公社債へ直接投資を行うことがあります。

(2)投資態度

① 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券を主要投資対象とする4つのマザーファンドに分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

② マザーファンド受益証券への投資を通じて行う各資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。ただし、それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲（±3%）を設けて調整を行います。

国内株式20%、国内債券55%、外国株式10%、外国債券10%、短期金融資産5%

③ 運用にあたっては、以下の比率により独自に作成した合成指数をベンチマークとし、ベンチマークに連動する投資成果を目指します。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）20%、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）55%、ＭＳＣＩコクサイインデックス（配当込み、円ベース）10%、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）10%、有担保コール翌日物5%

④ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ 有価証券先物取引等は、約款第24条の範囲内で行います。

⑧ スワップ取引は、約款第25条の範囲内で行います。

⑨　金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第26条の範囲内で行います。
⑩　デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
⑪　外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年2月18日、ただし決算応当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①　分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
②　収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わない場合があります。
③　留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
三井住友・ＤＣ年金バランス30（債券重点型）
〔信託約款〕

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条　受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項または第56条第2項による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条　委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をい

います。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第32条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　指定販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

③　前2項の取得申込者は、委託者、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④　第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結日である場合の受益権を表示する受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の規定にかかわらず、第48条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益証券の再交付の費用）

第16条　〔削除〕

（投資の対象とする資産の種類）

第17条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
   - イ. 有価証券
   - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）
   - ハ. 金銭債権
   - ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
   - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第18条　委託者は、信託金を、主として、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）受益証券」、「国内債券パッシブ・マザーファンド受益証券」、「外国株式インデックス・マザーファンド受益証券」、「外国債券パッシブ・マザーファンド

受益証券」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第18条の2　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第19条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第33条において同じ。）、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第17条ならびに第18条第1項および第2項に定める資産への投資等を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

② 前項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

③ 前2項の取扱いは、第23条から第29条まで、第32条および第37条から第39条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

④ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（運用の基本方針）

第20条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第21条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第22条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の指図）

第24条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の指図）

第25条　委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の指図）

第26条　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第29条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、

当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れの指図）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

（外貨建資産への投資制限）

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図はしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、委託者は速やかにこれを調整します。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第32条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第34条　〔削除〕

（混蔵寄託）

第35条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第36条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第37条　委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第38条　委託者は、前条の規定による一部解約金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第39条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　前項の資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％以内

③　前項の借入期間は、有価証券等の売却代金または償還金の入金日までに限るものとします。

④　借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第40条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第41条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第42条　この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成17年9月30日から平成18年2月20日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第43条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第44条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第45条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の22の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の処理方法）

第46条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるとき

は、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第47条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第48条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。また、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金は、この信託の受益権の取得申込金として、委託者が受益者に受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託の都度当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の都度、当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとします。

（受益証券の保管および返還請求の取扱い）

第49条　〔削除〕

（収益分配金および償還金の時効）

第50条　受益者が、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第48条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第51条　受益者は、自己に帰属する受益権につき委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤　委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第51条の2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第52条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥　第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第53条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第57条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第54条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第55条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第56条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第57条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第58条　第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨の請求をすることができます。

（運用状況に係る情報の提供）

第58条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第16条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。
平成17年9月30日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役　　井上　恵介

受託者　　大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長　　森田　豊

追加型証券投資信託
三井住友・ＤＣ年金バランス50（標準型）
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第20条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として内外の株式および公社債に投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）」、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う「国内債券パッシブ・マザーファンド」、ＭＳＣＩコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う「外国株式インデックス・マザーファンド」、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。このほか、内外の株式・公社債へ直接投資を行うことがあります。

(2)投資態度

① 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券を主要投資対象とする4つのマザーファンドに分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

② マザーファンド受益証券への投資を通じて行う各資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。ただし、それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲（±3%）を設けて調整を行います。

国内株式35%、国内債券35%、外国株式15%、外国債券10%、短期金融資産5%

③ 運用にあたっては、以下の比率により独自に作成した合成指数をベンチマークとし、ベンチマークに連動する投資成果を目指します。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）35%、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）35%、ＭＳＣＩコクサイインデックス（配当込み、円ベース）15%、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）10%、有担保コール翌日物5%

④ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本とします。

⑤ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の75%以下とします。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以上とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、

原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ 有価証券先物取引等は、約款第24条の範囲内で行います。

⑧ スワップ取引は、約款第25条の範囲内で行います。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第26条の範囲内で行います。

⑩ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑪ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年2月18日、ただし決算応当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わない場合があります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
三井住友・ＤＣ年金バランス50（標準型）
〔信託約款〕

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条　受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項または第56条第2項による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条　委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をい

います。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第32条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　指定販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

③　前2項の取得申込者は、委託者、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④　第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結日である場合の受益権を表示する受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の規定にかかわらず、第48条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益証券の再交付の費用）

第16条　〔削除〕

（投資の対象とする資産の種類）

第17条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
   - イ. 有価証券
   - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）
   - ハ. 金銭債権
   - ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
   - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第18条　委託者は、信託金を、主として、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）受益証券」、「国内債券パッシブ・マザーファンド受益証券」、「外国株式インデックス・マザーファンド受益証券」、「外国債券パッシブ・マザーファンド

受益証券」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第18条の2　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第19条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第33条において同じ。）、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第17条ならびに第18条第1項および第2項に定める資産への投資等を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

② 前項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

③ 前2項の取扱いは、第23条から第29条まで、第32条および第37条から第39条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

④ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（運用の基本方針）

第20条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第21条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第22条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の指図）

第24条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の指図）

第25条　委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の指図）

第26条　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第29条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、

当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れの指図）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

（外貨建資産への投資制限）

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図はしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、委託者は速やかにこれを調整します。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第32条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第34条　〔削除〕

（混蔵寄託）

第35条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第36条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第37条　委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第38条　委託者は、前条の規定による一部解約金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第39条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　前項の資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％以内

③　前項の借入期間は、有価証券等の売却代金または償還金の入金日までに限るものとします。

④　借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第40条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第41条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第42条　この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成17年9月30日から平成18年2月20日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第43条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第44条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第45条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の23の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の処理方法）

第46条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるとき

は、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第47条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第48条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。また、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金は、この信託の受益権の取得申込金として、委託者が受益者に受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託の都度当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の都度、当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとします。

（受益証券の保管および返還請求の取扱い）

第49条　〔削除〕

（収益分配金および償還金の時効）

第50条　受益者が、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第48条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第51条　受益者は、自己に帰属する受益権につき委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤　委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第51条の2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第52条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥　第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第53条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第57条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第54条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第55条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第56条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第57条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第58条　第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨の請求をすることができます。

（運用状況に係る情報の提供）

第58条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第16条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。
平成17年9月30日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役　　井上　恵介

受託者　　大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長　　森田　豊

追加型証券投資信託
三井住友・ＤＣ年金バランス70（株式重点型）
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第20条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として内外の株式および公社債に投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）」、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う「国内債券パッシブ・マザーファンド」、ＭＳＣＩコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う「外国株式インデックス・マザーファンド」、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。このほか、内外の株式・公社債へ直接投資を行うことがあります。

(2)投資態度

① 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券を主要投資対象とする4つのマザーファンドに分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

② マザーファンド受益証券への投資を通じて行う各資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。ただし、それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲（±3%）を設けて調整を行います。

国内株式50%、国内債券15%、外国株式20%、外国債券10%、短期金融資産5%

③ 運用にあたっては、以下の比率により独自に作成した合成指数をベンチマークとし、ベンチマークに連動する投資成果を目指します。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）50%、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）15%、ＭＳＣＩコクサイインデックス（配当込み、円ベース）20%、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）10%、有担保コール翌日物5%

④ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本とします。

⑤ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以上とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、

原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ 有価証券先物取引等は、約款第24条の範囲内で行います。

⑧ スワップ取引は、約款第25条の範囲内で行います。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第26条の範囲内で行います。

⑩ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑪ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年2月18日、ただし決算応当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わない場合があります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
三井住友・ＤＣ年金バランス70（株式重点型）
〔信託約款〕

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条　受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項または第56条第2項による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条　委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をい

います。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第32条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　指定販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

③　前2項の取得申込者は、委託者、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④　第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結日である場合の受益権を表示する受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の規定にかかわらず、第48条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益証券の再交付の費用）

第16条　〔削除〕

（投資の対象とする資産の種類）

第17条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
   - イ. 有価証券
   - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）
   - ハ. 金銭債権
   - ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
   - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第18条　委託者は、信託金を、主として、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）受益証券」、「国内債券パッシブ・マザーファンド受益証券」、「外国株式インデックス・マザーファンド受益証券」、「外国債券パッシブ・マザーファンド

受益証券」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第18条の2　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第19条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第33条において同じ。）、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第17条ならびに第18条第1項および第2項に定める資産への投資等を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

② 前項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

③ 前2項の取扱いは、第23条から第29条まで、第32条および第37条から第39条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

④ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（運用の基本方針）

第20条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第21条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第22条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の指図）

第24条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の指図）

第25条　委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の指図）

第26条　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第29条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、

当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れの指図）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

（外貨建資産への投資制限）

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図はしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、委託者は速やかにこれを調整します。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第32条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第34条　〔削除〕

（混蔵寄託）

第35条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第36条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第37条　委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第38条　委託者は、前条の規定による一部解約金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第39条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　前項の資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％以内

③　前項の借入期間は、有価証券等の売却代金または償還金の入金日までに限るものとします。

④　借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第40条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第41条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第42条　この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成17年9月30日から平成18年2月20日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第43条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第44条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第45条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の24の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の処理方法）

第46条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるとき

は、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第47条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第48条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。また、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金は、この信託の受益権の取得申込金として、委託者が受益者に受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託の都度当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の都度、当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとします。

（受益証券の保管および返還請求の取扱い）

第49条　〔削除〕

（収益分配金および償還金の時効）

第50条　受益者が、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第48条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第51条　受益者は、自己に帰属する受益権につき委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤　委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第51条の2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第52条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥　第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第53条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第57条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第54条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第55条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第56条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第57条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第58条　第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨の請求をすることができます。

（運用状況に係る情報の提供）

第58条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第16条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。
平成17年9月30日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役　　井上　恵介

受託者　　大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長　　森田　豊

親投資信託
国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の株式に投資し、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2)運用方針

① 主としてＴＯＰＩＸ（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

② 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

(3)投資制限

① 外貨建資産への投資は行いません。

② 株式への投資割合には制限を設けません。

③ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲内で行います。

⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託
国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
〔信託約款〕

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2　受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金300億円を上限として、もしくは自らが委託者として設定する他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）がこの信託と同一性を有するものに限ります。以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。以下「信託適格有価証券」といいます。）を金300億円相当を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の有価証券および金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（次の各号の有価証券に該当するものを除きます。）であって次の各号の有価証券に係る権利を表示するものをいいます。

1. 取引所に上場されている有価証券
2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第2条第8項第10号ハに規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）
3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。

イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。ロ.において同じ。）

ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいいます。以下同じ。）又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。

ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券

③　この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円もしくは1兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託適格有価証券での信託の方法）

第4条　他の証券投資信託が、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

（信託期間）

第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項および第2項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第6条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第7条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第8条　委託者は、第2条の信託により生じた受益権については300億口を上限とした口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第10条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（追加信託金の計算方法）

第10条　追加信託金もしくは、追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会の定めるところにしたがい時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を受益権総口数で除した金額に、当該金額に0.08％の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（受益証券の発行、種類および受託者による認証）

第11条　委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③　委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

④　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

⑤　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（運用の基本方針）

第12条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第13条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ. 有価証券
   ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第16条に定めるものに限ります。）
   ハ. 金銭債権
   ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第14条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号および第3号の証券を以下「公社債」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第14条の2　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（投資する株式の範囲）

第15条　委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図できるものとします。

（先物取引等の運用指図、目的、範囲）

第16条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（保管業務の委任）

第18条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第21条 （削除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（資金の借入れ）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支

払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

（受託者による資金の立替え）

第27条 信託財産に属する有価証券等について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券等に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成15年2月17日から平成15年11月30日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第33条 追加信託金（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）または信託の一部解約金は当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額に償還口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

（一部解約）

第36条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.08％の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第43条　第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第37条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第44条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第46条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。
信託契約締結日平成15年2月17日

委託者　　東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役　　井上　恵介

受託者　　大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長　　高橋　温

親投資信託
国内債券パッシブ・マザーファンド
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第15条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

(2)投資態度

① ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。

② 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

③ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3)投資制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲内で行います。

⑦ スワップ取引は、約款第20条の範囲内で行います。

⑧ 金利先渡取引は、約款第21条の範囲内で行います。

⑨ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託
国内債券パッシブ・マザーファンド
〔信託約款〕

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条　受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第3条　委託者は、金30億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第2項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項による信託終了の日までとします。

（受益証券の取得申込の勧誘の種類）

第6条　この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第7条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第8条　委託者は、第3条の規定による受益権については30億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.03％の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行）

第11条　委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第12条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第13条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
   イ. 有価証券
   ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）
   ハ. 金銭債権
   ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
   イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第14条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第14条の2　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第16条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第17条　〔削除〕

（信用取引の指図）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の指図）

第19条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の指図）

第20条　委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の指図）

第21条　委託者は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④　金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤　委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥　本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」とい

います。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第24条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れの指図）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

（外貨建資産への投資制限）

第25条　委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

（保管業務の委任）

第26条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

②　この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（有価証券の保管）

第27条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第28条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第29条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第30条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第32条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条　この信託の計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成17年6月10日から平成18年5月25日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第36条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第37条　委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第38条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第39条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第40条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第41条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（一部解約）

第42条　委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

②　一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.03％の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

（信託契約の解約）

第43条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合および信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第48条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第45条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第47条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第48条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第49条　第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求をすることができます。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第51条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第52条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第53条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。
平成17年6月10日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役　　井上　恵介

受託者　　大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長　　高橋　温

親投資信託
外国株式インデックス・マザーファンド
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第12条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1.基本方針

この投資信託は、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、ＭＳＣＩコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2.運用方針

(1)投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

① 主として世界各国の株式に投資し、ＭＳＣＩコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。

③ 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

⑤ スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑧ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託
外国株式インデックス・マザーファンド
〔信託約款〕

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2　受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条　委託者は、金5,213,511,682円相当額の金銭および自らが委託者として設定する他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）がこの信託と同一性を有するものに限ります。以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。以下「信託適格有価証券」といいます。）を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の有価証券および金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（次の各号の有価証券に該当するものを除きます。）であって次の各号の有価証券に係る権利を表示するものをいいます。

1. 取引所に上場されている有価証券
2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第2条第8項第10号ハに規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）
3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。

イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。ロ.において同じ。）

ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいいます。以下同じ。）又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。

ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券

③　この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円もしくは3兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託適格有価証券での信託の方法）

第4条　他の証券投資信託が、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

（信託期間）

第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益証券の取得申込の勧誘の種類）

第6条　この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第7条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第8条　委託者は、第2条の信託により生じた受益権については5,213,511,682口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（追加信託の計算方法）

第10条　追加信託金もしくは、追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会の定めるところにしたがい時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を受益権総口数で除した金額に、当該金額に0.15%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（受益証券の発行、種類および受託者による認証）

第11条　委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③　委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

④　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

⑤　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（運用の基本方針）

第12条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第13条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産
イ.為替手形

（運用の指図範囲等）

第14条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証書
2.国債証券
3.特別の法律により法人の発行する債券
4.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5.コマーシャル・ペーパー
6.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
7.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
12.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13.外国法人が発行する譲渡性預金証書
14.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といいます。第2号から第4号までの証券および第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第2号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1.預金
2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3.コール・ローン
4.手形割引市場において売買される手形
5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第14条の2　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（投資する株式等の範囲）

第15条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されて

いる株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（先物取引等の運用指図、目的、範囲）

第16条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図、目的、範囲）

第17条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的、範囲）

第18条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為

替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第21条　委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（保管業務の委任）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第23条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第25条　（削除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（資金の借入れ）

第30条　委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

（受託者による資金の立替え）

第31条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第32条　この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成15年5月19日から平成15年12月1日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第33条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第34条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第35条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第36条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

（追加信託金および一部解約金の計算処理）

第37条　追加信託金（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）または信託の一部解約金は当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第38条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額に償還口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第39条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに受益者に当該償還金を支払います。

（一部解約）

第40条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.15%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第41条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第42条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第43条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第44条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第45条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第46条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第47条　第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第48条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第50条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。
平成15年5月19日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役　井上　恵介

受託者　　大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長　高橋　温

親投資信託
外国債券パッシブ・マザーファンド
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第15条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

ベンチマーク採用国の国債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

① ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
② ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
③ ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
④ 保有する外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑤ 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
⑥ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3)投資制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
④ 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑦ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲内で行います。
⑧ スワップ取引は、約款第21条の範囲内で行います。
⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲内で行います。
⑩ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
⑪ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託
外国債券パッシブ・マザーファンド
〔信託約款〕

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条　受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第3条　委託者は、金37億5,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第2項、第46条第1項、第47条第1項または第49条第2項による信託終了の日までとします。

（受益証券の取得申込の勧誘の種類）

第6条　この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第7条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第8条　委託者は、第3条の規定による受益権については37億5,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.1％の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第27条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行）

第11条　委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第12条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第13条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
   イ. 有価証券
   ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
   ハ. 金銭債権
   ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
   イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第14条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第14条の2　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第16条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（同一発行体の発行する公社債への投資制限）

第17条　委託者は、信託財産に属する同一の発行体にかかる公社債（わが国および外国の国債証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第18条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の指図）

第20条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の指図）

第21条　委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の指図）

第22条　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑤　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥　本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑦　本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れの指図）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第27条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（保管業務の委任）

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

② この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（有価証券の保管）

第29条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第32条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第34条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条　この信託の計算期間は、毎年12月18日から翌年12月17日までとすることを原則とします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間の開始日は平成15年12月18日とし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第37条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第38条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第39条　委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第40条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第42条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第43条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託契約の一部解約）

第44条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.1％の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

（信託契約の解約）

第45条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合および信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第46条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第50条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第47条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第48条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第49条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第50条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第51条　第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨の請求をすることができます。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第52条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第53条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第54条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第55条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。
平成15年12月18日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役　　井上　恵介

受託者　　大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長　　高橋　温